二、戰時陸海軍に從軍勤務中軍隊内にて犯せる罪又は州か聯邦議會の同意を得て平時保有せる軍隊内にて犯せる罪

三、治安裁判所警察裁判所にて審理する犯罪

四、高等裁判所か少年審判所として開廷する場合に管轄する犯罪

第六八三條　罪に問はる可き人を訴追し審理し且つ之を罰する手續を刑事訴訟(Criminal Action)と稱す。

第六八四條　刑事訴訟は罪に問はる可き人に對してカリホルニア州人民の名にて當事者となりて之を訴追す。

第六八五條　本法に於ては刑事訴訟にて訴追されたる當事者を被告人(Defendant)と稱す。

第六八六條　刑事訴訟に於ては被告人は左の權利を有す。

一、迅速且つ公けの裁判(公判)を受くること

二、民事訴訟同樣辯護人を許さるること、又は被告人自身及ひ辯護人を以て出頭防禦すること。

三、法廷に於て、自己に有利なる證人を擧け且つ自己に不利益なる證人と對質すること

但し

豫審判事(Committing magistrate)か豫審審理(Preliminarily examined)を行ひ被告人をして自から又は辯護士を介して反對訊問を發せしめ又は之を發する機會を之に與へたる上其證言を被告人の面前

にて問答體にて錄取する場合は此限りに非らす。

又其出廷を保證し得さる人民側の證人を訊問し被告人をして自から又は辯護士を介して反對訊問を發せしめ又は發する機會を之に與へたる上被告人の面前にて同樣の方法にて條件付きにて訊問調書を作れる場合に於ては其證人か死亡又は發狂又は相當探せるも州内にて見付け得さることを裁判所の滿足する樣證明せる上其訊問調書を朗讀することを得。

又前の審理の際被告人をして自から又は辯護士を介して反對訊問を發せしめ又は發する機會を之に與へたる上被告人の面前にて錄取せる證人の證言(人民側の證言たると被告人側の證言たるとを問はす)も其後證人か死亡するか又は精神病に罹れるか又は管内を去るか又は相當之を探かすも州内にて見付け得さる場合に於ては將來構成さるる犯罪の證據として之を許容することを得。

第六八七條　何人も一度訴追されて有罪又は無罪となれる犯罪の爲め再ひ訴追さるることなし。

第六八八條　刑事訴訟に於ては自己に不利益の證人となることを何人にも强制することを得す。未た有罪と決せさる刑事被告人に對して取調上必要以上の束縛を加ふることを得す。

第六八九條　裁判所にて承認記錄せる陪審員の評決によるか又は有罪の答辯によるか又は第一〇一一條に掲くる場合に於て妨訴抗辯に對して被告人に不利の決定の下るか又は重罪以下の刑事事件の陪審辭退の場合に於ける裁判所の決定によるに非らされは何人に對しても犯罪に關する刑罰を課することを得す。

第一章　犯罪の防止

第一節　合法的抵抗

第六九二條　左のものは犯罪の實行に對して合法的抵抗をなすことを得。

一、將さに害を被らんとせる人

二、他の人

第六九三條　將さに害を被らんとせる人は犯罪を防止するに充分なるたけの抵抗をなすことを得。

一、自己の身體又は其家族又は其家族の一人に對する罪を防止する爲め

二、其合法的に占有せる物を奪ひ又は損はんとする暴力による違法の意圖を防止する爲め

第六九四條　他の何人も、害を被らんとせる人を援助又は擁護する爲め、罪を防止するに足るたけの抵抗をなすことを得。

第二節　治安官吏の干渉

第六九七條　犯罪は治安官吏の干渉によつて之を防止することを得。

一、治安維持の保證を求むることによつて、

二、市及ひ町に警察を組織し必要(配置す可き責任のある)の場所に警官の配置を命することによつて

三、暴動の鎭壓によつて

第六九八條　治安官吏か犯罪の防止に從事する權限を有する場合に於て他の人か其命令によりて之を援助することは正當の行爲なり。

第三節　治安維持の保證

第七〇一條　人か他人の身體又は財產に對する罪を犯さんと脅せることを第八〇八條に揭くるマジストレートの何れかに通告(告訴、告發)することを得。

第七〇二條　前記マジストレートか此通告に接するときは通告者及ひ通告者の擧くる證人を宣誓せしめたる上之を訊問し其訊問調書を作り供述者をして之に署名せしむ可し。

第七〇三條　訊問調書に照らして

被通告人か其脅せる罪を犯しはせぬかと憂ふ可き相當の理由あり

と認むるときはマジストレートは

通告の要旨を揭け且つ直ちに被告人を逮捕(Arrest, Warrant of Arrest と云ふ英語は其場合に應して

勾引、逮捕、勾引狀、逮捕狀と譯せさる可らす。乍然同一の原語を譯者の判斷を以て譯し分けるよりも假に悉く逮捕と譯し置く方却て便利と信し悉く之を逮捕と譯せり。)しマジストレートの許に引致することを命する

其郡の執行官又は州内のコンステーブル、マーシャル、警官に總括的に宛てたる逮捕狀を發す可し。

第七〇四條(一九一七年四月改正) 被通告人をマジストレートの許に引致せる場合に於て其被通告人か犯意なき旨を述へて通告に反對するときはマジストレートは之に關する證據調へをなす可し。證言は文書に作成し證人をして之に署名せしむ可し。マジストレートは自己の自由裁量を以て證言及ひ訊問手續を速記せしむることを得。マジストレートは之に關する速記者を任命することを得。證人の訊問調書は本法第八六九條に揭くる書式にて之を作成認證す可し。

第七〇五條 脅したと言立られたる罪を犯しはせぬかと憂ふ可き理由なしと認むるときは被通告人を釋放す可し。

第七〇六條 其罪を犯しはせぬかと憂ふ可き理由ある場合に於ては被通告人に

州の人民殊に通告人に對して治安を維持することを保證せる、五千弗以下の範圍に於てマジストレートの命する保證金額の、且つ一人又は數人の保證人を立てたる保證書を入るることを命することを得。此保證書は六ケ月間有效にして且つ羈束力を有す。通告を更新するときは之を延長するか又は新保證書を求むることを得。

第七〇七條 前條の保證書を入れたるときは被通告人を釋放す可し。之を入れさるときはマジストレートは保證を入る可き命令、其金額、及ひ之を入れさりしことを逮捕狀に揭けて之を監獄に收容す可し。

第七〇八條 被通告人か命せられたる保證を入れさりし爲め收容されたる後之を入るるときはマジストレートは之を釋放することを得。

第七〇九條 マジストレートは保證書を郡書記役所に差出す可し。

第七一〇條 人か裁判所にて又はマジストレートの面前にて他人を毆打するか又は毆打すと脅し若しくは他人の身體財產に對する罪を犯さんと脅し若しくは怒語を發して他人と爭ふときは裁判所又はマジストレートは本節に揭くる保證を立つることを命することを得。其場合に於て之を拒むときは第七〇七條に揭くる通り之を收容することを得。

第七一一條 治安を害せるものとして通告されたる人か有罪と決するときは保證を破りしこととなる。

第七一二條 檢事正か高等裁判所に有罪決定の證據を提出するときは裁判所は保證書の訴追を命す可し。檢事正は州人民の名にて直ちに之に關する訴訟を開始す可し。

第七一三條 此訴にては有罪決定の記錄に揭くる罪は即ち保證を破れるものなりと主張す可し。此記錄は保證を破れる確定證據なり。

第七一四條　本節に掲くる以外の治安維持に關する保證又は行狀良好の保證を命することを得す。

第四節　市及ひ町に於ける警察及ひ必要の場所に於ける其配置

第七一九條　本州の市及ひ町に於ける警察の組織及ひ取締は特別法によりて支配せらる。

第七二〇條　市長其他市又は町の警察を指揮する人は治安を維持し治安妨害の虞ありと認むる場合に公衆の集會に配置するに足るたけの警官を指揮す可し。

第五節　暴動の鎮壓

第七二三條　執行官其他令狀召喚狀を執行する權限を有せる官吏か其執行に抵抗さるることを見出し又は抵抗さるることを憂ふ可き理由を有する場合に於ては自己を助けて抵抗を打破ふる樣及ひ必要の節は抵抗者其幇助者其教唆者を逮捕監禁する樣其適當と認むる數の其郡内に住する男兒に命することを得。

第七二四條　前記官吏は裁判所侮辱罪として之に對する處置をなし得る樣抵抗者其幇助者其教唆者の名を其令狀其召喚狀を發せる裁判所に報告す可し。

第七二五條　削除

第七二六條　武裝せると否とを問はす若干數の人か不法に又は暴動的に集合せる場合に於ては郡の執行官及ひ其代理町又は市を支配する官吏又は治安判事及ひ其コンステーブル又は其何れかは集まれる人の聞又はなる可く其近くに行き州の人民の名に於て直ちに解散する樣之に命す可し。

第七二七條　集れる人々か直ちに解散せさるときは前記マジストレート及ひ前記官吏は之を逮捕す可し。且つ之に關して其場に居る又は郡内に居る總ての人に援助を命することを得。

第七二八條　削除

取七二九條　削除

第七三〇條　削除

第七三一條　削除

第七三二條　削除

第七三三條　削除

第七三四條　如何なる團體たるを問はす正式の本州國民兵及ひ合衆國軍隊以外の團體か本州知事の許可なくして軍隊として集合し本州の市又は町を武器を携へて操練をなし又は行列行進することは合法に非らす。之に關する本州知事の許可は何時にても之を取消すことを得。但し軍事學か其教育課程の一部分たる

學事營造物の學生は知事の許可を得たる上其教官の監督の下に武器を携へて公然操練をなし又は行進することを得。又此規定は劍を帶ふることを慈善團體又は社會團體に禁止するものと解釋す可らす。本條の規定に違反せる人は輕罪に處せられ逮捕及ひ所罰せらる。

第二章　懲戒等によつて官吏を罷免する裁判手續

第一節　懲戒

第七三七條　知事、副知事、州書記官、財政監督官、出納官、檢事總長、測量長官、最高裁判所判事、及ひ高等裁判所判事は其職務上の犯罪の爲め懲戒に付せらる。

第七三八條　懲戒は皆下院にて選擧せる擔任者の採用創始處理せる決議による可し。擔任者は懲戒書を作成し之を上院の法廷に提出し之を訴追す可し。上院に懲戒裁判所を開らき之を審理す可し。

第七三九條　下院か職務上の犯罪に關して官吏を懲戒するときは懲戒書を上院議長に渡す可し。

第七四〇條　上院は懲戒取調日を指定し之を下院に通知す可し。上院議長は懲戒書の寫一通及ひ指定の時日指定の場所に出頭し答辯す可き旨の通知書を取調指定日より少なくとも十日以前に被告人に送達せしむ可し。

第七四一條　送達は被告人に直接之を送達す可し。相當調ふるも州内に於て被告人を發見し得さる場合に於ては上院は其事實(被告人を發見し得さること)の證明を得たる上適當と認むる方法にて指定の時日指定の場所に出頭し懲戒書に答ふることを之に命する旨の通知を廣告する樣命することを得。

第七四二條　被告人か出頭せさるときは上院は前二條に規定せる送達又は廣告の證明を得たる上職權を以て又は理由を糺したる上他の懲戒取調日を指定するか又は被告人不在の儘之を審理し判決を下すことを得。

第七四三條　被告人出頭するときは被告人は文書を以て懲戒書の不備に對して異議を申立つるか又は無罪の口頭答辯を以て之に答ふることを得。此答辯は日誌に記入し懲戒書中の主なる各主張を爭點に付す可し。

第七四四條　懲戒書の不備に對する異議の申立か此辯論を聞ける上院議員の過半數により支持されるときは直ちに懲戒書に答ふることを被告人に命す可し。其時被告人か有罪と答ふるか又は答ふることを拒むときは上院は被告人に對して有罪の判決を下す可し。若し被告人か無罪なりと答ふるときは上院は其指定せる期日懲戒審理の手續をなす可し。

第七四五條　指定時日指定場所にて且つ上院か懲戒に取掛るに先立ちて、

書記官は上院議長に、

上院議長は出席せる各上院議員に、

懲戒を眞實且つ公平に審問審理決定する旨を宣誓せしむ可し。上院議員は此宣誓をなさざる內は懲戒又は之に關して生する問題に盡し又は之に關する投票をなすことを得す。

第七四六條　然り及ひ否と投票する投票數の三分の二の一致によらされは有罪の決定を下すことを得す。投票數の三分の二か有罪なりと云ふ意見に一致せさるときは被告人を無罪とす可し。

第七四七條　有罪決定後上院は其指定せる期日上院日誌に記入せる決議の形式を以て其判決を言渡す可し。

第七四八條　無罪又は有罪の問題に投票せる出席議員の過半數か此決議を可決するときは此決議は上院の判決となる。

第七四九條　判決は

被告人を停職に處すること、又は

被告人を罷免し且つ州の名譽信任又は有給の地位に就く資格を剝奪すること

たることを得。

第七五〇條　停職の判決の下たるときは被告人は停職中其地位に伴ふ給料手數料を受取る資格を有せす。

第七五一條　官吏に對する懲戒書を上院に提出せるときは此官吏は一時停職に處せられ無罪となる迄其職務を執ることを得す。知事以外の官吏か斯る停職に處せられたる場合に於ては知事は上院に諮詢し其同意を得て

懲戒されたる官吏の無罪となる迄一時其地位を補充する人

を直ちに任命す可し。又免職の場合に於ては法律に定むる通り次の選擧に於て欠員の補充さるる迄其地位を補充する人を直ちに任命す可し。

第七五二條　副知事か懲戒さるるときは他の議長を選擧し得る樣下院より直ちに懲戒通知を上院に送る可し。

第七五三條　懲戒の結果有罪と決せる犯罪か大陪審員より起訴し得る又は檢事正より通告手續をなし得る犯罪たる場合に於ては此懲戒を受けたることは起訴又は通告手續の支障（譯者註、被告側より云へは訴追を妨止し得る抗辯）とならす。

第二節　懲戒以外による官吏の罷免

第七五八條　其官吏の選擧又は任命されたる郡若しくは其官吏の選擧又は任命されたる行政區劃の在る郡の大陪審員は其職務上の不正行爲又は收賄行爲に關する區（District）吏郡吏町區（Township）吏市吏の罪狀

を掲くる求罰書(Accusation又は糾彈書)を提起することを得。

第七五九條　求罰書は通常且つ簡明の文字を以て且つ重複にならさる樣其犯罪を之に掲く可し。

第七六〇條　其郡の檢事正を求罰せる場合に非らさる限り大陪審長は求罰書を其郡の檢事正に渡す可し。檢事正は其寫し一通を被告人に送達せしめ且つ通知に掲くる時日其郡の高等裁判所に出頭し求罰書に答ふることを少なくとも十日以前に文書を以て之に通知せしむ可し。然る後求罰書原本を郡書記に差出す可し。

第七六一條　被告人は裁判所か相當の理由の爲め他の日を指定せさる限り通知に指示せる日出頭して求罰に答ふ可し。出頭せさるときは裁判所は其不在の儘求罰書を取調へ之を決定することを得。

第七六二條　被告人は求罰書を不完全なりとして之に異議を申立てるか又は其眞實を否認することによつて求罰書に答ふることを得。

第七六三條　被告人か求罰書を不完全として之に異議を申立つるときは其異議は文書を以て之を申立つ可し。但し異議の理由を明瞭に表はすことを以て足れりとし何等書式によることを要せす。

第七六四條　被告人か求罰書の眞實を否認するときは否認は口頭たることを得。且つ宣誓を要せす。且つ之を帳簿(minute)に記入す可し。

第七六五條　求罰を不完全とせる異議の申立か許容されさるときは被告人は直ちに之に答ふ可し。

第七六六條　被告人か罪を犯せりと答ふるか又は求罰に答ふることを拒むときは裁判所は被告人に對して有罪の判決を下す可し。被告人か被告事件を否認するときは裁判所は卽日又は其指定する期日被告事件を審理す可し。

第七六七條　審理は陪審員之を審理す可し。且つ輕罪に關する大陪審員起訴の場合の審理と萬事同樣に之を行ふ可し。

第七六八條　檢事正及ひ被告人は大陪審員より起訴されたる事件の審理の場合と同樣夫れ夫れ證人の出頭を强制するに必要の令狀呼出狀を求むる權利を有す。

第七六九條　有罪と決するときは裁判所は其指定せる日被告人を免職する旨の判決を言渡す可し。但し免職されたることを確實とするには判決を帳簿に記入し且つ其理由を之に掲くることを要す。

第七七〇條　本節の規定によれる官吏免職の判決に對して、民事訴訟の判決に對すると同一方法にて、最高裁判所に上訴することを得。但し判決を下せる高等裁判所判事の自己の意見にては上訴す可き可なりの理由ありと認むる旨の證明書を判決記入後三十日以內に同裁判所書記事務所に差出ささる限り判決記入三十日後より其判決の破棄さるる迄被告人を停職に處す。若し抗告申立書(譯者註、第二編第七章第五節參照)か此證明書を求むる申請に使用す可き時に決定せさるか又は判決記入後二十日以內に決定せさるときは上訴の理由とせる誤謬を其判決の滿足する方法にて其判事に示すことを得。三十日以內に斯る證明書を差出ささるときは欠員の場合と同樣上訴中其官吏を補充す可し。本條によれる上訴は上訴裁判所に於て

上訴裁判所の特別命令によりて其日程に優先上程せるもの以外の總ての訴訟に先立ちて優先取調へらるる資格を有す。

第七七一條　檢事正の免職に關して同一の手續をなすことを得。但し此場合に於ては大陪審員より書記書記より高等裁判所判事に求罰書を渡す可し。其場合に於ては高等裁判所判事は或人を指名して此事件の檢察官の役を務めしむるか又は隣郡檢事正の手に求罰書を渡し此事件を處理することを之に求む可し。

第七七二條　高等裁判所管内の官吏か其職務上なせる又はなす可き勞務に對して違法の手數料を賦課徵收せる旨若しくは其職務を行ふことを拒はみ又は怠たれる旨を主張せる何人かの誓證付き告發書か高等裁判所に提出されたるときは裁判所は告發書の提出されたるときより五日乃至十日間の或期日に裁判所に出頭する樣被告發者を召喚す可し。同日又は告發書の提出されたる日より二十日を超えさる其後の他の日略式の方法にて告發書之に關する證據被告發者の答辯其提供せる證據を取調らふ可し。取調らへの上告發を至當と認むるときは裁判所は被告發者の官職を奪ひ且つ告發者に五百弗及ひ民事訴訟に許せる訴訟費用を拂ふ可き旨の判決を下たす可し。

第七七三條　右條文は一九二九年五月削除せり。

第三章　起訴狀を以て訴追する刑事訴訟の手續。收監（含みて）迄

第一節　犯罪の管轄地

第七七七條（一九一九年四月改正）　州内に於て罪を犯せる人は皆本州の法律を以て之を罰す。但し法律上合衆國裁判所にて專屬的に之を審判す可き場合は此限りに非らす。又此所に反對の規定なき限り各犯罪は之を犯せる郡にて之を管轄す。但し父母か本州の少年審判所法によつて其郡の少年審判所の被保護者と宣告されたる少年に關する本法第二七〇條の規定を犯し其少年審判所より其少年を人、協會、團體か其少年を他の郡に居らしむる場合に於ては監護に付せる郡又は其少年の居る郡の何れか（兩郡の何れにても一方）か之を管轄す。

第七七八條　州外にて開始せる犯罪の實行か本州の境界内にて完成せる場合に於ては假令被告人か其犯罪實行のとき州外に居たる場合と雖も本州に於て之を罰す。若し其罪か無罪となる可き第三者の參加により又は被告人自から直接行へる他の方法により州内に於て完成せる場合に於ては犯罪の完成せる郡之を管轄す。

第七七八條a　人か罪を犯かす意圖を以て其意圖を實行又は其一部分を實行する行爲を州内にてなせる場合に於ては其犯罪か州内に於て其極に達せるとき又は州外に於て其極に達せるとを問はす恰かも其犯罪か全然州内に於て實行されしと同一方法にて本州に於て之を罰す。

第七七八條b　州外に居る人か他の人をして州内に於て罪を犯さしめ又は他の人か州内に於て罪を犯かすことを幇助慫慂又は奬勵し且つ其人か其後州内に於て發見さるる場合に於ては其人か其罪を犯さしめ又は罪を犯かすことを幇助慫慂又は奬勵したる當時恰かも州内に居しと同一方法にて之を罰す。

第七七九條　本州の住民か本州管外にて豫かしめ指定又は約束の上決闘をなすか又は其介添人として之に關係し且つ其決闘の爲め人か負傷を蒙りて州内にて死亡せる場合に於ては其犯罪は死の生せる郡之を管轄す。

第七八〇條　本州の住民か決闘に關する本法の規定の運用を避くる目的を以て本州を去り且つ本法にて禁せる行爲をなす意圖を以て又はなす目的を以て決闘を挑める場合に於ては犯人か罪を犯かせし當時其住民たりし郡之を管轄す。

第七八一條　罪か一部分一郡にて犯かされ一部分他郡にて犯かされ若しくは罪を構成する又は罪の完成に必要なる行爲又は其結果か二郡又は二郡以上の郡にて生せる場合に於ては二郡又は數郡の何れかか之を管轄す。

第七八二條　罪か二郡又は二郡以上の郡の境界又は境界より五百ヤード以内に於て犯かさるる場合に於ては二郡又は數郡の何れかか之を管轄す。

第七八三條　罪か河、灣、沼、湖又は運河を航行する若しくは航行の爲め之に繫泊せる船上にて州内にて犯されたる場合に於ては其船舶か其航行中通過せる郡又は航行の終點たる郡之を管轄す。罪か瀧車の中にて州内にて犯されたる場合に於ては瀧車の通過せる郡又は瀧車の終點たる郡之を管轄す。

第七八四條　左の犯罪は其郡内にて罪の犯されたる郡又は其犯罪によりて其郡内より被害者を取り去られたる郡又は其郡内にて被告人か罪を犯かす樣煽動周旋幇助する行爲又は關係者を敎唆する行爲をなせる郡之を管轄す。

一、其意に反して州内に窃かに之を監禁する又は州外に送る又は一郡より他郡に送る又は奴隷に賣るすること又は之を瞞し込み又は誘拐すること

二、其父母、後見人其他小兒を合法的に監督する人より之を抑留隱匿する意圖を以て十二歳以下の小兒ををひき出し取り去り又は誘ひ出すこと

三、娼妓とする目的を以て十八歳以下の從前清淨なりし未婚婦人を瞞し込み誘惑し又は取り去ること

四、妾とするか又は娼妓とする目的を以て其父母後見人其他合法的に其身體を監督する人の同意なく

して其父母後見人其他其身體を合法的に監督する人より十六歳以下の女を取り去ること

第七八五條　被告人か一郡にて重婚罪又は近親相姦罪を犯し他の郡にて捕縛されたる場合に於ては兩郡の何れかか之を管轄す。

第七八六條　一郡にて押人強盜竊盜橫領によりて奪はれたる物か他郡に運はれたる場合に於ては兩郡の何れかか此犯罪を管轄す。但し後記の郡に於ける被告人の處刑以前に被告人か前記の郡にて大陪審員より起訴さるるときは後記の郡の執行官は要求さるるときは前記の郡の執行官に之を引渡す可し。

第七八七條　州内の何れの郡も監獄より逃亡せる罪の管轄權を有す。

第七八八條　州内の何れの郡も州外に於て明らかに行はれたる反逆行爲の管轄權を有す。

第七八九條　他州にて他人の物を盜み又は橫領し若しくは盜みと知り乍ら之を受取り之を州内に運へる犯罪に關しては其盜まれ又は橫領されたる物か運はれたる又は通過されたる郡之を管轄す。

第七九〇條　死の原因となれる傷害は一郡にて蒙り被害者は他郡又は州外にて死せる殺人犯に關する刑事訴訟の管轄權は傷害を蒙りし郡にあり。

第七九一條　從犯の場合に於ては正犯か他の郡にて行はれしに拘はらす從犯の行はれし郡之を管轄す。

第七九二條　正犯か正犯の行はれし場所に居さりし場合の、正犯に對する刑事訴訟は若し其人か其場所に居て之を幇助敎唆せしならは本法に從つて之を管轄す可かりし郡之を管轄す。

第七九三條　犯罪として訴追されし行爲か他州又は他國及ひ本州の管轄權内にある場合に於ては前者に於ける其有罪處刑（有罪と決定し處刑され又は刑猶豫等となれること）又は無罪放免は本州に於ける其訴追又は起訴の支障となる。（訴追起訴を免かるる完全なる理由完全なる抗辯となる）

第七九四條　罪か二郡又は二郡以上の管轄に屬する場合に於ては一郡に於ける其有罪處刑又は無罪放免は他郡に於ける其訴追又は起訴の支障となる。

第七九五條　刑法第四一二條第四一三條第四一四條に違反せるもの又は前記諸條の何れかに違反せんとする共謀に關する管轄權は何れの郡に於ても

第一、罪を犯かす爲め何等かの行爲をなせる郡又は

第二、犯人か罪を犯かす爲め之に、之より又は之を通つて通過せし郡又は

第三、犯人を逮捕せし郡

にあり。

第二節　刑事訴訟開始の時期

第七九九條　殺人犯、官金橫領、官文書僞造の訴追を開始す可き時期に關しては時效を設けす。殺人に關

する訴追は殺されし人の死後何時にても之を開始することを得。官金横領又は官文書僞造に關しては犯罪の發見後何時にても之を開始することを得。

第八〇〇條　殺人犯、官金横領、官文書僞造以外の重罪に關する大陪審員起訴狀又は檢事正の通告手續書の提出は犯罪の行はれし後三ヶ年以内に之をなす可し。

第八〇一條　輕罪に關する大陪審員起訴狀又は檢事正の通告手續書の提出は犯罪の行はれし後一ヶ年以内に之をなす可し。

第八〇二條　罪を犯かせしとき被告人か州外に居る場合に於ては大陪審員起訴狀又は檢事正の通告手續書の提出は被告人か州内に來れる後茲に掲くる期間内に之をなすことを得。被告人か本州の住民に非らさる期間又は本州内に通常住居せさる期間は時效期間に之を計算せす。

第八〇三條　本節に於て大陪審員起訴狀の提出(found)かなさるると云ふは大陪審員か公開法廷(open court)に於て之を提出(present)し其所にて受理さることを云ふ。

第三節　檢事正の通告手續

第八〇六條　告訴狀告發狀(Complaint)は人か之に掲くる或罪を犯せることを主張せる裁判所又はマジストレートに宛たる文書なり。

第八〇七條　マジストレートは被疑者、被告人の逮捕狀を發する權限を有する官吏なり。

第八〇八條（一九二五年五月改正）　左のものはマジストレートなり。

一、最高裁判所判事
二、高等裁判所判事
三、治安判事
四、町又は市に於ける警察マジストレート（警察判事）

第八〇八條　左のものはマジストレートなり。

一、最高裁判所判事
二、高等裁判所判事
三、都市裁判所判事
四、治安判事
五、町又は市に於ける警察マジストレート

第八〇九條　被告人か本法第八七二條に掲くる通り訊問收監されたる場合に於ては、其後三十日以内に、此犯罪を審理す可き郡の高等裁判所に被告人の罪狀を掲くる通告手續書（Information 檢事正の起訴狀）を差出すことは檢事正の義務なり。通告手續書はカリホルニア州の人民の名を以てし檢事正之に署名し且つ

同一の犯罪に關する大陪審員起訴狀と同樣の書式たる可し。

第八〇九條（一九二七年五月改正）　被告人か本法第八七二條に掲くる通り訊問收容されたる場合に於ては、其後十五日以内に、此犯罪を審理す可き郡の高等裁判所に、被告人の罪狀を掲くる通告手續書を差出すことは檢事正の義務なり。通告手續書はカリホルニア州の人民の名を以てし檢事正之に署名し且つ同一の犯罪に關する大陪審員起訴狀と同樣の書式たる可し。通告手續書は收監命令に掲くる一罪又は數罪若しくは豫審判事の許にて調へたる證據に現はれたる一罪又は數罪を之に掲くることを得、

第八一〇條　現に繫屬せる又は將來開始さるる刑事訴訟の通告手續書其他原被申立書（準備書面）か從來喪失又は滅失せるか又は將來喪失又は滅失する場合に於ては裁判所は檢事總長檢事正又は被告人の申請に基きて通告手續書其他原被申立書の寫を差出し原本に代ふることを命す可し。本條に規定せる通り差出して原本に代へたる場合に於ては其寫は恰かも其寫か原本其物たりしと同一の效力を有す。

第四節　逮捕狀（Wrrant of Arrest）

第八一一條　其郡内に於て審理す可き犯罪の行はれたることをマジストレートの許に通告（告訴告發）せるものある場合に於てはマジストレートは宣誓せしめたる上通告者又は訴追者及び其擧けたる證人を訊問し其訊問調書を作り供述者をして之に署名せしむ可し。

第八一二條　訊問調書は訴追者及び其證人の逃へたる、犯罪の實行されたること被告人の有罪なることを證明す可き事實を之に掲く可し。

第八一三條　マジストレートか

訴へられたる罪は犯されたり、且つ

被告人か之を犯せしと信す可き相當理由あり

と訊問調書に照らして認むるときはマジストレートは逮捕狀を發す可し。

第八一四條　逮捕狀は文書を以てせる、人民の名を以てせる、マジストレートの署名せる、被告人の逮捕を命する命令なり。其書式は大要左の通りたることを得。

……郡

カリホルニア州人民より本州又は……郡の執行官コンステーブル、マーシャル又は警官に對して

本日ABより宣誓の上……罪（之を掲く）か犯かされ且つCDか其犯人たる旨の通告を余になせる故

前記CDを直ちに逮捕し之を……（所の名を掲けて）に於ける余の許に引致すること若し余不在又は

執務不能のときは本郡に於ける最寄のマジストレートの許に引致することを汝に命す

……年……月……日

第八一五條　逮捕狀は被告人の名を之に掲く可し。若しマジストレートか被告人の名を知らさるときは任意の名を以て被告人を之に指示することを得。又發行の時日發行せる郡市又は町を掲け且つマジストレートは其官名を掲け之に署名す可し。

第八一六條　逮捕狀は治安官吏に向けて之を發し且つ治安官吏之を執行す可し。

第八一七條（一九二一年五月改正）　治安官吏(Peace officer)は

郡の執行官
市又は町のコンステーブル、マーシャル、警官（譯者註、警官と譯せるはポリースマンなり、されともポリースマンに限らすコンステーブル、マーシャル皆一種の警官なり）
十人以下のカリホルニア州製藥局檢査官
二人以下のカリホルニア州醫藥檢査局特別檢査官
二人以下の同助手

なり。

第八一七條（一九二七年五月改正）　治安官吏は

郡の執行官
都市裁判所のマーシャル
町區のコンステーブル
市又は町のマーシャル又は警官
十人以下のカリホルニア州製藥局檢査官
二人以下のカリホルニア州醫藥檢査局特別檢査官
二人以下の同助手

なり。

第八一八條　最高裁判所判事又は高等裁判所判事か逮捕狀を發する場合に於ては州内の任意の執行官コンステーブル、マーシャル警官に宛てて一般的に之を發することを得。之を渡されたる此等官吏の何人にても之を執行することを得。

第八一九條　他のマジストレートか之を發する場合に於ては之を發せる郡の執行官コンステーブル、マーシャル警官に宛てて一般的に之を發することを得。且つ其郡にて之を執行することを得。若し被告人か他の郡に居る場合に於ては其郡のマジストレートの文書による指圖を得たる上其郡にて之を執行することを得。其指圖は

此逮捕狀は……郡にて之を執行することを

と書せる指圖にして逮捕狀に裏書しマジストレート其官名を書して之に署名し且つ月日を掲くるものたる

可し。

第八二〇條　前條に掲くる裏書は逮捕狀を發せる郡の高等裁判所の官印を押捺せる、同郡郡書記の作成せるマジストレート身分證明書を逮捕狀に添付するに非らされは、又は信賴す可き證人か逮捕狀に裏書又は添付せる文書を以て逮捕狀を發せるマジストレートの筆蹟を宣誓の上證明するに非らされは之をなすことを得す。此證明を伴ふときは逮捕狀か違法又は不當に發せられたることか其後明らかとなれる場合と雖も之に裏書せるマジストレートは民事訴訟又は刑事訴訟に關する何等責任を有せす。

第八二一條　被告事件か重罪の場合に於ては逮捕せる官吏は第八二四條に掲くる通り逮捕狀を發せるマジストレート又は同郡の他の或マジストレートの許に之を引致す可し。

第八二二條　被告事件か輕罪にして被告人か他の郡にて逮捕されたる場合に於ては其官吏は被告人より求めらるるときは其郡に於けるマジストレートの許に之を引致す可し。其マジストレートは被告人に保釋を許し被告人より保釋保證書を取る可し。

第八二三條　保釋保證書を取るときはマジストレートは其旨を逮捕狀に記載し被告人を監督せる官吏に逮捕狀及ひ保釋保證書を渡す可し。此に於て其官吏は被告人を釋放し且つ直ちに逮捕狀及ひ保證書を被告人の出頭を求むる裁判所の書記に渡す可し。

第八二四條　被告人の保釋を許せるも直ちに保釋保證書を提出せさる場合に於ては其官吏は逮捕狀を發せるマジストレート、又は其マジストレートか不在又は執務不能のときは同郡に於ける最寄のマジストレートの許に被告人を引致す可し。且つ同時に

逮捕狀に其始末を裏書し且つ署名して之をマジストレートに渡す可し。

第八二五條　被告人は何れの場合に於ても不必要の遲延なしにマジストレートの許に送らるる可し。此逮捕後カリホルニア州記錄裁判所にて開業する資格を有する辯護士は被告人又は被告人の親族より要求さるるときは斯く逮捕されたる被告人を訪ふことを得。斯く逮捕されたる被告人を監督せる人か此辯護士か此被告人を訪ふことを故意に拒絶するか又は許さざりしときは輕罪に處せらる。之に關する適當の願出のありたるとき收監中の被告人を監督せる人か

其被告人を訪ふことを辯護士に許すことを拒絶

するときは被害者に五百弗の金額を拂ふ可し。被害者は管轄裁判所に訴へて之を回收することを得。

第八二五條（一九二七年五月改正）　被告人は何れの場合に於ても不必要の遲延なしに、且つ如何なる

場合に於ても日曜日休日を除きて逮捕後二日以内に、マジストレートの許に送らるる可し。此逮捕後カリホルニア州記錄裁判所にて開業する資格を有する辯護士は被告人又は被告人の親族より要求さるるときは斯く逮捕されたる被告人を訪ふことを得。斯く逮捕されたる被告人を監督せる人か此被告人を訪ふことを故意に拒絶するか又は許ささりしときは輕罪に處せらる。之に關する適當の願出のありたるとき、收監中の被告人を監督せる人か其被告人を訪ふことを辯護士に許すことを拒絶するときは被害者に五百弗の金額を拂ふ可し。被害者は管轄裁判所に訴へて之を回收することを得。

第八二六條　被告人か逮捕狀を發せるマジストレート以外のマジストレートの許に引致さるるときは逮捕狀を發せる基となれる訊問調書を其マジストレートに送る可し。訊問調書を入手し得さるときは改めて證據調らへをする爲め訴追者及ひ其證人を召喚す可し。

第八二七條　本州の他の郡にて審理す可き犯罪の行はれたる旨竝に其被告人は此通告をなさるる郡に居る旨を揭くる通告書かマジストレートの許に提出さるるときは本節に規定せると同一の手續をなす可し。但し逮捕狀は此罪を審理す可き郡の最寄のマジストレートの許に被告人を引致す可き旨を之に揭く可し。又通告者又は訴追者及ひ其擧けたる證人の訊問調書はトジストレートより逮捕狀を渡せる官吏に之を渡す可し。

第八二八條　逮捕狀を執行する官吏は此罪を審理す可き郡の最寄のマジストレートの許に被告人を引致す可し。且つ其マジストレートに訊問調書及ひ逮捕の始末を之に裏書せる逮捕狀を渡す可し。此所に於て其マジストレートは自から逮捕狀を發せると同一の方法にて其處置をなす可し。

第八二九條　第八二七條に基きて發せられたる逮捕狀に揭くる罪か輕罪の場合に於て、被告人より求めらるるときは、逮捕せる官吏は被告人を逮捕狀を發せる郡のマジストレートの許に引致す可し。其マジストレートは被告人に保釋を許す可し。且つ直ちに逮捕狀、訊問調書、保釋保證書を被告人の出頭を要する裁判所の書記に送付す可し。

第五節　逮捕、逮捕する人、逮捕する方法

第八三四條　逮捕は法律を以て權限を付與せる場合に法律を以て權限を付與せる方法にて人を引致することなり。逮捕は治安官吏又は一私人之をなすことを得。

第八三五條　逮捕は被告人の身體を實際束縛することによつて之をなす。被告人は其逮捕留置に必要なる程度以上の束縛を加へらるることなし。

第八三六條　治安官吏は自己に渡されたる逮捕狀に從つて逮捕をなすことを得。又

一、其面前にて罪を犯かし又は犯さんとしたるとき

二、其面前に非らすとも逮捕さるる人か重罪を犯せしときは

三、重罪か事實上行はれ且つ其治安官吏か被逮捕者か之を犯せしと信す可き相當理由を有するときは
四、被逮捕者か重罪を犯せしことを相當の理由を付して訴追(告訴告發)せるものあるときは
五、夜間、被逮捕者か重罪を犯せしと信す可き相當の理由ありし場合に於ては
逮捕狀なしにて人を逮捕することを得。

第八三七條　私人は
一、其面前にて犯せし又は犯さんとせし罪に關して
二、其面前に非らすとも逮捕さるる人か重罪を犯せしときは
三、重罪か事實上行はれ且つ其私人か被逮捕者か之を犯せしと信す可き相當理由を有するときは
犯人を逮捕することを得。

第八三八條　マジストレートは其面前にて罪を犯かし居る又は犯さんとし居る人を逮捕することを口頭にて治安官吏又は私人に命することを得。

第八三九條　逮捕する人は、彼れか之に關して自己を援助することを必要と認むるたけの員數の人を口頭にて呼出すことを得。

第八四〇條　被告人の罪か重罪の場合に於ては何れの日に於ても晝夜何れの時間に於ても之を逮捕することを得。其罪か輕罪の場合に於ては逮捕狀に裏書せるマジストレートの指揮なき限り夜間之を逮捕すること

とを得す。但し逮捕官吏の面前にて罪を犯せし場合は此限りに非らす。

第八四一條　逮捕する人は
之を逮捕する意圖
逮捕の理由
之を逮捕する權限
を逮捕さるる人に告く可し。但し逮捕さるる人か犯罪を實行しつつあるか實行せんとしつつあるか其犯罪後又は逃亡後追跡さるる場合は此限りに非らす。

第八四二條　逮捕する人か逮捕狀に基きて之を逮捕する場合に於て、要求さるるときは逮捕狀を示す可し。

第八四三條　一官吏か逮捕狀に基きて逮捕する際逮捕する意圖を告けたる後若し逮捕さるる人か逃亡するか又は暴力を以て抵抗するときは逮捕する官吏は逮捕を果たす爲め必要なる一切の手段を用ゆることを得。

第八四四條　重罪の場合に於て一私人、總ての場合に於て治安官吏は犯人を逮捕する爲め
其家に入ることの許可を求め且つ之に入ることを望む目的を說明せる後
逮捕さる可き人の居る又は逮捕さる可き人か居ると信する相當の理由を有する家の戸又は窓を破つて之を開くことを得。

第八四五條　逮捕の目的を以て合法的に一家屋に入れる人か若し其家屋内に監禁さるるときは之を脫する爲め必要の節は其戸又は窓を破り開らくことを得。又官吏は其官吏を援助し犯人を逮捕する爲め合法的に一家屋に入り其家屋内に監禁されたる人を脫せしむる爲め必要の節は其戸又は窓を破り開くことを得。

第八四六條　逮捕する人は逮捕されたる人より其携ふる一切の兇器を取り上け之を逮捕されたる人を引致さるるマジストレートに渡す可し。

第八四七條　犯人を逮捕せる一私人は不必要の遲延なしに被逮捕者をマジストレートの許に送くるか又は之を治安官吏に渡す可し。

第八四八條　逮捕狀に基きて逮捕せる官吏は逮捕されたる人に對して逮捕狀に揭くる通り又は法律に規定せる通りの手續をなす可し。

第八四九條　治安官吏又は一私人か逮捕狀なしにて犯人を逮捕せるときは不必要の遲延なしに被逮捕者を逮捕せる郡の最寄のマジストレートの許に引致し且つ其罪狀を揭くる通告書を其マジストレートの許に提出す可し。

第八五〇條　最高裁判所判事又は高等裁判所判事は電信を以て之を通知せしむる旨を逮捕狀に裏書署名することを得。前記判事か此裏書署名をなせるときは逮捕狀は一人又は數人の治安官吏に宛てて打電さるることを得。治安官吏か此電信に接するときは恰かも其マジストレートの發せる逮捕狀原本を所持せると同一の效力を有す。且つ其逮捕狀原本を所持せると同一の方法にて犯人を逮捕す可し。

第八五一條　之を打電する裁判所員は逮捕狀及ひ前記裏書の寫に其正確なる旨を認證して之を發信局に差出す可し。然る後其原本及ひ之に關して其なせし行爲を揭くる始末書を判事に差出す可し。

第六節　逃走又は奪取後の再逮捕

第八五四條　逮捕されたる人か逃走するか又は奪取さるるときは逃走又は奪取の際之を監置し居し人は直ちに之を追掛け何時にても州内の何れの場所にても之を取り戻すことを得。

第八五五條　逃走せる又は奪取されたる人を追跡せる人は其次第を住人に告けたる上拒絶さるるときは之を取り戻す爲め人の住宅の外部又は内部の戸又は窓を破り開らくことを得。

第七節　訊問、被告人の釋放、答の爲めの收監

第八五八條　逮捕狀を以て又は逮捕狀なしにて刑事被告人を逮捕したる上之をマジストレートの許に引致するときはマジストレートは直ちに

被告事件及ひ被告人か刑事手續中何れの時期に於ても辯護士の助けを求め得る權利を有する旨を被告人に告く可し。

第八五九條　マジストレートは辯護士に依頼する爲め相當の時間を被告人に與へ且つ之か爲め訊問を延期す可し。且つ被告人より求むるときは被告人の指名せる其町區内又は其市内の辯護士に使を送ることを治安官吏に命す可し。治安官吏は遲延せす且つ無料にて其職務を履行す可し。

第八五九條（一九二七年五月改正）　マジストレートは辯護士に依頼する爲め相當の時間を被告人に與へ且つ之か爲め訊問を延期す可し。且つ被告人より求むるときは被告人の指名せる其町區内又は其市内の辯護士に使を送ることを治安官吏に命す可し。治安官吏は遲延せす且つ無料にて其職務を履行す可し。

第八六〇條（一九二三年六月改正）　被告人か辯護士の援助を求むるときはマジストレートは辯護士の出頭後直くに、又は相當期間之を待つも何れの辯護士も出頭せさるときは其儘訊問の手續をなす可し。但し辯護士によりて代表されたる被告人は

第八五八條に規定せる如くマジストレートの許に引致されたるとき又は其後何時にても其マジストレートの許にて訊問さるる權利を放棄することを得。其場合に於ては答辯の爲め被告人を收監する命令を下たすことは其マジストレートの義務なり。又其後十五日以内に其罪を審理す可き郡の高等裁判所に通告手續書を差出すことは檢事正の義務なり。本條の規定は檢事正又はマジストレートか本節に掲くる訊問をなすことを妨くるものにあらす。

第八六一條　訊問は宣誓文書を以て示せる相當の理由の爲めマジストレートか之を日延せさる限り一回にて之を完成す可し。日延は被告人の同意又は申立によらさる限り各回二日以上又は全部にて六日以上たることを得す。

第八六二條　日延をなせるときはマジストレートは訊問の爲め被告人を收監し其保釋を許し又は延されたる訊問期日出頭することの擔保として本法に規定せる金錢を供託せしめたる上其收監を解く可し。

第八六三條　訊問の爲めの收監は左の旨を逮捕狀に裏書しマジストレート之に署名することによつて之をなす可し。

「此逮捕狀に基きて余の許に引致されたる表記ABを訊問の爲め……執行官の許に收監す」

其執行官居さるときは治安官吏の許に被告人を留置することを得。

第八六四條　マジストレートは訊問の際通告に關して訊問せる證人の訊問調書を先つ被告人に讀み聞かす可し。又マジストレートは訴追又は防禦の爲め求められたる、州内に居る證人に關する其署名せる證人呼出狀を發す可し。

第八六五條　證人は被告人の面前にて之を訊問す可し。且つ被告人の爲めに反對訊問をなすことを得。

第八六六條　人民側の證人の訊問か終はるときは被告人の擧くる證人を宣誓せしめて之を訊問す可し。

第八六七條　證人の一人を訊問中マジストレートは訊問せさる總ての證人を其場所より退かしむることを得。又マジストレートは證人を互に相隔離せしめ證人全部の訊問を了ふる迄互に話をすることを防くことを得。

第八六八條　又被告人より求むるときはマジストレートは其書記、訴追者及ひ其辯護士、檢事總長、檢事正、被告人及ひ其辯護士、被告人を監置せる官吏以外の各人を訊問の場所より立去らしむることを得。但し訴追する證人か女の場合に於ては其女は絶えす他の女一人を其場に居らしむる權利を有す。

第八六九條（一九一九年五月改正）　殺人罪の場合に於ける各證人の證言はマジストレート又は其指圖の下に働く人訊問調書として之を文書に作成す可し。他の場合に於ては檢事又は被告人又は其辯護士より求むるときは之を文書に作成す可し。訊問をなすマジストレートは茲に掲くる一切の訊問手續及ひ證言を速記せしむることを自由裁量を以て命することを得。其目的を以て速記者一人を任命することを得。證人の訊問調書は左の書式にて之を作成す可し。

第一、證人の姓名、其住所、其職業を之に掲く可し。

第二、證人に尋ねたる問及ひ之に對する答を之に掲く可し。答は總へて其書き下せる通りを明白に其證人に讀み聞かせ其通り間違ないと云ふに至る迄之を訂正增補す可し。但し證言を速記せる場合に於ては證人の答を其證人に讀み聞かすことを要せす。

第三、問に對して何れか一方より異議を申し立てて之を却下するか又は證人か之に答ふることを拒絶するときは其旨及ひ問か却下されたる理由又は答か拒絶されたる理由を之に掲く可し。

第四、訊問調書は證人之に署名す可し。若し證人か之に署名することを拒絶するときは證人の云ふ通りの拒絶理由を記載す可し。但し訊問調書を速記せる場合に於ては證人の之に署名することを要せす。

第五、被告人か其罪狀に答ふる爲め收監されて居るときは速記者は訊問後十日以內に其速記錄を淨書し其原本と寫を作り原本及ひ寫の双方に認證し且つ之を被告人の訊問されたる郡又は市郡合併區の郡書記に差出す可し。何れの場合に於ても其原紙を書記に差出す可し。速記者は本法の規定に添ふ迄本州の裁判所の速記者として其なせる勞務に對して報酬を受くることを得す。又裁判所速記者として絕酬を受くる前に茲に掲くる淨書を茲に規定せる通り差出したる旨を掲くる宣誓文書を郡の檢查官に差出す可し。

第六、前記の如く訊問手續及ひ證言を速記せる場合に於ては、被告人を高等裁判所に召喚審訊する際其淨書一通を無料にて之に與ふ可し。

第七、速記者の報酬は訊問に當れるマジストレート之を定む可し。此報酬は本州の高等裁判所にて現に許せる速記者の報酬を超ゆることを得す。又其マジストレートの證明書及ひ命令に基きて訊問の行

はれたる郡又は市郡合併區の金庫より之を拂ふ可し。

第八六九條（一九二七年五月改正）

第四の終り迄は從前の通り故略す。

第五、被告人か其罪狀に答ふる爲め收監されて居るときは速記者は訊問後十日以內に其速記錄を淨書し其原本と寫を作り原本及ひ寫の双方に認證し且つ之を被告人の訊問されたる郡又は市郡合併區の郡書記に差出す可し。速記者は速記者として報酬を受くる前に、玆に規定せる期間內に其淨書を前記郡書記に差出せる旨を掲くる宣誓文書を郡檢查官に差出す可し。速記者か淨書差出期間に關する本條の規定に違反せるときは本州裁判所にて速記者として其なせる勞務に對する速記者の報酬を其半額に削減す。

第六、速記者か本條に規定せる通りマジストレートの許に於ける訊問手續及ひ證言を速記せるときは審問日より少なくとも五日以前に其淨書一通を無料にて被告人に與ふ可し。

第七、前掲期間內に淨書を差出せるときは速記者は本州の高等裁判所にて法律を以て定むる速記者の報酬を受くる權利を有す。

第八七〇條　マジストレート又は其書記は適當の裁判所に之を送付する迄通告又は訊問によつて作れる訊問調書を保管す可し。其犯罪を管轄せる又は人身保護令狀（Writs of Habeas Corpus）を發する權限を有する裁判所の判事、檢事總長、檢事正、檢事、被告人、其辯護士以外の人に其調查謄寫を許す可らす。但し被告人又は其辯護士より求むるときはマジストレートは通告又は訊問によつて作れる訊問調書の謄本一通を

被告人か本法第八七六條第八七七條の規定の如く收監されたる後直ちに被告人又は其辯護士に與ふることを命す可し。其訊問調書を與ふる速記者は本法第八六九條第六號に掲くる通り其報酬を郡より受取る可し。

第八七一條　證據調をなせる後罪か犯されす又は被告人を有罪と信す可き充分の理由なしと認むるときはマジストレートは訊問調書顚末書（Statement 其顚末を掲くる調書）に左の裏書をなし且つ署名せる上被告人の釋放を命す可し。

「玆に掲くるABか玆に掲くる罪を犯せしと信す可き充分の理由なき故余は其釋放を命す」

第八七二條　訊問の結果罪か犯されたり且つ被告人か之を犯せりと信す可き充分の理由ありと認むるときはマジストレートは其署名せる左記命令を下し又は告訴狀告發狀に之を裏書す可し。

「余は告訴狀（告發狀）に掲くる罪か（又は其事實に應して其性質を總括的に掲けて或罪か）犯されたり且つ玆に掲くるABか之を犯せりと信す可き充分の理由を有すと認むる故余は之に答へしむる爲め之を收監することを命す」

第八七三條　保釋に付す可らさる罪の場合に於ては左の文字を裏書に加ふ。

「且つ之を……郡執行官の許に收監す」

第八七四條　削除

第八七五條　罪か保釋に付し得る罪にして且つ被告人に保釋を許せる場合に於ては左の文字を命令に加ふ可し。

「保釋金額……弗にて被告人を保釋に付することを許し且つ被告人か其保證を立つる迄之を……郡執行官の許に收監す」

第八七六條　マジストレートか被告人の收監を命せるときはマジストレートは其官名を書し且つ署名せる收監狀（Commitment 勾留狀）を作成し被告人と共に之を被告人を收監（勾留）す可き官吏に渡す可し。其官吏不在のときは收監狀及ひ被告人を治安官吏に渡す可し。治安官吏は之を適當の收監に渡す（譯者註、適當の所に收監すること）可し。

第八七七條　收監狀は左の通りたる可し。

（夫れ夫れ其場合に應して）……郡

カリホルニア州の人民より……郡の執行官に對して

余は……（罪の性質を簡單に掲け且つ之を犯せる時日及ひ場所をなる可く正確に掲けて）の被疑事件に答へしむる爲めABを收監する旨の命令を本日下せる故之を汝の許に收監し且つ同人か正式に釋放さるる迄之を留置することを汝に命す。

一九……年……月……日

第八七八條　答の爲め被告人を收監するときはマジストレートは其訊問せる人民側の主なる各證人より訊問調書顚末書を送らるる裁判所に出頭して證言する旨若し然らされは五百弗の罰金を拂ふ旨の保證書を取ることを得。

第八七九條　マジストレート又は訴訟の繫屬せる裁判所の判事か宣誓せる證明によりて擔保を取らされは此證人は出頭證言せすと信す可き理由ありと認むるときは其マジストレート又は判事は

前條に掲くる其出頭に關して、適當と認むる金額の、且つ保證人を立てたる保證書を入るることを證人に命することを得。

第八八〇條　被告人に不利益の重要證人たる未成年者及ひ既婚婦人は其出頭に關する前條に掲くる通りの保證人を得ることを命せらるることを得。

第八八一條　出頭證言の保證人付き又は保證なしの、保證を立つることを命せられたる證人か其命令に從ふことを拒むときはマジストレートは證人か之に從ふか又は合法的に釋放さるる迄之を監獄に收容す可

し。

第八八二條　訊問の結果證人又は他の人の宣誓によりて

證人は保證人を得ること能はすと認むるときは直ちに人民の爲めに條件付きにて之を訊問することを得。此訊問は問及ひ答より成立し被告人の面前に於て又は保釋中ならは被告人に通知後之を訊問す可し。且つ豫審判事の訊問に關して本法に規定せると同一方法にて之を行ふ可し。然る後證人を釋放す可し。殺人罪以外の場合に於ては第一三四五條に揭くる條件にて此訊問調書を被告人の審理に用ゆることを得。但し本條は其罪の共犯者に之を適用することを得す。

第八八三條　マジストレートか被告人を釋放するか又は答の爲め之を收監せるときは被告人の出頭す可き裁判所の書記に直ちに

逮捕狀、訊問調書、保釋保證書、證人出頭保證書

を送付す可し。

第四章　收監後起訴前の手續

第一節　緒則

第八八八條　高等裁判所にて審理す可き犯罪は、次條に規定せる場合の外は、總へて大陪審員の起訴狀（Indictment）又は檢事正の通告手續書（Information 檢事正の起訴狀とも譯す可きか）によりて之を訴追す可し。

第八八九條　區吏郡吏市吏町區吏の免職に關する手續の場合に於ては第七五八條第七七二條に規定せる如く文書を以てせる求罰又は告發によりて之を開始することを得。

第八九〇條　區吏郡吏市吏町區吏に對する求罰書告發書檢事正通告手續書大陪審員起訴狀は總へて之を高等裁判所に差出す可し。

第二節　大陪審の構成

第八九四條　大陪審員に當籤せる人を承認する際裁判所は先つ其人か大陪審員となる資格を備ふるや否やを確かむ可し。乍然抽籤に當籤し且つ大陪審員の資格を備ふることか明白となれるときは裁判所か、其大陪審員の申請により且つ其宣誓以前に民事訴訟法第一編第三章第一節に揭くる理由の何れかの爲め其任務より之を免除せさる限り

其大陪審員を承認す可し。

第八九五條　裁判所か、前條に掲くる通り資格を欠ける爲め、之をなさざる限り大陪審員總員（陪審員全體）又は大陪審員各員（個々の大陪審員）に對して之を忌避することを得す。

第八九六條　削除

第八九七條　削除

第八九八條　削除

第八九九條　削除

第九〇〇條　削除

第九〇一條　削除

第九〇二條　裁判所は大陪審員として勤むる爲め呼出され且つ出頭せる人より大陪審長を指名す可し。又裁判所は既に指名されたる大陪審長か大陪審員か解任さるる前に免除又は解任されたるときは他の大陪審長を指名す可し。

第九〇三條　大陪審長に左の宣誓をなさしむ可し。

「汝は大陪審長として、此郡にて犯され又は此郡にて審理す可き、本州の人民に對する、汝か證據を有する又は證據を得能ふ總ての罪を精勵に糺問し且つ眞實の提起をなす可し。汝は汝自身の意見汝の同僚の意見政府の意見を秘し且つ裁判手續の正當の道程に於て命せらるる場合の外汝の許にて訊問せる證人の證言を秘し汝又は大陪審員の言へる總ての事を秘し汝又は他の大陪審員か何事によらす汝の前にて如何なる投票を下せるやを秘す可し。汝は反感憎惡の爲め人を起訴す可らす。又恐怖、愛情、報酬、約束、期待の爲め何人も起訴せすに放置す可らす。乍然汝の提起に於ては汝は汝の最善の熟練と理會に從て眞實全部眞實のことを提起し眞實に非らさることは何事をも提起す可らす。さすれは神は汝を助けん」

第九〇四條　其場に居る大陪審員に其後直ちに左の宣誓をなさしむ可し。

「汝の陪審長か汝の前に於て彼として今宣誓せると同一の宣誓を汝及ひ汝の各自か汝としてよく且つ眞實に守る可し。さすれは神は汝を助けん」

第九〇五條　大陪審員の顏振れか確定し且つ宣誓せるときは裁判所は之に說示をなす可し。其際裁判所は其義務及ひ裁判所に報告されたる又は起訴陪審中問題となると思はるる犯罪事件に關して適當と認むる又は法律に定むる事項を之に說示す可し。

第九〇六條　茲に於て大陪審員は一室に退き其犯罪を糺問す可し。其仕事の完了するときは裁判所は大陪審員を解任す可し。乍然仕事か完了するともせすとも裁判所の開廷期間の終了するときは之を解任す。

第九〇七條　大陪審長は被告事件の考究に先立ちて、被告事件及ひ被疑者被告人を其場に出席せる大陪審

員に告け且つ大陪審員中
此事件又は此當事者に關して公平に陪審に當り得さる心理狀態にある人
に退席を命す可し。大陪審長又は大陪審員中の何人かか本條に違反するときは裁判所侮辱罪として罰せら
る。

第九〇八條　削　除
第九〇九條　削　除
第九一〇條　削　除

第三節　大陪審員の權限及ひ義務

第九一五條　大陪審員は郡内にて犯せる又は郡内にて審理す可き一切の罪を糺問し起訴狀を以て之を裁判所に提起す可し。

第九一五條（一九二七年五月改正）　大陪審員は郡内にて犯せる又は郡内にて審理す可き一切の罪を糺問し起訴狀を以て之を裁判所に提起することを得。

第九一六條　削　除

第九一七條　起訴狀（Indictment）は大陪審員より管轄裁判所に提起する人の罪を訴追せる求刑書なり。

第九一八條　大陪審長は大陪審員の許に出頭する總ての證人に宣誓をなさしむることを得。

第九一九條　罪狀の取調の際大陪審員は證人として擧けられ且つ宣誓せる證人の與ふる證據若しくは合法的證據書類又は第六八六條の第三號に掲くる場合に於ける訊問調書によりて提供されたる證據以外の證據を受理することを得す。大陪審員は合法的證據及ひ最上級の證據以外の證據を受理することを得す。風說又は第二證據を排斥せさる可らす。

第九二〇條　大陪審員は被告人側の證據を審問する義務を有せすっ乍然大陪審員に提出されたる一切の證據を比較考慮する義務を有す。其手の屆く範圍にある他の證據か罪狀を說明し得と信す可き理由を有する場合に於ては大陪審員は其擧證を命す可し。且つ之か爲め證人呼出狀を發することを檢事正に求むることを得。

第九二一條　大陪審員か其調へたる一切の證據を綜合考慮せる結果說明のなき限り反駁のなき限り審理陪審員か有罪の評決を下たすに相違なしと判斷する（譯者註、一々其證據を說明せしめ反駁せしめて詳細に調らへた結果如何なるかは判らないか無說明無反駁の儘ては有罪と思はれる）場合に於ては起訴と決定す可し。

第九二二條　大陪審員中の一員か其郡内にて審理す可き犯罪か行はれたることを知り又は斯る犯罪か行はれたりと信す可き理由を有する場合に於ては其大陪審員は其同僚に其旨を告く可し。之を告けられたる大

陪審員は之を取調らふ可し。

第九二三條　大陪審員は刑事事件の爲め郡獄に收容され且つ大陪審員より起訴されさる人々の事件、郡内の監獄の狀態、取扱方、郡内に於ける各種の官吏の職務上の失體收賄行爲を糺問す可し。

第九二四條　又大陪審員は適當の時間に監獄に出入し且つ無料にて郡内の一切の記錄を取調ふる權利を有す。

第九二五條　大陪審員は何時にても裁判所、其判事檢事正の助言を求むることを得。乍然其助言を求めさる限り裁判所の判事は起訴陪審中其室に居ることを得す。檢事正は起訴陪審事件に關する報告又は助言を與ふる爲め何時にても起訴陪審室に出頭することを得。必要と考ふるときは何時にても之に出頭せる證人に問を發することを得。起訴陪審中檢事正より求むるときは大陪審員は速記せる證言を宣誓報告し起訴さるる各事件の證據を淨書することを速記者に命す可し。起訴と決定せるときは其事件に關する證據の寫を大陪審員解任後五日以内に被告人に送達す可し。解任されさるときは公判審理期日より少なくとも五日以前に之を送達す可し。此速記者の勞務は郡費とす。本條及ひ次條に揭くる人以外の人は起訴陪審中其場所に居ることを許さす。但し現に訊問中の人及訊問中の證人は此限りに非らす。又大陪審員の意見の陳述中又は陪審事件の票決中何人も其場所に居ることを得す。大陪審員又は檢事正は大陪審員の許に通譯者の出頭することを呼出狀を以て命することを得。此通譯者は通譯を要する間大陪審員の許に於ける證人の訊問に列坐することを得。

此通譯者の勞務は郡費とす。

第九二五條（一九二七年五月改正）　大陪審員は何時にても裁判所其判事檢事正の助言を求むることを得。乍然其助言を求めさる限り裁判所の判事は起訴陪審中其室に居ることを得す。檢事正は起訴陪審事件に關する報告又は助言を與ふる爲め何時にても起訴陪審室に出頭することを得。必要と考ふるときは何時にても之に出頭せる證人又は何時にても之に出頭せる證人に問を發することを得。但し檢事正、檢事正助手檢事正代理若しくは檢事正の事務に使用さるる又は檢事正の事務に關係を有する人に對する被告事件又は之を含める被告事件か起訴陪審に付せられ居る場合に於ては其檢事正、檢事正助手檢事正代理又は其内の何人かか其事件の取調中官吏の資格を以て起訴陪審室に入ることを得す。但し證人としてならは之に入ることを得。證人たる間のみ其室に居る可し。證人としての用務の終れる後は起訴陪審室に居ることを得す。

郡又は市郡合併區の大陪審員より特別法律顧問及ひ特別調查人を雇ふことを求むるときは檢事總長は之を雇ふ權限を有す。特別法律顧問及ひ特別調查人は之を調查し前記大陪審員に其調查の證據を提出する義務を有す。

特別法律顧問及ひ特別調查人の勞務は其郡又は其市郡合併區の負擔とす。

起訴陪審に付せられたる刑事事件を取調ふる場合に於ては大陪審員は

宣誓の上其事件の證言を速記し且つ之を起訴する場合に於ては必らす之を淨書する適當の速記者を任命す可し。起訴と決定せるときは其事件に關する證據の寫を大陪審員解任後五日以內に被告人に送達す可し。解任されさるときは公判審理期日より少くとも十日以前に之を送達す可し。但し證言の寫を茲に規定する通り被告人に送達せさるときは裁判所は被告人の申立により審理より十日以前に其寫を入手することを被告人に確保するに必要なる期間中審理を延期す可し。此速記者の勞務は郡費とす。本條及ひ次條に掲くる人以外の人は起訴陪審中の場所に居ることを許さす。但し現に訊問中の人及ひ現に訊問中の證人は此限りに非らす。又大陪審員の意見の陳述中又は陪審事件の票決中何人も其場所に居ることを得す。大陪審員又は檢事正は大陪審員の許に通譯者の出頭することを呼出狀を以て命することを得。此通譯者は通譯を要する間大陪審員の許に於ける證人の訊問に列坐することを得。此通譯者の勞務は郡費とす。

第九二五條（一九二九年五月改正）　大陪審員は何時にても裁判所其判事檢事正の助言を求むることを得。乍然其助言を求めさる限り裁判所の判事は起訴陪審中其室に居ることを得す。檢事正は起訴陪審事件に關する報告又は助言を與ふる爲め何時にても起訴陪審室に出頭することを得。必要と考ふるときは何時にても之に出頭せる證人に問を發することを得。但し檢事正檢事正助手檢事正代理若しくは檢事正の事務に使用さるる又は檢事正の事務に關係を有する人に對する被告事件又は之を含める被告事件か起訴陪審に付せられ居る場合に於ては、其檢事正、檢事正助手檢事正代理又は其內の何人かを其事件の取調中官吏の資格を以て起訴陪審室に入ることを得。證人たる間のみ其室に居る可し。證人としての用務の終れる後は起訴陪審室に居ることを得す。

郡又は市郡合併區の大陪審員より特別法律顧問及ひ特別調査人を雇ふことを求むるときは檢事總長は之を雇ふ權限を有す。特別法律顧問及ひ特別調査人は之を調査し前記大陪審員に其調査の證據を提出する義務を有す。

特別法律顧問及ひ特別調査人の勞務は其郡又は其市郡合併區の負擔とす。

起訴陪審に付せられたる刑事事件を取調ふる場合に於ては大陪審員は

宣誓の上其事件の證言を速記し且つ之を起訴する場合に於ては必らす之を淨書する適當の速記者を任命す可し。起訴と決定せるときは其事件に關する證據の寫を大陪審員解任後五日以內に被告人に送達す可し。解任されさるときは公判審理期日より少くとも十日以前に之を送達す可し。但し證言の寫を茲に規定する通り被告人に送達せさるときは裁判所は被告人の申立により審理より十日以前に其寫を入手することを被告人に確保するに必要なる期間中審理を延期す可し。此速記者の勞務は郡費とす。此速記者は民事訴訟法第二七四條に規定せると同率の速記淨書に關する報酬を受く。此報酬は高等裁判所の判事の命令に基ける郡檢查官の支拂命令に基きて郡金庫より之を支拂ふ。本條及ひ次條

に掲くる人以外の人は起訴陪審中の場所に居ることを許さず。但し現に訊問中の人及ひ現に訊問中の證人は此限りに非らす。又大陪審員の意見の陳述中又陪審事件の票決中何人も其場所に居ることを得す。大陪審員又は檢事正は大陪審員の許に通譯者の出頭することを呼出狀を以て命することを得。此通譯者は通譯を要する間大陪審員の許に於ける證人の訊問に列坐することを得。此通譯者の勞務は郡費とし一日十弗以内の範圍に於て大陪審員之を定め且つ高等裁判所判事の命令に基ける郡檢查官の支拂命令書に基きて郡金庫より之を支拂ふ。

第九二六條　各大陪審員は自己又は他の大陪審員の言へることを默秘す可し。又自己又は他の大陪審員か陪審事件に關して如何なる投票をなせるや否やを默秘す可し。乍然裁判所は其證言か裁判所に於ける其證人の證言と一致せるや否やを確むる爲め大陪審員の許にて訊問せる證人の證言を漏らすことを求むることを得。又裁判所は僞證事件又は其審理に關して大陪審員の許に於ける其證人の證言をもらすことを求むることを得。

第九二七條　起訴陪審に付せる事件に關して起訴陪審中大陪審員か如何なることを述ふるとも如何なる投票をなすとも之を問題とすることを得す（譯者註、問違つても責任かない）。但し求刑の際又は其同僚に對して擧證の際僞證をなせるときは有罪となるを免れす。

第九二八條（一九二三年五月改正）　大陪審員は郡及ひ郡内各市敎育局の全官吏殊に歲入に關する全官吏の帳簿記錄勘定を每年愼重完全に取調らへ適當相當と認むる意見書を添へて其發見せる事實を報告する義務を有す。大陪審員か其專門家を雇ふことを必要と認むるときは先つ裁判所の許可を得たる上其報酬を定めて一人の專門家を雇ふ權限を有す。更に其助手を雇ふことを必要と認むるときは其報酬を定め裁判所の許可を得て之を雇ふ權限を有す。偶數の年に第一に陪審を構成せる各大陪審員は給料の增減、官吏官吏代理雇員の員數官職の廢止創設官廳の設備官吏か職務を行ふ方法制度其他其郡に於ける全官吏の必要事項を取調らへ之を報告する義務を有す。又奇數の年に於ける議會の定期開會前に其郡を代表する各議員に其報告書の寫一通を送付せしむ可し。陪審か構成さるるときは判事は本條に揭くる義務を特に其各大陪審員に說示す可し。但し大陪審員か前揭報告書にて其大陪審員の起訴せさる人又は官吏を評しても其評は名譽毀損とならさる特典を有するものと解釋す可らす。本條に基きて大陪審員の負擔せる一切の費用、日當、旅費は其郡の高等裁判所の判事の命令書に基きて郡檢查官の作成せる支拂命令書に基きて郡の一般基金より郡出納官之を支拂ふ可し。

第九二九條（一九二九年五月改正）　大陪審員は郡及ひ郡内各市敎育局の全官吏殊に歲入に關する全官吏の帳簿記錄勘定を每年愼重完全に取調らへ適當相當と認むる意見書を添へて其發見せる事實を報告する義務を有す。大陪審員か其專門家を雇ふことを必要と認むるときは先す裁判所の許可を得たる上其報酬を定めて一人の專門家を雇ふ權限を有す。更に其助手を雇ふことを必要と認むるときは

を定め裁判所の許可を得て之を雇ふ權限を有す。偶數の年に第一に陪審を構成せる各大陪審員は給料の增減、官吏官吏代理雇員の員數官職の廢止創設官廳の設備官吏か職務を行ふ方法制度其他其郡に於ける全官吏の必要事項を取調らへ之を報告する義務を有す。又奇數の年に於ける議會の定期開會前に其郡を代表する各議員に其報告書の寫一通を送付せしむ可し。郡の全官吏の帳簿記錄勘定を取調ふる際及ひ其郡の全官吏の必要事項を取調報告する際其官吏か

カリホルニア州の法律によりて夫々其郡に設置せる特別立法區又は他の區の責任者又は官吏として執職官吏の資格を以て保管せる一切の帳簿記錄勘定も亦合せて之を取調報告することは大陪審員の義務なり。陪審か構成さるるときは判事は本條に掲くる義務を特に其各大陪審員に說示す可し。但し大陪審員か前揭報告書にて其大陪審員の起訴せさる人又は官吏を評しても其評は名譽毀損とならさる特典を有するものと解釋す可らす。本條に基きて大陪審員の負擔せる一切の費用法定日當法定旅費は其郡の高等裁判所の判事の命令書に基きて郡檢查官の作成せる支拂命令書に基きて郡の一般基金より郡出納官之を支拂ふ可し。

第九二九條　前條に規定せる如く其郡の各官吏の帳簿勘定を取調へたる後大陪審員は何等かの理由の爲め郡に屬すと大陪審員の認むる金額を回收する訴を起すことを郡の檢事正に命することを得。此大陪審長の認證し同郡の郡書記に差出せる此大陪審員の命令は斯る訴を起し且つ續ける完全なる權限を其檢事正に附與す。

第九三〇條　大陪審員の會合に大陪審長の出席せさる場合又は大陪審長か大陪審長の役目を務むる資格を欠ける場合に於ては大陪審員は其一人を臨時大陪審長に選擧することを得。臨時大陪審長は正式に任命されたる大陪審長の不在竝に缺格中其職務を行ひ且つ之と同一の權限を有す。

第九三一條（一九二一年五月挿入）　大陪審員はカリホルニア州の法律に從へはカリホルニア州に沒收す可き土地の賣買移轉所有を取調へ其目的を以て證人を呼出し之を訊問し且つ記錄を取調らへ沒收手續を開始することを命す可き證據充分なりと認むるときは其開始を命す可き義務を有す。

第四節　提起及ひ其手續

第九三二條　削除
第九三三條　削除
第九三四條　削除
第九三五條　削除
第九三六條　削除
第九三七條　削除

第五章　起訴狀

第一節　起訴狀の決定及ひ提出

第九四〇條　起訴狀は少なくとも十二人の大陪審員か一致するに非らされは之を決定することを得す。斯く決定するときは"A True Bill"と裏書し且つ大陪審長其裏書に署名す可し。

第九四一條　十二人の大陪審員か答へしむる爲め收監せる被告人に對して起訴と決することに一致せさるときは送付されたる訊問調書及ひ顚末書(若しあらは)に不起訴とする旨を裏書し大陪審長之に署名せる上之を裁判所に返へす可し。

第九四二條(一九二七年五月)　削　除

第九四三條　不起訴は裁判所の指圖する回數たけ重ねて起訴陪審に付することを妨くるものに非らす。乍然指圖なけれは重ねて之を起訴陪審に付することを得す。

第九四四條(一九二七年五月)　削　除

第九四五條　起訴と決定するときは大陪審員の前にて訊問せる又は大陪審員の前にて其訊問調書を朗讀せる證人の名を起訴狀の端に挿入するか又は之を裁判所に提出する前に之に裏書す可し。

第九四四條　大陪審員か起訴狀を決定するときは大陪審長は大陪審員の面前にて之を裁判所に提出し書記之を受理す可し。

第九四五條　收監せさる被告人に對して起訴狀を決定するときは審訊の爲め法廷に出頭を命するも出頭せさる被告人に對して第九七九條第九八四條を含みて第九七九條乃至第九八四條に規定せると同一の手續をなす可し。

第二節　原被申立の原則及ひ起訴狀の書式

第九四八條　刑事訴訟に於ける原被申立(譯者註、茲に原被申立、又は訴答と譯せるはPleadingsにて民事訴訟の準備書面に該當するものなり。口頭の場合も多き故原被申立又は訴答と譯せり)の一切の書式及ひ原被申立の完全なるや否やを決する原則は本法に揭くる通りなり。

第九四九條　人民側に於ける最初の原被申立書は大陪審員の起訴狀又は檢事正の通告手續書なり。

第九五〇條　起訴狀又は檢事正の通告手續書は

一、訴訟の件名　之を提出されたる裁判所の名及ひ當事者の名

二、普通且つ簡明の文字にて且つ常識を有する人か何を書ゐてあるかを知り得る方法にて犯罪を構成する行爲

を之に掲く可し。

第九五一條　起訴狀又は檢事正の通告手續書は大要左の通りたることを得。

紀元……年……月……日……郡高等裁判所にてABに對してカリホルニア州人民より

ABは……郡の大陪審員より此起訴狀によりて(又は檢事正より此通告手續書によりて)左記……罪(殺人放火等の如き名稱を掲け若しくは重罪輕罪として之を掲けて)を訴追せらる。

前記ABは……年……月……日……郡にて斯る場合に關して規定せる法律の形式趣旨效力に背馳して且つカリホルニア州人民の治安及ひ威信を害して……(茲に其犯罪事件たる作爲又は不作爲の行爲を掲く)

第九五一條(一九二七年五月改正)　起訴狀又は檢事正の通告手續書は大要左の通りたることを得。

カリホルニア州人民よりABに對して

カリホルニア州……郡高等裁判所に於て

……郡の大陪審員(又は檢事正)は重罪(又は輕罪)即ち……年……月……日又は……年……月……日頃カリホルニア州……郡に於てABか……(茲に其作爲又は不作爲の行爲を挿入す。例へは「CDを謀殺せり」と云ふか如し)して……罪(謀殺押入等の罪名を掲く)を犯せることに就てABを求刑す。

第九五二條　起訴狀は

一、被告人

二、被告事件

三、被告事件に關する個々の情況か全犯罪を構成するに必要なるときは其情況を正直に且つ正確に之に掲く可し。

第九五二條(一九二七年五月改正)　犯罪を訴追する場合に於ては犯罪の各箇條を之に掲く可し。且つ被告人か之に掲くる罪を犯せりと云ふことの要旨を掲け居れは夫れを以て充分とす。此記載は專門に涉れる斷定や證明を重要とせさる事項を掲くるを要せす。通常且つ平易の文字を用ゐて差支なし。法律上の用語を以て犯罪又は犯罪なりと云はるる事項を掲けても差支なく又被告人に被告事件の何たるかを知らしむるに足るたけの語を用ゐても差支なし。窃盜の場合に於ては被告人か他人の物を不法に領得せりと主張するを以て足れりとす。

第九五二條(一九二九年四月改正)　犯罪を訴追する場合に於ては犯罪の各箇條を之に掲く可し。且つ被告人か之に掲くる罪を犯せりと云ふことの要旨を掲け居れは夫れを以て充分とす。此記載は專門に涉れる斷定や證明を重要とせさる事項を掲くるを要せす。通常且つ平易の文字を用ゐて差支なし。法律上の用語を以て犯罪又は犯罪なりと云はるる事項を掲けても差支なく又被告人に被告事件の何たる

かを知らしむるに足るだけの語を用ゐても差支なし。竊盜の場合に於ては被告人か他人の勞力又は物を不法に領得せりと主張するを以て足れりとす。

第九五三條　被告人か僞名又は誤れる名にて訴追され且つ訴訟中何れかの時期に其本名を發見せる場合に於ては彼れか起訴狀又は檢事正の通告手續書に掲くる名にて訴追されたる旨を掲けて其本名を其後の手續に挿入す可し。

第九五四條　起訴狀又は檢事正の通告手續書は

相關聯して行はれたる二つ又は二つ以上の違つたる罪名若しくは

同一犯罪の違つたる記事若しくは同一種類の二つ又は二つ以上の違つたる犯罪

を別箇の箇條として訴追することを得。斯る場合に於て二つ又は二つ以上の起訴狀又は檢事正通告手續書か提出さるるときは裁判所は其併合を命することを得。訴追は起訴狀又は檢事正通告手續書に掲くる違つたる罪の中より其何れを訴追す可きやを撰擇することを要せす。被告人を處刑する犯罪の件數は幾干となつても可なり。被告人か有罪と決定せる各犯罪を評決に掲く可し。但し裁判所か之を正當と考へ且つ相當の理由を認むるときは其自由裁量を以て

起訴狀又は檢事正通告手續書に掲くる違つたる罪を別々に審理し若しくは二つ又は二つ以上の群に分ち其各群を別々に審理すること

を命することを得。

第九五四條（一九二七年五月改正）　起訴狀檢事正通告手續書又は告訴狀（告發狀）は相關聯して行はれたる二つ又は二つ以上の違つたる罪若しくは同一犯罪の違つたる記事若しくは同一種類の二つ又は二つ以上の違つたる犯罪を別箇の箇條として訴追することを得。斯る場合に於て二つ又は二つ以上の起訴狀又は檢事正通告手續書か提出さるるときは裁判所は其併合を命することを得。訴追は起訴狀又は檢事正通告手續書に掲くる違つたる罪の中より其何れを訴追す可きやを撰擇することを要せす。被告人を處刑する犯罪の件數は幾干となつても可なり。被告人か有罪と決定せる各犯罪を評決に掲く可し。但し裁判所か之を正當と考へ且つ相當の理由を認むるときは其自由裁量を以て起訴狀又は檢事正通告手續書に掲くる違つたる罪を別々に審理し若しくは二つ又は二つ以上の群に分ち其各群を別々に審理することを命することを得。一つ又は一つ以上の犯罪の無罪放免は他の犯罪の無罪放免と認む可らす。

第九五五條　犯罪の行はれたる正確なる時間を起訴狀又は檢事正の通告手續書に掲くることを要せす。時が犯罪の重要要素に非らさる限り其提出前の何時かに行はれたりと掲くることを得。

第九五六條　犯罪か不法行爲又は不法行爲未遂となる犯罪にして且つ他の點に於ては此行爲をなせるに相違なきことを明かにするだけ確實に之を掲くるときは被害者又は害を加へられんとせし人に關する記事の誤謬は重要視するに足らす。

第九五六條（一九二七年五月改正）　犯罪か不法行爲又は不法行爲未遂となる犯罪にして且つ他の點に於ては此行爲をなせるに相違なきことを明かにするたけ確實に之を揭くるときは被害者又は害を加へられんとせし人又は罪の行はれし場所又は物に關する記事の誤謬は重要視するに足らす。

第九五七條　起訴狀又は檢事正の通告手續書に用ゆる文字は其語其句の字義を法律に揭けさる通り普通の言葉に於て通常承認せる意味に之を解釋す。其語其句の定義を法律に揭くる語及ひ句は其法律上の意味に從て之を解釋す。

第九五八條　犯罪の定義を下す爲め法律に用ゆる語は起訴狀又は檢事正の通告手續書にては嚴格に之を遵守することを要せす。同し意味を傳ふる他の語を用ゆることを得。

第九五九條　起訴狀又は檢事正の通告手續書より左のことを理會し得るときは其起訴狀又は檢事正の通告手續書は完全なり。

一、其起訴狀又は其檢事正通告手續書を受理する權限を有する裁判所にて起訴陪審に付し又は檢事正通告手續をなせること。但し其裁判所の名を揭けすとも差支なし。

二、起訴狀ならは其裁判所のある郡の大陪審員か之を決定せること。檢事正の通告手續書ならは其裁判所のある郡の檢事正か之に署名せる上之を其裁判所に提出せること。

三、被告人の名か明かならさる場合に於ては夫れ夫れ其場合に應して大陪審員又は檢事正か其本名を知らさる旨を揭けて僞名にて之を揭けてあること。

四、犯罪か其裁判所の管轄內の或場所にて行はれたること。但し其行爲か其郡の管轄地域外にてなされても其裁判所にて審理し得る場合は此限に非らす。

五、犯罪か起訴狀又は檢事正の通告手續書の提出の時以前の或時に行はれたること。

六、被告事件たる作爲又は不作爲の行爲を普通且つ簡明の文字にて重複とならさる樣且つ常識を有する人か其意味を解し得る樣明確に之を揭くること。

七、有罪と決定せは裁判所か其場合の公正に從つて判決を宣告し得る位確實に被告事件たる作爲又は不作爲の行爲を揭けてあること。

第九五九條（一九二七年五月改正）　起訴狀檢事正の通告手續書又は告訴狀（告發狀）より左のことを理會し得るときは其起訴狀檢事正通告手續書又は其告訴狀（告發書）は完全なり。

一、從來の通り

二、同　し

三、同　し

四、同　し

五、同　し

六、削　除

七、削　除

第九六〇條　其有罪無罪に關する被告人の實體的權利を害せさる位の形式上の欠缺の爲め起訴狀又は檢事正通告手續書は不完全とならす。之に關する審理判決其他手續は影響を蒙らす。

第九六〇條（一九二七年五月改正）　其有罪無罪に關する被告人の實體的權利を害せさる位の形式上の欠缺の爲め起訴狀又は檢事正通告手續書又は告訴狀（告發書）は不完全とならす。之に關する審理判決其他手續は影響を蒙らす。

第九六一條　法の推定又は裁判上常に注意す可き事項は起訴狀又は檢事正通告手續書に之を揭くることを要せす。

第九六二條　特別管轄權を有する裁判所又は官吏の判決其他決定又は手續を叙述する際管轄權を構成する事實を之に揭くることを要せす。判決又は決定か下されたり又は手續かなされたりと揭くることを得。乍然管轄權を構成する事實は公判審理の際之を證明す可し。

第九六三條　私法上の法律又は之より生する權利を叙述する際其通過の日及ひ其稱號を揭くるを以て足れりとす。裁判所は之に基きて之を調らふ可し。

第九六四條　誹毀文書に關する起訴狀又は檢事正通告手續書は起訴の基となれる誹毀事項の被害者に適用さるることを示す爲め外部的事實を揭くることを要せす。其文書か彼れに關して發表されたることを總括的に揭くるを以て足れりとす。發表されたる事實は公判審理の際之を證明す可し。

第九六五條　僞造に關する起訴狀又は檢事正通告手續書の目的物たる證書か被告人の行爲又は入手によつて滅失又は抑留され且つ其滅失又は抑留の事實か起訴狀又は檢事正通告手續書に揭けられ且つ審理にて證明さるる場合に於ては證書の誤記は重要視することを要せす。

第九六六條　僞證又は僞證敎唆の起訴狀又は檢事正通告手續書に於ては

其罪の犯されたる基たる爭訟又は事件の大要、及ひ

何れの裁判所にて何人の前にて其宣誓をなせるや及ひ

其裁判所及ひ其人は其宣誓をなさしむる權限を有せしこと

を揭け且つ

僞證せる事項か虛僞たること

を適當に之に指摘す可し。乍然

宣誓と關係を有する原被申立書、記錄又は手續又は

僞證されたる裁判所又は人の任務又は權限

を之に揭くることを要せす。

第九六七條　金錢、銀行券、株式、有價證券の窃盜又は横領若しくは人より斯る物を詐取せんとする共謀に關する起訴狀又は檢事正通告手續書に於ては其貨幣數量名稱種類を指示することを要せす單に金錢銀行券株式有價證券の窃盜又は横領又は詐取の共謀たることを指摘するを以て足れりとす。

第九六八條　風俗を壞亂する書籍冊子繪畫印刷物カルタ書類文書を公然陳列出版頒布販賣し又は販賣せんと申込み又は其目的を以て之を所持するものに關する起訴狀又は檢事正通告手續書は其書籍冊子繪畫印刷物カルタ書類文書に使用せる文字又は掲くる圖形の何れの部分をも之に掲くることを要せす。其風俗を壞亂する事實を總括的に之に掲くるを以て足れりとす。

第九六九條　重罪又は重罪未遂又は小窃盜犯の前科を有することを起訴狀又は檢事正通告手續書に掲くる場合に於ては

被告人は此起訴狀又は檢事正通告手續書に掲くる罪を犯かす以前に重罪を犯し（又は重罪未遂又は小窃盜）たること（其時の裁判所の名を掲くること）を掲くるを以て足れりとす。前科數犯の場合に於ては各前科に關する判決日を之に掲くる可し。前科二犯以上を起訴狀又は檢事正通告手續書に掲く可らす。

第九六九條（一九二七年五月改正）　重罪又は重罪未遂又は小窃盜の前科を有することを起訴狀又は檢事正通告手續書に掲くる場合に於ては被告人は此起訴狀又は檢事正通告手續書に掲くる罪を犯かす以前に重罪を犯かし（又は重罪未遂又は窃盜）たること（其時の裁判所の名を掲くること）を掲くるを以て足れりとす。前科數犯の場合に於ては各前科に關する判決日を之に掲くることを得。州内に於けると他に於けるとを問はす判明せる一切の前科を之に掲く可し。

第九六九條ａ（一九二七年五月挿入）　被告人か州内又は州外にて犯せし一切の重罪の前科を現に繫屬せる起訴狀又は檢事正通告手續書に掲けさりしことを發見するときは之を掲くる樣直ちに其起訴狀又は其檢事正通告手續書を訂正す可し。此訂正は裁判所の命令によつて之をなす可し。大陪審員の行動（起訴狀の場合）を必要とせす。訂正せる起訴狀又は檢事正通告手續書に基きて被告人を速かに再ひ審訊す可し。且つ之に關する訴答をなさしむ可し。判決後刑期滿了前

被告人か州内又は州外にて犯せし一切の重罪の前科を被告人處刑の基となれる起訴狀又は檢事正通告手續書に掲けさりしことを發見せるときは重罪の前科を掲くる檢事正追加通告手續書を差出さしむることは被告人に判決を下せる郡の檢事正の義務なり。此檢事正追加通告手續書は被告人に判決を下せる郡又は被告人の當時拘禁され居る郡の何れかに之を差出すことを得。之を差出すときは此檢事正追加通告手續書に基きて被告人を審訊し且つ之に關する訴答をなさしむ可し。檢事正追加通告手續書を何れの郡に差出す場合に於ても被告人に判決を下せる

郡の檢事正は之に署名し之を訴追す可し。被告人か檢事正追加通告手續書に掲くる前科を承認すると
きは裁判所は

被告人の有罪決定當時其前科か承認されて居たならは下たす可かりし判決

を被告人に再ひ言渡す可し。此再判決は恰かも初の判決の下りしと同樣の效力を有す。被告
人か檢事正追加通告手續書に掲くる前科を承認せさるときは此爭點を審理陪審に付し被告人審理陪審
を辭退せは裁判所にて之を審理す可し。審理の結果被告人の勝利と決するときは檢事正追加通告手續
書を棄却す、被告人の敗北と決するときは裁判所は

被告人の有罪決定當時其前科か承認されて居たならは下たす可かりし判決

を被告人に再ひ言渡す可し。此再判決は恰かも初の判決の下りしと同樣の效力を有す。

第九七〇條　數人の被告人に對する起訴狀又は檢事通告手續書の場合に於ては其一人又は數人を有罪又は
無罪とすることを得。

第九七一條　重罪の場合に於ける事實以前の從犯と正犯の區別第一級第二級の正犯の區別を廢止す。重罪
の實行に關せる總ての人は其人か犯罪を構成する行爲を直接行へると若しくは假令其場に居すとも其實行
を幇助敎唆せるとを問はす今後は正犯として之を訴追審理處罰す可し。其正犯に對する起訴狀又は檢事正
通告手續書に掲くるを要する事項以外の事項を斯る從犯に對する起訴狀又は檢事正通告手續書に掲くるこ

とを要せす。

第九七二條　重罪の從犯は假令正犯を訴追又は審理せさる場合と雖も假令正犯を無罪とせる場合と雖も之
を訴追審理處罰することを得。

第六章　起訴後公判審理開始前の手續及ひ原被申立

第一節　被告人の審訊

第九七六條　起訴狀又は檢事正通告手續書を提出するときは其訴訟を他の郡に移送せさる限り起訴狀又は
檢事正通告手續書を提出されたる裁判所にて被告人を審訊(arraignment)す可し。

第九七七條　重罪に關する起訴狀又は檢事正通告手續書の場合に於ては被告人自から裁判所に出頭す可
し。輕罪に關する起訴狀又は檢事正通告手續書の場合に於ては辯護士か審訊の際被告人に代つて出頭する
ことを得。

第九七八條　被告人自身の出頭か必要なる場合に於て其被告人か收監され居るときは裁判所は被告人を收
容せる官吏に審訊の爲め被告人を裁判所に送致することを命することを得。之を命するときは其官吏は被

告人を裁判所に送致す可し。

第九七九條　被告人か保釋保證書を入れ又は其代りに金錢を供託して釋放され乍ら審訊の爲め被告人自身の出頭を要する場合に出頭せさりしときは裁判所は保釋保證金を取立て又は供託金を沒收すると共にベンチ逮捕狀（Bench-Warrant 拘引狀逮捕狀と譯す可きも假にベンチ逮捕狀と譯す Warrant of Arrest と區別する故ベンチの字を付す）を發することを書記に命することを得。

第九八〇條　裁判所の開廷中なると否とを問はす檢事正より申請するときは書記は命令後何時にても一郡又は數郡にベンチ逮捕狀を發することを得。

第九八一條　重罪に關する起訴狀又は檢事正通告手續書に基きて發するベンチ逮捕狀は大要左の通りたる可し。

……郡

カリホルニア州の人民より本州の執行官コンステーブル、マーシャル警官に對して

……年……月……日……（總括的に之を掲く）の犯罪を以てCDを訴追する起訴狀（又は檢事正の通告手續書）か……郡高等裁判所に提出されたる故

其起訴狀（又は檢事正の通告手續書）に答へしむる爲め前記CDを直ちに逮捕し其高等裁判所に（若し起訴狀及ひ檢事正の通告手續書を他の高等裁判所に送るときは其高等裁判所の名を掲けて其裁判所に）引致すること若し裁判所か閉廷中ならは……郡執行官の許に收監する樣之を同執行官に引渡すことを汝に命す。

……年……月……日余の名を署し且つ裁判所の官印を押捺す

前記裁判所の命により

捺印　　書記　イー、エフ

第九八二條　被告人か保釋に付す可らさる犯罪の爲めベンチ逮捕狀を發せられて逮捕さるるときは人身保護令狀に基ける訊問の後保釋を許す場合に非る限り起訴狀又は檢事正通告手續書を提出されたる郡の執行官之を收監す可し。保釋に付し得る犯罪の場合に於ては左の指圖をベンチ逮捕狀に書き加ふ可し。

被告人か之を求むるときは汝は其郡又は汝か彼れを逮捕せる郡のマジストレートの許に彼れを引致すること、被告人は起訴狀（又は檢事正通告手續書）に答ふる旨の保釋保證を立て得ること。

裁判所はベンチ逮捕狀の發行を命するとき保釋金額を定め書記左の旨を之に裏書し且つ署名す可し。

……弗の金額にて被告人に保釋を許す可し。

第九八三條　此ベンチ逮捕狀は逮捕狀と同一方法にて何れの郡にても之を執行することを得。但し他の郡に於て之を執行する際其郡のマジストレートか之に裏書することを要せす。

第九八四條　被告人か保釋保證を立つる爲め他の郡のマジストレートの許に引致さるるときはマジストレ

トは逮捕狀に基きて被告人を其許に引致せる場合と同一の手續をなす可し。

第九八五條　起訴狀又は檢事正通告手續書か重罪に關する起訴狀又は檢事正通告手續書にして且つ被告人か其提出前之に答ふる爲め出廷する旨の保釋保證を立てたるときは起訴狀又は檢事正通告手續書を提出されたる又は其繫屬せる裁判所は被告人か命令に揭くる增額の保釋保證を立てさる限り被告人を監獄に收容する旨を命することを得。

第九八六條　命令の下れるとき被告人か其場に居るときはベンチ逮捕狀を發し本節に揭くる手續をなす可し。

第九八七條　被告人か、辯護士なしにて、審訊に答ふる爲め出頭するときは、裁判所は

被告人は審訊前に辯護士をもつ權利を有する旨

を被告人に告く可し。且つ被告人か辯護士の援助を欲するかを被告人に問ふ可し。被告人か之を欲し且つ之を雇ひ得さるときは裁判所は被告人の爲めに防禦する辯護士を指定す可し。

第九八八條　審訊は裁判所又は其指圖の下に書記又は檢事正之をなす可し。審訊は被告人に起訴狀又は檢事正通告手續書を讀み聞かせ其眞正の寫及び證人の氏名表を之に渡し且つ此起訴狀又は檢事正通告手續書に對して被告人か有罪と答ふるか無罪と答ふかを被告人に問ふことより成立す。

其起訴されたる名か本名に非らさるときは其本名を云ふ可きこと、然らされは起訴狀又は檢事正通告手續書に揭くる名にて手續をなすこと。

を被告人に告く可し。被告人か他の名を申し出さるときは裁判所は其儘にて手續をなすことを得。若し被告人か其本名は斯く斯くなりと申し出つるときは裁判所は之を審訊帳簿(審訊を書き控える帳簿)に記入せしむ可し。其後の裁判手續は被告人の申し出たる名を用ゐ旁ら最初訴追されたる名も引證しつつ之をなすことを得。

第九九〇條　審訊の上被告人か

起訴狀又は檢事正通告手續書に對する答を猶豫することを求むるときは一日以上の相當の猶豫時日を與ふ可し。被告人は審訊に對する答として

起訴狀又は檢事正通告手續書の棄却を申し立て、又は

妨訴抗辯をなし又は

之に答辯をなすこと

を得。

第二節　公訴の棄却

第九九五條　左の何れかの場合に於ては、被告人を審訊せる裁判所は其申立によりて、起訴狀又は檢事正通告手續書を棄却す可し。

起訴狀ならは

一、本法に掲くる通りに決定裏書提出せさる場合

二、大陪審員の許にて訊問せる又は大陪審員の許にて其訊問調書を朗讀せる證人の名を起訴狀の紙端に記入しあらさる又は之に裏書しあらさることを大陪審長又は大陪審員付き秘書の證言によつて認むる場合

三、起訴陪審中起訴狀に掲くる事件の考究中第九二五條に掲くるもの以外のものの其場所に居ることを許せる場合

檢事正通告手續書ならは

一、其差出前マジストレートか被告人を收監しなかつたこと

二、其郡又は其市郡合併區の檢事正か之に署名せさりしこと

第九九五條（一九二七年六月改正）　左の何れかの場合に於ては被告人を審訊せる裁判所は其申立によりて起訴狀又は檢事正通告手續書を棄却す可し。

起訴狀ならは

一、本法に掲くる通りに決定裏書提出せさる場合

檢事正通告手續書ならは

一、其差出前マジストレートか被告人を收監しなかつたこと

二、其差出前マジストレートか被告人を收監しなかつたこと

第九九五條a（一九二七年六月挿入）　大陪審員の許にて訊問せる證人の名を起訴狀の紙端に記入しあらさる又は之に裏書しあらさるときは裁判所は之を記入又は裏書することを大陪審員に命す可し。檢事正か其通告手續書に署名せさりしときは裁判所は之に署名する樣命することを得。

第九九六條　起訴狀又は檢事正通告手續書を棄却する申立をなさるときは被告人は其後前條に掲くる異議の申立をなすことを得す。

第九九七條　申立は裁判所か何かの理由の爲め其取調を延期せさる限り申立をなせるとき之を取調ふ可し。申立を却下するときは被告人は直ちに起訴狀又は檢事正通告手續書に對して

妨訴抗辯をなすか又は

答辯をなす

可し。申立を許容するときは裁判所は、此事件を再ひ同一大陪審員又は他の大陪審員の陪審に付するか若しくは檢事正に通告手續書を差出すことを命せさる限り、

被告人を收監中ならは之を釋放すること、又は

被告人保釋中ならは保釋保證を解くこと、又は

被告人か保釋保證の代りに現金を供託せるときは之を被告人に拂戻すこと

を命す可し。但し前記の如く再ひ之を陪審に付する場合に於て、若しマジストレートか起訴狀又は檢事正通告手續書の差出前被告人を訊問收監せさりしときは、再ひ之を陪審に付することを命せる後他の場合と同樣に之を訊問したる上釋放又は收監することを得。

第九九八條　裁判所か事件を再ひ陪審に付することを命する場合に於て、若し被告人か既に收監され居るときは被告人に保釋を許さる限り其儘之を收監し置く可し。既に保釋を許せるか又は其代りに現金を供託せるときは其保釋保證書又は現金は新起訴狀又は新檢事正通告手續書に答ふる爲め被告人の出頭することに關する責任を有す。次の大陪審員か解任さるる前に新らしき起訴狀又は新らしき檢事正通告手續書を差出さるるときは裁判所は其大陪審員の解任と共に前條に揭くる命令を下す可し。

第九九九條　本節に揭くる起訴狀又は檢事正通告手續書を棄却する命令は同一犯罪に關する將來の起訴の支障とならす。

第三節　妨訴抗辯

第一〇〇二條　被告人側に於ける唯一の訴答は妨訴抗辯(Demurrer 異議書)又は答辯なり。

第一〇〇三條　妨訴抗辯(妨訴抗辯の英語は Pleas in abatement にして Demurrer は異議書なり。又妨訴抗辯は元來民事訴訟上の用語なり。されとも第一〇〇四條によれは玆に揭くる Demurrer は民事訴訟の妨訴抗辯に該當する故他の文字と區別し易き樣假りに之を妨訴抗辯と譯し置けり。)及ひ答辯は何れも審訊の際又は被告人に許せる他の時公開法廷にて之をなす可し。

第一〇〇四條　被告人か起訴狀又は檢事正通告手續書の文面より左のことを認むるときは之に對して妨訴抗辯をなすことを得。

一、起訴狀ならは其犯罪か其郡の管轄に屬せさる爲め其大陪審員は其犯罪を糺問する權限を有せさること。又檢事正通告手續書ならは裁判所か其犯罪を管轄せさること、又は

二、第九五〇條第九五一條第九五二條の規定に大體一致して居ないこと、又は

三、數罪を起訴して居ること。但し第九五四條に揭くる場合は此限りに非らす。又は

四、起訴狀又は檢事正通告手續書に揭くる事實は犯罪を構成せさること、又は

五、若し其事項か眞實ならは釋罪の理由宥免の理由其他起訴に對する完全の駁論となる可き事項を含めること

第一〇〇五條　妨訴抗辯は文書に認め被告人又は其辯護士之に署名したる上之を差出す可し。起訴狀又は

検事正通告手續書に對して異議を申立つる理由を明白に之に掲く可し。然らされは之を顧みさる可し。

第一〇〇六條　妨訴抗辯書を差出すときは直ちに又は裁判所の指定せる他の期日に之に關する辯論を聞く可し。

第一〇〇六條（一九二七年五月改正）　妨訴抗辯書を差出すときは、例外の理由のあることの明かとなりて裁判所か日延を許さゝる限り直ちに之に關する辯論を聞く可し。此日延は裁判の目的上必要なる時日より長時日に渉ることを得す。且つ裁判所は日延を要する理由を其帳簿に記入す可し。

第一〇〇七條　妨訴抗辯書を取調の上裁判所は之を許すか又は許さゝる旨の決定を下たす可し。之に關する命令を帳簿に記入す可し。

第一〇〇八條　檢事正は被告人の訴答（譯者註、妨訴抗辯又は答辯）前何時にても裁判所の許可を俟たして起訴狀又は檢事正通告手續書を訂正することを得。被告人の實體的權利を害せすして之をなし得る場合に於ては裁判所の自由裁量を以て其後何時にても斯る訂正をなすことを得。罪を變更する如き訂正を起訴狀に加ふることを得す。

豫審の際入手せる證據によつて證せられさる罪を訴追する如き訂正を檢事正通告手續書に加ふることを得す。妨訴抗辯か容れられ訂正か許されさる又は許さるるも裁判所の定むる相當期間内に之をなさゝる場合に於ては裁判所は棄却の決定を下たす可し。此決定は同一の犯罪に關する他の起訴の支障となるものとす。

其場合に於ては裁判所か此事件を再ひ同一大陪審員又は他の大陪審員の陪審に付するか若しくは新らしき檢事正通告手續書を差出すことを命せさる限り被告人を釋放す可し。但し斯る命令又は再ひ陪審に付することを命せる後マジストレートは被告人を訊問し且つ他の場合同樣之を釋放又は收監することを得。

第一〇〇八條（一九二七年五月改正）　檢事正は被告人の訴答前何時にても裁判所の許可を俟たして起訴狀又は檢事正通告手續書を訂正することを得。裁判所は訴訟中何時にても其欠缺又は不備の訂正を命することを得。此場合に於て訂正されたる起訴狀又は訂正されたる檢事正通告手續書か最初より提出され居たりしかの如き取扱をなし其儘審理を繼續しても被告人の實體的權利に損害を生せさるときは其儘審理を繼續す可し。其儘審理を繼續するときは被告人の實體的權利を害す可き場合に於ては裁判の目的上必要なる範圍に於て相當の日延を許すことを得。其欠缺又は不備か訂正によりて救濟し得さる欠缺又は不備なるときは其訴訟手續を棄却す可し。但し裁判所か新らしき檢事正通告手續書の差出を命するか若しくは同一大陪審員又は新らしき大陪審員の陪審に付することを命するときは被告人を釋放することを得す。罪を變更する如き訂正を起訴狀に加ふることを得す。豫審の際入手せる證據によつて證せられさる罪を訴追する如き訂正を檢事正通告手續書に加ふることを得す。

第一〇〇九條　裁判所か前條の規定の如く檢事正通告手續書の訂正を許さす又は檢事正通告手續書の差出又は再ひ起訴陪審に付することを命せさるときは被告人は

收監中なれは釋收され
保釋中なれは保釋保證を解かれ
保釋保證の代りに現金供託中ならは之を拂戻さる
可し。

第一〇一〇條　再ひ起訴陪審に付することを命せる場合に於ては、之に對して、第九九七條第九九八條に揭くると同一の手續をなす可し。

第一〇一一條　妨訴抗辯を却下せしときは
被告人か答辯をなさんとするならはなすこと
を被告人に許す可し。被告人は直ちに之をなすか又は裁判所の命するときに之をなす可し。若し被告人か答辯をなさざるときは被告人を有罪とする判決を言渡すことを得。

第一〇一一條（一九二七年五月改正）　妨訴抗辯を却下せしときは裁判所は被告人か答辯をなさんとするならはなすことを被告人に許す可し。被告人は直ちに之をなす可し。

第一〇一二條　第一〇〇四條に揭くる欠缺故障か起訴狀又は檢事正通告手續書の文面に現はるる場合に於て之に妨訴抗辯をなすことは玆に揭くる妨訴抗辯書によりてのみ之をなすことを得。但し起訴狀又は檢事正通告手續書の目的物に關する管轄權に關する妨訴抗辯又は記載事項か犯罪を構成せすと云ふ妨訴抗辯は

審理の際無罪の答辯の下に又は審理後判決阻止の申立の際之をなすことを得。

第四節　答辯

第一〇一六條　起訴狀又は檢事正通告手續書に對する答辯に四種あり。

一、有　罪
二、無　罪
三、其罪は既に有罪處刑（譯者註、有罪と決定し處刑されたり刑猶豫等となつたりしたこと）又は無罪放免の判決を受けたことかある。
此答辯は無罪の答辯と共に又は無罪の答辯を伴はすして之をなすことを得。
四、嘗て正式に起訴され審理陪審に付せられた

第一〇一六條（一九二七年五月改正）　起訴狀又は檢事正通告手續書に對する答辯に五種あり。

一、有　罪
二、無　罪
三、其罪は既に有罪處刑又は無罪放免の判決を受けたことかある。
四、嘗て正式に起訴され審理陪審に付せられた

五、精神病者たる理由により無罪

有罪と答へさる被告人は他の答辯の一又は一以上を答ふることを得。精神病者たる理由により無罪と答へさる被告人は罪を犯せしとき精神健全なりしものと見做す。但し相當の理由を示すときは裁判所は公判審理開始前ならは何時にても答辯の變更を許可することを得。無罪と答へすして單に精神病者たる理由により無罪と答ふる被告人は之によつて其罪を犯せしことを認容す。

第一〇一七條　答辯は總へて口頭たる可し。且つ大體左の書式にて裁判所の帳簿に之を記入す可し。

一、被告人か有罪と答ふるときは「被告人は此罪は有罪なりと答へた」

二、被告人か無罪と答ふるときは「被告人は此罪は無罪なりと答へた」

三、被告人か此罪は既に有罪處刑又は無罪放免の判決を受けたことかあると答ふるときは「被告人は……年……月……日……(所の名を掲けて)にて下せる……(名を掲けて)裁判所の判決にて此罪て既に有罪處刑(又は無罪放免)となつたと答へた」

四、被告人か嘗て正式に起訴され審理陪審に付せられたと答ふるときは「被告人は……(時と所と裁判所を掲けて)其罪の爲め正式に起訴され審理陪審に付せられたと答へた」

五、被告人か精神病者たる理由により無罪と答ふるときは「被告人は被告人か違法の行爲をなせしと云はるる其當時精神病者たりし故此罪に就ては無罪なりと答へた」

第一〇一八條　有罪の答は會社に對する起訴狀又は檢事正通告手續書の場合に非らさる限り被告人自身の辯護士之をなすことを得。有罪と答へたる場合に於ては裁判所は判決前何時にても之を取消し其代りに無罪と答ふることを許すことを得。

第一〇一九條　無罪と答ふるときは起訴狀又は檢事正通告手續書の主なる各主張か爭點となる。

第一〇二〇條　無罪の答辯の證據として第一〇一六條第三號第四號に掲くる事實以外の防禦を成立せしむ可き一切の事實を擧くることを得。

第一〇二〇條(一九二七年五月改正)　無罪の答辯の證據として第一〇一六條第三號第四號第五號に掲くる事實以外の防禦を成立せしむ可き一切の事實を擧くることを得。

第一〇二一條　被告人か起訴狀又は檢事正通告手續書と證據と相違せる爲め嘗て放免されたる場合若しくは起訴狀又は檢事正通告手續書か其大體の書式に關する妨訴抗辯の爲め又は更に重き罪に關して被告人を收監する爲め無罪放免の判決を下さすして棄却されたる場合に於ては其罪より無罪放免となれるものと云ふことを得す。

第一〇二二條　被告人か事件の理非曲直如何と云ふ點に基きて無罪放免となれる場合に於ては其審理の行

はれたる起訴狀又は檢事正通告手續書の書式又は實質に欠點のあると否とに拘はらず被告人は其罪より無罪放免となれるものなり。

第一〇二三條　被告人か起訴狀又は檢事正通告手續書に基きて有罪處刑の判決又は無罪放免の判決を受け又は審理陪審に付せられたるときは其有罪處刑の判決無罪放免の判決を受けたること又は審理陪審に付せられたることは

大陪審員より起訴又は檢事正より通告手續を取られたる其罪若しくは

其罪の未遂罪若しくは

其起訴狀又は其檢事正通告手續書によつて罰し得可かりし、當然之に含まるる罪に關する他（第二）の起訴狀又は檢事正通告手續書の支障となる。

第一〇二四條　被告人か起訴狀又は檢事正通告手續書に對して妨訴抗辯をなすことも答辯をなすことも拒絶するときは無罪の答辯を記入す可し。

第一〇二五條　起訴狀又は檢事正通告手續書に

前科を有す

と掲けられたる被告人か

起訴又は通告手續を取られたる罪は有罪なり又は無罪なり

と答ふるときは

被告人は所記の前科を有するや否やを被告人に問ふ可し。被告人か

有す

と答ふるときは書記は其答を裁判所の帳簿に記入す可し。且つ裁判所の同意を得て之を取消さざる限り其後の一切の手續に於ては其前科を有せるものと見做す。被告人か

有せす

と答ふるときは書記は其答を裁判所の帳簿に記入す可し。且つ

起訴又は通告手續を取られたる罪に對して無罪と答へたる場合に於ては

其爭點を審理する審理陪審員

起訴又は通告手續を取られたる罪に對して有罪と答へたる場合に於ては

前科の有罪を決定する目的を以て構成せる陪審員

被告人か果して所記の前科を有するや否やと云ふ問題を審理す可し。被告人か前科を有するや否やの問に答ふることを拒はむことは斯る前科を有することを否認すると等し。被告人か

起訴又は通告手續を取られたる罪に對しては無罪なりと答へ且つ
前科を有するや否やと云ふ點に關しては前科を有す
と答へたる場合に於ては其前科の罪狀を陪審員に對して朗讀することを得す審理の際之に言及諷示すること
を得す。

第一〇二六條（一九二七年五月挿入）　被告人か
精神病者たる理由により無罪なり
と答へ且つ同時に他の一答辯又は數答辯をなせるときは先つ恰かも被告人か他の答辯のみをなせしか
の如く之を審理す可し。此審理に於ては被告人は其犯罪當時精神病者に非らさりしと假定して其假定
の下に之を審理す可し。審理の結果陪審員か
被告人は有罪なり
と決定するか又は被告人か
精神病者たる理由により無罪なり
とのみ答ふるときは
被告人か犯罪當時精神病者なりしや否やと云ふ問題
を裁判所の自由裁量を以て同一陪審員又は新陪審員をして直ちに審理せしむ可し。此審理に於ては陪

審員は
被告人は犯罪當時精神病者であつた、又は
被告人は犯罪當時精神病者でなかつた
と答申す可し。
被告人は犯罪當時精神病者でなかつた
と答申するときは裁判所は被告人に對して法律に規定せる通りの判決を言渡す可し。
被告人は犯罪當時精神病者であつた
と答申するときは裁判所は被告人は最早精神病者に非らすと認めさる限り
州立刑事精神病者病院あらは之に
若しなければ州立精神病者病院に
被告人を監置することを命す可し。但し裁判所か
被告人は最早精神病者に非らす
と認むるときは法定の方法にて其精神病者なるや否やを確定する迄執行官をして被告人を再ひ收監せ
しむ可し。州病院に收容されたる被告人は收容を命せし裁判所又は其收容され居る郡の高等裁判所か
通知又は審問後最早精神病者に非らすと決定する迄其監置を解くことを得す。被告人の收容を命せし

郡にて斯る審問をなせる場合に於ては裁判所の命する通知を其郡の檢事正に與ふ可し。被告人の收容され居る郡にて斯る審問をなせる場合に於ては裁判所の命する通知を其郡の檢事正及ひ被告人の收容を命せし郡の檢事正に與ふ可し。本條の規定は適當の官憲か州病院の一より他の州病院に斯る被告人を移すことを妨くるものに非らす。

第一〇二六條a（一九二七年五月挿入）　第一〇二六條に掲くる通り州病院に收容されたる人は

精神病か全快せる故釋放すること

を其收容され居る郡の高等裁判所に申請することを得。收容を命せる郡の高等裁判所又は收容を命せる日より一ケ年以上監置されたる後に非らされは斯る申請に關する審問を受くることを得す。其申請又は其後の同樣の申請に對して未た精神病の全快せさるを理由として申請を許さざる旨の決定の下れるときは最後の申請の審問日より一ケ年を經過する迄重ねて申請書を差出すことを得す。

本條に規定せる審問に於ては精神病の全快せることを證する責任は審問申請者にあり

第一〇二七條（一九二九年五月挿入）　被告人か

精神病者なる理由により無罪なり

と答ふるときは裁判所は被告人を訊問し其果して精神病者なるや否やを研究する爲め二人の精神病醫を選定任命す可し。少くとも其一人は州病院の醫員より之を選定任命す可し。

且つ三人の精神病醫を選定任命することを得。少くとも其一人は州病院の醫員より之を選定す可し。

被告人を取調へ其果して精神病者なるや否を研究し且つ被告人か果して精神病者なるや否やか問題となれる裁判手續に呼出されたる場合に之を證言することは斯く選定任命されたる精神病醫の義務なり。裁判所より斯く任命されたる前記精神病醫は證人としてなせる其勞務に對して裁判所か其自由裁量を以て正當相當と認むる手數料を受く。此手數料は被告人を起訴せる郡又は被告人を審理せる郡に於て之を支拂ふ。

本條の規定は刑事訴訟當事者か

被告人か果して精神病者なるや否やの問題

に關する他の專門家（鑑定人）の證言を擧くることを妨くるものと解釋す可らす。檢事正か刑事訴訟に於て專門家を呼出せる場合に於ては其專門家は裁判所の許せる證人手數料のみを受くる權利を有す。

當事者の何れも裁判所自身も裁判所より斯く任命されたる精神病醫を呼ふことを得。呼はれたる場合に於ては當事者の何れも此精神病醫に對して鑑定家としての適否偏頗資格に關する異議の申立をなすことを得。裁判所又は當事者の一方より呼はるるときは裁判所は精神病醫に必要と認むる訊問をなすことを得。其場合に於ては當事者の双方は

裁判所より問はれたる問題及ひ其擧けたる證據に關して、恰かも精神病醫か對手人の證人なるかの如く異議を申立つる權利

を有す。精神病者か裁判所より呼はれて訊問さるる場合に於ては當事者双方は裁判所の命せる命令に

て之に對して反對訊問をなすことを得。精神病者か當事者の何れかより呼はれたる場合に於ては對手

人は前記當事者の呼へる他の證人の場合と同樣に之を訊問することを得。

第五節　郡裁判所より區(District)裁判所又は桑港市刑事裁判所に或起訴狀の移送

第一〇二八條　削除

第一〇二九條　高等裁判所の判事に對する起訴狀又は檢事正通告手續書を其高等裁判所に提出せるときは書記は其旨を掲くる證明書を知事に送付す可し。其時知事は他の郡の高等裁判所の判事を指名して其事件を審理し被告人に關する判決前判決後の一切の答辯申立を審問決定することを之に命す可し。

第一〇三〇條　削除

第六節　公判審理前に於ける訴訟の移送

第一〇三三條　被告人か

其郡にては公平なる審理をなすことを得すと云ふ理由にて

之を申請するときは刑事訴訟を其繫屬せる裁判所より他の裁判所に移送することを得。

第一〇三四條　移送の申請は公開法廷にて且つ被告人か宣誓文書を以て誓證せる文書を以て之をなす可し。其申請書の寫一通を申請書取調日より少なくとも一日以前に檢事正に送達す可し。取調の際檢事正は其適當と認むる反駁宣誓文書を送達し且つ裁判所に之を差出すことを得。被告人か其宣誓文書に

被告人に對する一般の反感か被告人の身體に危害を加ふる虞のある程大なる故被告人自から申請の爲

め出廷するは危險なる旨

を掲け且つ此記事を立證す可き證據を添付せるときは被告人の辯護士より之を申請することを得。此場合に於ては問題となれる犯罪か重罪なると否とに拘はらす又被告人か申請當時逮捕中なると保釋中なると審訊されたると答辯せると妨訴抗辯をなせると否とに拘はらす被告人不在の儘之を取調決定す可し。

第一〇三五條　裁判所か

申請者の陳述は眞實なり

と認むるときは同樣の支障のなき便利なる或郡の適當裁判所に此訴訟を移送する旨の命令を下す可し。

第一〇三六條　移送命令は帳簿に之を記入す可し。書記は直ちに移送命令、記錄、準備書面、訴訟手續、被告人出頭保證書、證人出頭保證書の謄本を作成し移送さるる裁判所に之を送付す可し。

第一〇三七條　被告人を收監せる場合に於ては被告人を送致する旨を命令に掲く可し。被告人を收監せる郡の執行官は訴訟を移送さるる郡の執行官の許に直ちに被告人を送致す可し。

第一〇三八條　訴訟を移送されたる裁判所は恰かも其裁判所にて訴訟か開始されたるかの如く審理及ひ判決をなす可し。移送されたる裁判所にて準備書面又は他の書類の原本を要する場合に於て檢事正及ひ被告人より申請するときは移送したる裁判所は何時にても

其謄本を留め置きて其書類又は準備書面を移送すること

を書記に命す可し。

第七節　公判審理の樣式

第一〇四一條　事實に關する爭點は

一、無罪の答辯によつて

二、同一犯罪に關して既に有罪處刑又は無罪放免の判決を受けたるものなることありと云ふ答辯によつて

三、嘗て正式に起訴され審理陪審に付せられたることありと云ふ答辯によつて

生す。

第一〇四二條　事實に關する爭點は

重罪とならさる刑事訴訟に於て當事者双方か公開法廷にて表示し且つ帳簿に記入せる同意を以て陪審を辭退せさる限り

之を陪審に付す可し。輕罪の場合に於ては陪審は十二人又は當事者か公開法廷にて同意する十二人以下の陪審員を以て之を構成することを得。

第一〇四三條　重罪の場合に於ては被告人は審理の際自から出廷せさる儘之を審理することを得。乍然人違に非らさることを確かむる爲め被告人の出廷を要する場合に於て檢事正より申請するときは裁判所は命令又は令狀を以て審理の際被告人自身を出頭せしむることを得。

第一〇四四條（一九二七年五月挿入）　審理中一切の訴訟手續を取締り且つ

事件の眞相を迅速且つ有效に確かむる考を以て

擧證及ひ檢事辯護士の論告辯論を關係事項緊要事項に制限することは判事の義務なり。

第八節　審理（公判審理）陪審の構成及ひ事件の順序表

第一〇四六條　刑事訴訟に關する審理陪審は民事訴訟に於ける審理陪審と同一方法にて之を構成す。

第一〇四六條a（一九二九年五月挿入）　二人又は二人以上の高等裁判所判事を有する郡に於ては其場合に應して適宜

各判事か各自別々に陪審員を抽籤召喚して別々に陪審員の團を作ること（譯者註、陪審を構成）若しくは

二人又は二人以上の判事の夫々擔當せる事件の審理に當らしむる爲め其内の一人か陪審員を抽籤召喚して陪審員の一團を作ること

を得。斯る郡に於て陪審員の一團か一人又は一人以上の判事の擔當せる事件の陪審に從事し居る場合に於ては

其陪審員の一團か共同使用の爲め作られたると否とに拘はらす

他の判事の擔當せること又は他の判事の擔當せる事件（b）を審理する陪審の構成を完成すること（譯者註、bの事件を審理する陪審員の人數か足らぬ故之に加はつてもらふこと）を

前記陪審團に屬せる陪審員全部又は其内の若干人數に求むることを得。判事の一人か別々（各自別々の）に陪審員の團を作れる場合に於ては其承諾を得すして其内の若干人數を他の判事の擔當せる事件の審理に當らしむることを得す。

第一〇四七條　書記は其裁判所に繫屬せる一切の刑事訴訟の順序表を所持す可し。其順序表は起訴狀又は檢事正通告手續書の提出月日に從て之を掲け反對の紙面には

訴訟の件名

重罪なるか輕罪なるか

被告人を收監中なるか保釋なるか

を掲く可し。

第一〇四八條　順序表に掲くる爭點は裁判所か相當の理由に基きて順番に非らさる訴訟の審理を命せさる限り左の順序にて之を處分す可し。

一、被告人を收監せる重罪

二、被告人を收監せる輕罪

三、被告人を保釋に付せる重罪

四、被告人を保釋に付せる輕罪

第一〇四九條　被告人は其答辯後審理準備の爲め少なくとも二日間の猶豫を與へらるる權利を有す。

第一〇四九條（一九二七年五月改正）　被告人は其答辯後審理準備の爲め少なくとも五日間の猶豫を與へらるる權利を有す。

第一〇五〇條（一九二七年五月挿入）　裁判所は被告人の答辯の記入日後三十日より遲からさる日に其刑事訴訟を審理に付す可し。審理の日延は相當の通知をなせる上裁判の目的か日延を必要とすることを公開法廷にて積極的に證明するに非らされは之を許可することを得す。裁判の目的か之を必要とすることを積極的に證明せる時日以上の日延を許可することを得す。日延を許せるときは裁判所は當事者の證明せる日延を要する理由を帳簿に記入す可し。刑事事件は民事事件に優先す可し。若し裁判所か被告人か夫れ夫れ其答辯をなせる後三十日以内に其裁判所に繫屬せる一切の刑事訴訟を審問し得さるときは直ちに其旨を Judicial Council 會長に通知す可し。

第九節　公判審理の日延

第一〇五二條　相當の理由あるときは裁判所は審理期日又は其審理期日前何時にても審理を他日に延はすことを命することを得。

第一〇五三條　刑事訴訟の審理の開始後判事か死亡するか病氣となるか其他何等かの理由の爲め審理不能となるときは訴訟の繫屬せる郡又は市郡合併區の高等裁判所の他の判事か審理に從事し之を了ふることを得。若し其高等裁判所に他の判事なきときは書記又は執行官は此審理をなし之を了ふる爲め知事か他の郡より高等裁判所判事を指名する迄、若しくは檢事正と被告人の辯護士か、一判事に此事件の審理を完了せしむることを合意せる旨の、約定書を作り之を書記に差出す迄日々之を日延す可し。本條の規定によつて審理を進め之を完了する權限を得たる判事は恰かも其判事の許にて審理を始めしと同一の權限管轄權を有す。

第七章　公判審理開始後判決前の手續

第一節　陪審員に對する忌避の申立

第一〇五五條　忌避とは審理陪審員に對する異議の申立にして左の二種あり。

一、Panel に對する忌避

第一〇五六條　削　除

第一〇五七條　Panelとは執行官より復命報告せる、個々の裁判所に又は個々の訴訟の審理に從事する陪審員の名簿なり。

第一〇五八條　Panelに對する忌避(譯者註、以下Panelに對する忌避を陪審總員に對する忌避と假譯す)は執行官より復命報告せる名簿に掲くる陪審員全部に對する異議の申立なり。當事者双方共此忌避の申立をなすことを得。

第一〇五九條　陪審總員に對する忌避は陪審員の抽籤報告に關して民事訴訟に規定せる形式と大に相違せる場合又は執行官か當籤せる陪審員の一人又は數人を呼出すことを故意に怠たれる場合にのみ之を申立つることを得。

第一〇六〇條　陪審總員に對する忌避の申立は陪審員宣誓前に之をなす可し。且つ文書を以て之をなすか又は速記者之を速記す可し。且つ忌避の理由を構成する事實を平易明白に之に記載す可し。

第一〇六一條　忌避の理由として主張せる事實を充分の理由と認めさるときは對手人は忌避の申立に對して異議を申立つることを得。異議の申立は文書を以てすることを要せす。乍然裁判所の帳簿又は速記者の帳簿に之を記入す可し。茲に於て裁判所は忌避申立書に掲くる事實を眞實と假定して忌避の理由の充分なるや否やを審理す可し。

第一〇六二條　忌避の申立に對して異議を申立たる場合に於て裁判所か忌避の理由充分なりと認むるときは裁判上必要の節は異議の申立を撤回し忌避申立書に掲くる事實を否認することを異議申立者に許すことを得。異議の申立を許容せる場合に於ては裁判所は同樣の方法にて忌避申立書の訂正を許すことを得。

第一〇六三條　忌避の申立を却下する場合に於ては口頭を以て之を却下することを得。且つ裁判所の帳簿又は速記者の帳簿に之を記入す可し。且つ裁判所は事實問題を審理す可し。審理の際忌避の理由として掲けられたる事實を立證又は打破する爲め

反則の處置をなせりと指摘されたる裁判官吏補助官吏及ひ其他の人を取調ふることを得。

第一〇六四條　陪審員を呼出せる人の偏頗は陪審各員を忌避する適當の理由となり得るか陪審員に當籤せさる人を陪審を構成す可き人名中に掲くる場合に於ても陪審員を呼出せる官吏の偏頗を理由として陪審總員を忌避することを得。斯る忌避は陪審各員を忌避すると同一形式にて之をなし同一方法にて之を決定す可し。

第一〇六五條　忌避に對して異議を申立たる後又は事實を否認せる後忌避を許容せるときは問題となれる審理に關する限り裁判所は陪審員を解任す可し。忌避を却下せるときは裁判所は陪審の構成を命す可し。

418840

第一〇六六條　裁判所は陪審員を呼入るる以前に
被告人か陪審各員を忌避せんと欲するならは其陪審員の出廷せるとき且つ宣誓する以前に之に對する
忌避の申立をなす可き旨
を被告人に告くるか又は告くる樣指圖す可し。

第一〇六七條　陪審各員に對する忌避は
一、專斷忌避(Peremptory)又は
二、理由付忌避(For Cause)
なり。

第一〇六八條　其陪審員か出廷し事件を審理する爲め宣誓する以前に之を忌避す可し。但し相當の理由あ
るときは裁判所は陪審員の宣誓せる後陪審構成手續の愈完結する以前に忌避することを許可することを
得。

第一〇六九條　當事者双方とも專斷忌避をなすことを得。專斷忌避は口頭を以て之をなすことを得。專斷
忌避は理由を述ふることを要せさる且つ裁判所は忌避されたる人を除斥す可き陪審各員に對する異議の申
立なり。

第一〇七〇條　死刑に處す可き又は終身州獄禁錮に處す可き事件の場合に於ては被告人は二十人州は十人
を專斷忌避する權利を有す。其他の犯罪の審理に於ては被告人は十人州は五人を專斷忌避する權利を有す。
第一〇七〇條(一九二七年五月改正)　死刑に處す可き又は終身州獄禁錮に處す可き事件の場合に於て
は被告人は二十人州は二十人を專斷避忌する權利を有す。其他の犯罪の審理に於ては被告人は十人州
は十人を專斷忌避する權利を有す。

第一〇七一條　當事者双方共理由付き忌避をなすことを得。理由付き忌避は陪審各員に對する忌避にして
一、總括的　其陪審員は總ての事件の陪審員となる資格を缺けること、又は
二、各件的　其陪審員は審理せんとする其訴訟の陪審員となる資格を缺けること
の何れかなり。

第一〇七二條　忌避の總括的理由左の如し。
一、重罪を犯せること
二、適當の陪審員たる法定資格の何れかを缺けること
三、心神不健全若しくは頭腦又は五感に陪審員の職務を行ふことを不能とする缺陷を有すること

第一〇七三條　忌避の各件的理由左の如し。
一、事實其通りとすれは其陪審員は法律上欽格となるたけの偏頗の地位に在ること。本法に於ては之
を Implied Bias と稱す。

二、其陪審員か其事件に關して、又は當事者の何れかに對して、公平に陪審に當たること當事者の一方の實體的權利を害せさる樣に陪審に當ることの不可能なる樣な精神狀態にあること。本法に於ては之を Actual Bias と稱す。

第一〇七四條　左の理由の全部又は何れかのみに對して Implied Bias に關する忌避をなすことを得。此以外に Implied Bias に關する忌避をなすことを得。

一、其犯罪の爲め害を被れりと主張する人又は告訴者又は被告人の四等親以内の血族又は姻族

二、其犯罪の爲め害を被れりと主張する人又は告訴者又は被告人の家族の一員たること若しくは之に對して後見人と被後見人、辯護士と依賴人、主人と召使、地主家主と借地人借家人の關係を有すること若しくは有給にて之に雇はれ居ること

三、被告人の民事訴訟上の相手方たること。若しくは刑事訴訟にて被告人を訴へ又は被告人に訴へられ居ること

四、其事件を起訴せる大陪審員たりしこと若しくは人の死亡か起訴又は檢事正通告手續の目的たる場合に於て其死體を檢屍せる檢屍陪審員たりしこと

五、其犯罪に關して他の人を審理せる審理陪審員たりしこと

六、同一犯罪を審理する爲め其以前に宣誓し且つ其評決か棄却され又は事件の審理陪審に當れる後評決を下さすして解任されたる陪審員の一員たりしこと

七、被告事件を構成せる其行爲に關して被告人に對して起されたる民事訴訟の陪審に當りしこと

八、死刑に處す可き犯罪の場合に於ては被告人を有罪と決定し得さる位の慈悲的意見を有せること。此場合に於ては其人か陪審員となることを許さす。又陪審員となることを其人に强制す可らす。

第一〇七五條　陪審の任務より免除さるることは忌避の理由とならす。免除されたる人の特權なり。

第一〇七六條　Implied Bias に關する忌避に於ては第一〇七四條に揭くる理由の一又は一以上を主張す可し。Actual Bias に關する忌避に於ては第一〇七三條第二項に揭くる理由を主張す可し。裁判所か宣誓等の方法によれる其陪審員の陳述によつて

其陪審員は斯る意見を立て又は發表せるに拘はらす其陪審事件を公正公平に處理し得且つ處理するならん

と認むる限り何人も其陪審事件に關して世間の風評新聞の記事に基ける意見を立て又は發表せる爲め陪審員たる資格を失ふことなし。忌避は口頭たることを得。但し裁判所の帳簿又は速記者の帳簿に之を記入す可し。

第一〇七六條（一九二五年五月改正）　Implied Bias に關する忌避に於ては第一〇七四條に揭くる理由の一又は一以上を主張す可し。Actual Bias に關する忌避に於ては第一〇七三條第二項に揭くる理由を

主張す可し。裁判所か宣誓等の方法によれる其陪審員の陳述によりて其陪審員は斯る意見を立て又は發表せるに拘はらす其陪審事件を公正公平に處理し得且つ處理するならんと認むる限り何人も其陪審事件に關して世間の風評新聞の記事雜誌其他印刷文書に基ける意見を立て又は發表せる爲め陪審員たる資格を失ふことなし。忌避は口頭たることを得。但し裁判所の帳簿又は速記者の帳簿に之を記入す可し。

第一〇七七條　對手人は陪審總員に對する忌避の申立に關すると同一方法にて此忌避の申立に對して異議を申立つることを得。此場合に於ては第一〇六一條に規定せると同一の手續をなす可し。但し異議申立を許容するときは其陪審員を除斥す可し。又對手人は忌避の理由として主張せる事實を口頭にて否認することを得。

第一〇七七條（一九二七年五月）　削　除

第一〇七八條　事實を否認するときは裁判所は其忌避を審理す可し。

第一〇七八條（一九二七年五月改正）　公正公平の陪審員を選定する爲め見込のある陪審員を調査することは審理裁判所の義務なり。裁判所は人民側の檢事被告人側の辯護士に見込のある陪審員の相當調査を許す可し。

第一〇七九條　削　除

第一〇八〇條　削　除

第一〇八一條　陪審各員に對する忌避の申立の審理の際其忌避を立證又は打破する證人として忌避された る陪審員を訊問することを得。此場合に於ては其陪審員は此取調に適切なる質問に一々答ふ可し。

第一〇八二條　又當事者双方共に他の證人を訊問することを得。他の爭點の審理の際適用す可き證據法の原則は忌避の審理に關する證據の採用又は排斥を支配す。

第一〇八三條　裁判所は忌避を許すか又は許さゝる旨の決定を下す可し。其決定を裁判所の帳簿に記入す可し。

第一〇八四條　削　除

第一〇八五條　削　除

第一〇八六條　專斷忌避以外の陪審各員に對する忌避は被告人第一に人民側次に之をなす可し。各當事者は他か始むる前に其忌避を悉く出し盡くす可し。

第一〇八七條　當事者双方の理由付き忌避は一時に悉く之を忌避することを要せす。左の順序にて別々に之を忌避す可し。

一、陪審總員に對する忌避

各忌避に同一種類に屬する一切の忌避理由を含めて

二、陪審各員に對して總括的缺格に基ける忌避
三、陪審各員に對して Implied Bias に基ける忌避
四、陪審各員に對して Actual Bias に基ける忌避

第一〇八八條（一九一九年四月改正）　當事者双方の忌避の申立の全部を却下せるときは專斷忌避を出し盡さざる限り當事者双方……人民側第一に被告人之に次ぐて……專斷忌避をなすことを得。各當事者は專斷忌避をなす前に陪審總員の名簿を與へらるる權利を有す。

第一〇八九條　重罪として大陪審員より起訴又は檢事正より通告手續を取られたる被告人を審理せんとする高等裁判所判事か

此審理は長引くならん

と考ふる場合に於ては裁判所は其旨を裁判所の帳簿に記入せしむることを得。其場合に於ては陪審總員の顏振れか定まり且つ宣誓せる後直ちに裁判所は〝Alternate Jurors〟と稱する一人又は二人の補充陪審員を任意に呼出すことを得。此補充陪審員は既に宣誓せる陪審員と同一の根源より同一の方法にて之を抽籤すること可し。且つ之と同一の資格を有す可し。且つ之と同樣に取調へられ同樣に忌避さるるものとす。但し訴ふる側は此補充陪審員の一被告人は其二人を專斷忌避する權利を有す。此補充陪審員は其事件の手續を見たり聞たりすることに關して既に選定されたる陪審員と平等の權限平等の便宜を有し其近くに坐を占め且つ

既に撰定されたる陪審員と同一の宣誓をなし且つ他の陪審員と共に其事件の審理中絕へす出廷す可し。之をなさざるときは裁判所侮辱罪として罰せらる。此補充陪審員は裁判所の命令に從ひ且つ裁判所の各日延毎に裁判所の訓誨を守らさる可らす。事件審理中執行官をして正規の陪審員を監置せしむる（譯者註、外間との交通を遮斷せしむる）場合に於ては此補充陪審員も亦正規の陪審員同樣之を監置す可し。又左に規定せる場合以外に於ては陪審員か愈評議に掛ると共に解任せらる。

若し評議を始むる以前に陪審員の一人か死亡するか又は病氣となりて其職務を行ひ得さるときは裁判所は其人を解任し補充陪審員の一人の名を抽籤することを命することを得。其場合に於ては後者は陪審席に於ける前者の地位に代はり且つ恰かも最初よりの陪審員の一人として撰定されたりしと同一の規定に從ふ可きものとす。

第一〇八九條（一九二七年五月改正）　此改正によつて訴追者も被告人も補充陪審員の各一人を專斷忌避する權利を有することとなれり。他は全部從前の通り

第二節　公判審理

第一〇九三條　陪審か構成され陪審員か宣誓するときは裁判所より之と異なれる指圖を下さざる限り左の順序にて審理を進行す可し。

一、重罪に關する起訴狀又は檢事正通告手續書の場合に於ては書記は之を朗讀し且つ陪審員に被告人の答辯を告く可し。前科のあることを指摘し居り且つ被告人か之を自認せる場合に於ては之を朗讀する書記は之より其前科に關する一切の事項を省く可し。他の場合に於ては此形式を省略することを得。

二、檢事正又は人民側の他の法律顧問は訴を開始し且つ有罪の證據となる可き證據を提供す可し。

三、茲に於て被告人又は其辯護士は防禦を開始し且つ防禦の證據となる可き證據を提供することを得。

四、次に裁判所か裁判の促進上相當の理由に基きて事件其物に關する證據を提供することを之に許さざる限り當事者双方は夫れ夫れ對手人の證據に對する反證のみを擧くることを得。

五、證據調らへの終るときは當事者の一方又は双方か論告辯論を省略して直ちに之を陪審員の評議に委ねさる限り人民側の檢事正又は他の法律顧問及ひ被告人側の辯護士は裁判所及ひ陪審員に對して論告辯論をなすことを得。檢事正其他人民側の法律顧問か先つ論告を開始す且つ最後に論告する權利を有す。

六、茲に於て判事は陪審員に說示することを得。若し當事者の何れかより求むるときは爭點に關する何れの點にても之を說示す可し。又判事は證據を述へ法律の規定を述ふることを得。文書を以て說示せさるときは速記者之を速記す可し。

第一〇九四條　訴訟の狀態か之を必要とする場合又は相當の理由のある他の場合に於ては裁判所の正確なる判斷を以て前條に揭くる順序を變更することを得。

第一〇九五條　死刑に處す可き罪に關する起訴狀又は檢事正通告手續書の場合に於ては人民側の法律顧問二名論告をなし被告人側の辯護士二名辯論をなすことを得。他の犯罪の場合に於ては裁判所は其自由裁量を以て人民側の論告被告人の辯論を一人の法律顧問又は辯護士に制限することを得。

第一〇九六條　刑事訴訟の被告人は反對の證明の出來る迄無罪と推定す。其犯罪の完全に證明されたるか相當疑はしき場合に於ては被告人は無罪放免となる權利を有す。

第一〇九六條（一九二七年五月改正）　刑事訴訟の被告人は反對の證明の出來る迄無罪と推定す。其犯罪の完全に證明されたるか相當疑はしき場合に於ては被告人は無罪放免となる權利を有す。但し此推定の結果は相當の疑のなき樣被告人の有罪を立證する責任を州に負はしむるのみなり。相當の疑を左の如く定義す。

「人事に關し且つ道德上の證據に倚賴する事物は總へて或る可能的又は想像的疑問を免れさる故相當の疑とは單なる可能的疑に非らす。證據全部を悉く比較考慮せる後陪審員の頭腦を被告人有罪の道德的確實なることに關して永久的確信を感すと言ひ得さる狀態に屬す狀態なり。」

第一〇九六條a（一九二七年五月挿入）　陪審員に説示中裁判所は陪審員に對して本法第一〇九六條を朗讀することを得。無罪の推定や相當の疑の定義に關する問題に關して夫れ以上の説示を與ふることを要せす。

第一〇九七條　被告人か罪を犯したと認め且つ其罪の二つ又は二つ以上の等級の何れを犯せるか之を疑ふ可き相當の理由ある場合に於ては其等級中最低級の罪のみに對する有罪の決定を下たすことを得。

第一〇九八條（一九二一年五月改正）　二人又は二人以上の被告人か重罪又は輕罪を犯せるものとして共同にて訴追されたる場合に於ては裁判所より各別に之を審理することを命せさる限り共同に之を審理す可し。各別の審理を命する場合に於ては裁判所は其自由裁量を以て

一人又は數人の被告人を各別に審理し他の被告人を共同に審理するか、又は

若干數の被告人を一審理に付し他の被告人を他の審理に付するか、又は

各被告人を各別個の審理に付することを命することを得。被告人を共同審理に付する場合に於ける被告側の忌避は共同にて之を行ふ可し。加ふるに各被告人は各自別々に更に五人の陪審員を忌避する權利を有す。州も亦第一〇七〇條に揭くる數の忌避の外に

各被告人か各自別々に忌避し得る數の合計の半數に等しき數の陪審員を忌避する權利

を有す。此計算の際端數を生せるときは一員を增して之を計算す。

第一〇九九條（一九二七年五月改正）　二人又は二人以上の被告人か重罪又は輕罪を犯せるものとして共同にて訴追されたる場合に於ては裁判所より各別に之を審理することを命せさる通り共同にて之を審理す可し。各別の審理を命する場合に於ては裁判所は其自由裁量を以て一人又は數人の被告人を各別に審理し他の被告人を共同に審理するか又は若干數の被告人を一審理に付し他の被告人を他の審理に付するか又は各被告人を各別個の審理に付することを命することを得。被告人を共同審理に付する場合に於ては州及ひ被告人は本法第一〇七〇條に揭くる數の忌避は共同にて之を行ふ可し。加ふるに各被告人は各自別々に更に五人の陪審員を忌避する權利を有す。此場合に於ける被告人側の忌避は共同にて之を行ふ可し。加ふるに各被告人は各自別々に更に忌避し得る數の合計の半數に等しき數の陪審員を忌避する權利を有す。州も亦第一〇七〇條に揭くる數の忌避の外に更に

各被告人か各自別々に更に忌避し得る數の合計に等しき數の陪審員を忌避する權利を有す。

第一〇九九條　二人又は二人以上の人か同一事件にて起訴されたる場合に於て檢事正より申請するときは裁判所は人民側の證人とする爲め

其被告人か其防禦に取掛る前何時にても被告人中の或者を釋放することを得。

第一一〇〇條　二人又は二人以上の人か同一の起訴狀又は檢事正通告手續書に含まれ居り且つ裁判所か
或被告人に關しては其被告人に自から防禦させるたけの充分の證據なし
と認むる場合に於ては其人か共同被告人の證人となる樣證據調らへの終はる前に其被告人の釋放を命す可
し。

第一一〇一條　前二條に揭くる命令は釋放されたる被告人の無罪放免にして且つ同一犯罪に關する他の訴
追の支障となる。

第一一〇二條　民事訴訟に於ける證據の原則は本法中に反對の規定なき限り刑事訴訟にも亦之を適用す。

第一一〇三條　謀反に關する審理に於ては同一の顯然たる行爲に關して二人の證人か之を立證するか又は
公開法廷に於て被告人か自認せさる限り被告人に對して有罪の決定を下たすことを得す。起訴狀又は檢事
正通告手續書に明らかに揭けさる顯然たる行爲に關する證據を許すことを得す。一又は一以上の顯然たる
行爲を其內に明らかに指摘せさる限り被告人に對して有罪の決定を下すことを得す。

第一一〇三條a　僞證は二人の證人の證言又は一人の證人の證言及ひ之を確證する周圍の事情によりて之
を證明す可し。

第一一〇四條　共謀に關する審理に於て、犯罪を構成するには顯然たる行爲を必要とする場合に於ては一
又は一以上の顯然たる行爲を起訴狀又は通告手續書中に明白に指摘せさる限り又は之に指摘せる行爲の一
か證明されさる限り被告人に對して有罪の決定を下すことを得す。但し之に指摘せさる他の顯然たる行爲
を證據とすることを得。

第一一〇五條　謀殺故殺に關する審理に於て、被告人か人を殺せしことか證明さるるときは
其犯罪は單に過失殺人又は致死に過きさることか被告人側に之を正當視す可き又は之を宥恕す可き理由
のあることか起訴側の證據にあらはれさる限り
情狀酌量す可き點のあること若しくは之を正當視又は宥恕す可き理由のあることを證する責任は被告人に
あり。

第一一〇六條　重婚に關する審理に於ては戶籍簿、證明書其他其證據となる可き記錄によりて其結婚の何
れをも證明することを要せす。他の場合に於て結婚の證據として採用さるる證據によつて之を證明するこ
とを得。第二婚か州外に於て行はれたる場合に於ては其事實の證據及ひ其後州內にて同棲せることの證據
を擧くるときは之を以て重婚の事實を證明するに足る。

第一一〇七條　法人となれる銀行、會社の證券、手形を僞造する目的を以て證券、手形を僞造し若しくは
之を行使し又は行使せんとし又は行使する意圖を以て之を所持せる罪の審理の場合に於ては、會社法に基
きて其銀行又は會社の設立されたることを證明することを要せす。世間の風評によつて之を證明すること
を得。熟練せる人は其證券又は手形か僞造又は贋造されたることを證明する適當の證人なり。

第一一〇八條　墮胎罪又は墮胎未遂罪又は其幇助罪若しくは淫賣婦とする目的を以て十八歳以下の良家の未婚の女を誘惑敎唆誘拐する罪又は其幇助罪に關する審理に於ては他の證據によつて其證言を確證し得さる限り墮胎せる女又は誘惑敎唆誘拐されたる女の證言によつて被告人を有罪と決定することを得す。

第一一〇九條　本法第一編第九章第九節の規定（富籤に關する規定）の何れかに違反せる罪の審理に於ては富籤券を發行せる富籤の存在せしことを證明することを要せす。又富籤券又は富籤券と稱するものに實際署名せしことを證明することを要せす。又取扱人又は取扱人と稱する人か富籤券に署名又は之を發行せしことを證明することを要せす。何れの場合に於ても富籤券又は其權利若しくは富籤券又は其一部と稱する證券の販賣提供交易（他の物品と交換）周旋か其目的を以て其富籤券又は其權利に署名せる又は之を發行せる證據なり。

第一一一〇條　故意に他人を欺く意圖を以て詐言を弄して何人かに證書に署名せしめたる又は何人かより勞力、金錢、動產、不動產又は有價物を獲得せる罪（譯者註、即ち詐欺取財）に關する審理に於て、其詐言か言語にて表され居り虛僞の符牒又は文書を伴はさるときは

詐言又は其覺書か被告人の署名又は手書せる文書に非さる限り、若しくは

詐言か證人二人の證言及ひ之を確證す可き周圍の事情によつて證明されさる限り

被告人を有罪と決定することを得す。本條は他人なりと詐稱して他人と結婚し若しくは金錢又は物品を入手する罪に之を適用せす。

第一一一一條　共犯の證據は其犯罪の實行と被告人を關聯さす可き證據によりて之を確證するに非らされは之を以て有罪と決定することを得す。犯罪の實行又は其周圍の狀態を示すのみにては證據充分と云ふことを得す。共犯は

共犯の證據の擧かれる事件の裁判に於ける被告人の罪と同一の罪に處せらる可き人なり

と茲に定義す。

第一一一二條　削除

第一一一三條　裁判所か

其裁判所は其犯罪を管轄せす又は被告事件は法律によつて罰す可き罪を構成せすと認むるときは陪審員の解任を命することを得。

第一一一四條　其裁判所か其罪を管轄せさる爲め陪審員を解任し且つ其罪か本州の管轄區域外にて犯されたりと認むる場合に於ては被告人を釋放す可し。

第一一一五條　犯罪か本州の他の郡の排他的管轄內にて行はれたる場合に於ては裁判所は其郡よりの逮捕狀を待つ爲め相當と認むる期間中被告人を收監し置くことを命す可し。輕罪に止まる場合に於ては

裁判所の命する期間以內に適當（管轄權を有せるの意）の郡よりの逮捕狀に服從する（神妙に縛に就き

逮捕を甘受する)旨

若し其以前に逮捕されさるときは逮捕を受くる(若し逮捕狀を發せは)爲め保證書に掲くる日審理の行はれたる郡の執行官の許に出頭する旨然らされは

保證書に掲くる裁判所所定保釋金額を沒收する旨の

且つ完全なる保證人を立てたる保證書

を取れる上其保釋を許すことを得。書記は直ちに起訴狀又は檢事正通告手續書の謄本及ひ訴訟に關して受理せる一切の書類の謄本を適當の郡の檢事正に移送す可し。其移送費用は移送さるる郡の負擔とす。

第一一一六條　適當の郡より第一一一五條に規定せる如く逮捕狀を以て被告人を逮捕せさるときは夫れ夫れ其場合に應して收監せる被告人は之を釋放し保釋保證は之を解き保釋保證の代はりに供託せる金錢は之を拂戻し且つ同條に掲くる保證書の保證人の責任を解く可し。被告人を逮捕せるときは之に對して、マジストレートの發せる逮捕狀に基きて他の郡にて被告人を逮捕せる場合と同一の手續をなす可し。

第一一一七條　被告事件か法律を以て罰す可き罪を構成せさる爲め陪審員を解任せる場合に於ては、裁判所は

被告人に有罪の決定を下たす可き新らしき起訴狀又は檢事正通告手續書を作くることか出來ると認めさる限り

被告人を收監せるときは之を釋放すること、保釋を許せるときは保釋保證を解くこと、保釋保證の代はりに金錢を供託せるときは之を拂戻すことを命す可し。被告人に有罪の決定を下す可き新らしき起訴狀又は檢事正通告手續書を作くることか出來ると認むる場合に於ては新らしき檢事正通告手續書を差出すことを命することを得。其場合に於ては第九九八條に規定せると同一の手續をなす可し。但し斯る命令後又は斯る起訴陪審に付することを命せる後他の場合に於けると同樣マジストレートの許にて被告人を訊問し且つマジストレートは被告人を釋放又は收監することを得。

第一一一八條　當事者の何れか一方の證據調らへの終れる後何時にても裁判所か有罪を保證するには證據不充分と認むるときは被告人を無罪放免とする樣陪審員に勸告することを得。乍然陪審員は此勸告に束縛さるるものに非らす。

第一一一九條　裁判所か

陪審員は犯罪の行はれたる場所又は他の重要なる事實の生せる場所を目擊す可し

と認むる場合に於ては裁判所は

陪審員を集め執行官監督の下に其場所に案內せしめ其目的を以て裁判所より指名せる人をして其場所

を其陪審員に指示せしむること

を命することを得。其場合に於ては執行官は

審理に關聯せる事項に關して何人にも陪審員と談話音信をなさしめさること、執行官自身も之をなさ
さること不必要の遲滯なく又は指定の時間に陪審員を裁判所に返らしむること

を宣誓す可し。

第一一二〇條　陪審員の一人か事件中の係爭事實を親しく知れるときは審理中法廷に於て其旨を述ふ可し。陪審員全部の退廷中陪審員の一人か自から之を知れりとして事作の證據たり得る事實を述へたるときは其陪審員全部は法廷に之を報告す可し。右の場合の何れに於ても之を陳述せる陪審員は證人として宣誓し當事者の面前にて訊問を受く可し。

第一一二一條　裁判所は、陪審員か評議にかかる前何時にても、其自由裁量を以て、其陪審員の離れはなれとなることを許すか又は適當の官吏をして之を監置せしむることを得。其官吏は

次の審理日迄陪審員を一所に集めて置くこと、審理に關聯せる題目に關して何人にも陪審員と談話音信をなさしめさること、其官吏自身も之をなさざること、次の審理日陪審員を法廷に返らしむること

を宣誓す可し。

第一一二二條　又裁判所は陪審員の離れはなれとなることを許せる場合と適當官吏の監置に付せる場合とを問はす、裁判を日延する毎に

審理に關聯せる題目に關して陪審員同志とも他人とも談話をなさざること又愈評議に掛るとき迄之に關する意見を立て又は表はさざることか陪審員の義務なる旨

を陪審員に說示す可し。

第一一二三條　陪審員の一人か審理終了前に病氣となり其職務を行ひ得さるときは裁判所は其解任を命することを得。其場合に於ては新らしき一人の陪審員か宣誓し審理をやり直すか若しくは陪審員全部を解任し同時に又は其後新たに陪審を構成することを得。

第一一二三條（一九二七年五月改正）　陪審員の一人か審理終了前に病氣となり其職務を行ひ得さるときは裁判所は其解任を命することを得。本法第一〇八九條に規定せる通り補充陪審員を選定せる場合に於ては前記解任と共に補充陪審員の一人を解任せる陪審員の代りに指定す可し。補充陪審員全部か陪審員となれる後陪審員の一人か病氣となりて其職務を行ふことを得す裁判所より解任されたるときは新しき一人の陪審員か宣誓し審理をやり直すか若しくは陪審員全部を解任し同時に又は其後新たに陪審員を選定し陪審を構成することを得。

第一一二四條　裁判所は審理の道程に於て生する一切の法律問題を決定す可し。

第一一二五條　誹謗文書に關する審理に於ては裁判所は法律問題及ひ事實問題を決定する權利を有す。

第一一二六條　誹謗文書以外の犯罪に關する審理に於ては法律問題は裁判所之を決定し事實問題は陪審員

之を決定す。陪審員は法律問題及ひ事實問題を含める一般評決を下たす權限を有するも裁判所にて法律問題に關して下せる解釋を採用す可き責任を有す。

第一一二七條　裁判所は陪審員に說示する際陪審員に知らしむることを要する一切の法律事項を之に說示す可し。說示(證據を採用せる際之に附帶して說示する說示を除く)は當事者双方か口頭說示を求むるか又は之に同意せさる限り總へての文書を以て之をなす可し。口頭にて說示するときは速記者悉く之を速記す可し。當事者の何れか一方は說示書を裁判所に提出し其說示を與ふることを求むることを得。裁判所か之を正確適切と認むるときは其說示を與ふ可し。認めさるときは之を却下す可し。說示書か提出され其說示か與へられ又は却下さるるときは裁判所は一々之に其決定を裏書又は署名す可し。一部分與へられ一部分却下さるるときは裁判所は說示中何れの部分か與へられたるか何れの部分か却下されたるかを一々區別して之に裏書す可し。

第一一二七條b(一九二九年六月挿入)　刑事審理又は手續に於て、鑑定家の意見を證據中に採用せる場合に於ては裁判所は陪審員に對して大要左の通りの說示をなす可し。

「適當の資格を備ふる鑑定家は審理に於ける係爭問題に關して其意見(鑑定)を述ふることを得。陪審員は係爭問題の決定に際して、鑑定家の述へたる意見及ひ之に關して其陳述せる理由(若しあらは)を參照することを得。陪審員は鑑定家の意見を斷乎間違なきものとして採用す可き責任を有せす。乍然重視す可きたけは之を重視す可し(付す可きたけの價値を之に付せさる可らす)。されとも陪審員か之を不合理と決定するときは其意見を顧みさることを得。

鑑定家の證言の問題に關しては右以上の說示を要せす。

第一一二七條c(一九二九年六月挿入)　被告人逃亡の證據か有罪を證す可き證據として倚賴されたる刑事審理又は手續に於ては裁判所は陪審員に對して大要左の通りの說示をなす可し。

「被告人か、犯罪の實行されたる後又は其罪に關して訴追されたる後直ちに逃亡せることは夫れ自身にて充分に有罪を證明するものに非らす。乍然其事實にして立證さるるときは(逃亡したに相違なしとせは)其事實(逃亡したこと)は陪審員か其有罪か無罪かを決定する際考慮(參考とし)し得る一事實なり。此事情(逃亡したこと)をされたけ重視す可きや(逃亡したと云ふことか有罪無罪を決定するに當りてとれたけの重味を有するや證據としてとれたけの價値を有するや)は陪審員に取りては其決定す可き一事項なり」

逃亡と云ふ問題に關しては右以上の說示を要せす。

第一一二八條(一九一九年五月改正)　陪審員は說示を聞ける後法廷にて決定するか又は評議の爲め退廷することを得。陪審員か退廷せさる儘にては一致し得さる場合に於ては一人の官吏か或公開せさる便利の場所に陪審員を集め何人とも談話音信することを禁し且つ裁判所の命令なき限り

其評決の一致せるかを尋ぬる以外に其官吏自身も之と談話音信せす且つ評決一致するか又は裁判所より命するときは裁判所に陪審員を返へすこと

を宣誓す可し。但し陪審員か男及ひ女より成立し夜間退廷を必要とする場合に於ては男と女を各別個の室に留め置く可し。

第一一二九條　保釋を許されたる被告人か審理を受くる爲め出廷するときは、裁判所は、其出廷後何時にても、其自由裁量を以て

判決又は裁判所より下たす其後の命令を待つ爲め被告人を其郡の適當官吏の許に收監すること

を命することを得。其場合に於ては其命令通り被告人を收監す可し。

第一一三〇條　檢事正か審理に審理に出頭せさるときは裁判所は其裁判に關する檢事正の職務を行ふ爲め或辯護士を任命す可し。

第一一三一條　金錢、銀行券、株券、有價證券の窃盜又は橫領に關する審理に於ては

犯人か金錢、銀行券、株券、有價證券を橫領せる又は盜めることか證明さるるときは

例令貨幣の種類銀行券、株券、有價證券の番號、額面金額、種類か證明されすとも

物の表示に關する限り起訴狀又は檢事正通告手續書の主張は立證される。橫領に關する審理に於ては

犯人か貨幣、銀行券、株券、有價證券の幾枚かを橫領したことか證明さるるときは

假令其價格の或部分を之を渡せる當事者に返へす爲め其貨幣其銀行券其株券其有價證券を犯人に渡すことか出來從て之を返したとしても

物の表示に關する限り起訴狀又は檢事正通告手續書の主張は立證される。

第三節　評議に取掛れる後の審理陪審員の行動

第一一三五條（一九一九年五月改正）　各郡の管理官は陪審員か評議の爲め退廷せるとき使用す可き室及ひ其裝具燃料燈火文房具を用意す可し。管理官か之をなさざるときは裁判所は之を用意することを執行官に命することを得。之か爲め執行官の負擔せる經費は裁判所之を認證するときは郡の負擔となる。但し管理局は男陪審員用の室と女陪審員用の室を別々に用意す可し。

第一一三六條　陪審員か審理の進行中又は評議の爲め退廷後一所に引留られて居るときは裁判所は相當且つ充分の食料宿舍其他必用品を陪審員に供給することを執行官に命す可し。裁判所より命するときは會計檢查官は此費用に關する支拂命令書を作成す可し。郡又は市郡合併區の出納官は一般基金より之を支拂ふ可し。

第一一三七條　評議の爲め退廷の際陪審員は

其訴訟の證據物件として受取れる一切の書類(訊問調書を除く)又は證據書類中其所持者の手より引離すことを得すと裁判所の認むる公記錄又は私文書の寫を携帶することを得。又陪審員は說示書や陪審員自身又は其中の何人かか書ける證言其他審理手續の覺書を携帶することを得。乍然他人の書ける覺書を携帶することを得す。

第一一三八條　評議の爲め陪審員退廷後證據に關する陪審員各自間の意見一致せさるときは又は陪審員か訴訟に關して生する法律問題を教へらるることを欲するときは法廷に連れ行くことを付添官吏に求むることを得す。法廷に赴ける後檢事正及ひ被告人又は其辯護士の面前にて又は之に通知後又は之を呼寄せたる後其問題に關する教を受く可し。

第一一三九條　陪審員の退廷後其一人か引續き其職務に當り得さる程病氣となるか又は他の突發事件の爲め評議室に留まり得さるときは全陪審員を解任することを得。

第一一四〇條　前條に規定せる場合以外に於ては帳簿に記入せる當事者双方の同意によらさる限り、又は裁判所か相當と認むる期間の經過後陪審員の一致する可能性なしと認めさる限り、陪審員の評決一致し公判廷にて答申する迄評議に取掛れる後陪審員を解任することを得す。

第一一四一條　陪審員か解任さるるか又は突發事件其他の事由の爲め評決を下たし得さる場合に於ては審理進行中又は陪審員か評議に取掛れる後被告人を釋放せる場合に非さる限り再ひ事件を審理することを得。

第一一四二條　裁判所は陪審員不在中他の事務に關しては時々開廷を日延することを得。されとも陪審員評議中の事項に關しては評決を下たすか又は陪審員を解任する迄何れの點に於ても開廷中と見做さる可らす。

第一一四三條(一九二三年五月改正)　本州高等裁判所に於ける刑事訴訟の陪審員の手數料は各出廷日毎に合衆國法貨三弗とす。外に出廷に要する旅費一哩十五仙の割合にて計算せる金額片道分を支給す。此手數料及ひ旅費は

其陪審員の出廷せる裁判所の判事の命令書に基きて郡會計檢查官の作成せる支拂命令書に基きて其陪審の行はれたる郡又は市郡合併區の出納官其郡又は市郡合併區の一般基金より之を支拂ふ。本條に規定せる手數料を支拂ふ爲め相當の金額を豫算に揭く可きことを各郡又は各市郡合併區の管理局に命す。本條の規定と牴觸せる一切の法律及ひ法律の一部は本條の規定と牴觸せる範圍に於て之を廢止す。

第四節　評決

第一一四七條　陪審員の評決か一致せるときは之を監督せる官吏は陪審員を法廷に導く可し。其時氏名點

呼をなし若し陪審員全部出廷せさるときは評決を下さすして殘員を解任す可し。其場合に於ては再ひ訴訟を審理することを得。

第一一四八條　被告事件か重罪の場合に於ては被告人は評決を受くる以前に自から出頭す可し。輕罪の場合に於ては被告人不在の儘評決を下たすことを得。

第一一四九條　陪審員出廷するときは裁判所又は書記は陪審員の評決一致せるや否やを問ふ可し。陪審長か然りと答へたる後如何なる評決なるやを尋ねらるるときは陪審員は之を述ふ可し。

第一一五〇條　陪審員は一般評決を下たすことを得。又證明されたる事實の法律上の結果に關して疑を抱ける場合に於ては誹謗文書に關する裁判に非らさる限り特別評決を下たすことを得。

第一一五一條　無罪と云ふ答辯に關する一般評決は

起訴狀に掲くる罪の有罪處刑を意味する「有罪」(guilty)か又は

起訴狀に掲くる罪の無罪放免を意味する「無罪」(Not guilty)

なり。其罪は既に有罪處刑又は無罪放免の判決を受けたことかあると云ふ答辯に關する一般評決は

「人民の勝」(For the People)又は「被告人の勝」(For the Defendant)

なり。被告人か犯罪實行當時精神病者たりし理由によりて之を無罪放免とする場合に於ける評決は

「精神病者たりし理由により無罪」(Not guilty by reason of Insanity)

たる可し。起訴狀と證據と相違せる爲め被告人を無罪放免とする場合に於ける評決は

「起訴狀と證據と相違せる理由により無罪」(Not guilty by reason of Variance between indictment and proof)

たる可し。

第一一五一條(一九二七年五月改正)　無罪と云ふ答辯に關する一般評決は起訴狀に掲くる罪の有罪處刑を意味する「有罪」か又は起訴狀に掲くる罪の無罪放免を意味する「無罪」なり。其罪は既に有罪處刑又は無罪放免の判決を受けたることかあると云ふ答辯に關する一般評決は「人民の勝」又は「被告人の勝」なり。起訴狀と證據と相違せる爲め被告人を無罪放免とする場合に於ける評決は「起訴狀と證據と相違せる理由により無罪」たる可し。

第一一五二條　特別評決は陪審員か事實のみを決定し判決を裁判所に殘す評決なり。特別評決は證據によりて立證されたる事實問題上の斷案を表はす可し。之を證明す可き證據其物を表はす可らす。事實問題上の斷案は

裁判所か之に對して法律問題上の斷案を下たす以外に最早何等の仕事の殘つて居ない樣に之を表はす可し。

第一一五三條　特別評決は陪審員之を文書に作成するか又は其面前にて裁判所の帳簿に之を記入し其解任

前に陪審員に讀み聞かせ其同意を得可し。

第一一五四條　特別評決は或特定の形式を具備するを要せす。陪審員の決定せる事實上の斷案を理解し得る樣に表はすを以て足れりとす。

第一一五五條　裁判所は特別評決に基きて左の判決を下たす可し。

一、被告人の答辯は無罪の答辯にて事實は被告人か起訴狀に訴追せる罪又は其起訴狀に基きて有罪の決定を下たし得る他の罪を犯せることを證明せるときは之に伴ふ判決を下たす可し。然らさる場合に於ては無罪放免の判決を下たす可し。

二、被告人の答辯は其犯罪は既に有罪處刑又は無罪放免の判決を受けたることありと云ふ答辯の場合に於ては裁判所は事實か

既に有罪處刑又は無罪放免の判決を受けたること

を證明すると證明せさるとに從つて無罪放免又は有罪處刑の判決を下たす可し。

第一一五六條　審陪員か、特別評決中に

裁判所か判決を下すに必要なる事實に關して肯定又は否定の斷案を下ささるか

又は

單に事實問題上の證據のみを決定し、證據に基きて立證せる事實上の斷案を下ささる

ときは、裁判所は再審を命す可し。

第一一五六條（一九二七年五月改正）　陪審員か特別評決中に裁判所か判決を下すに必要なる事實に關して肯定又は否定の斷案を下ささるか又は單に事實問題上の證據のみを決定し證據に基きて立證せる事實上の斷案を下ささるときは裁判所は退廷して他の特別評決を答申することを陪審員に命す可し。裁判所は陪審員の答申せる特別評決の欠缺又は不備及ひ答申す可き特別評決の取る可き要式を陪審員に說明することを得。

第一一五七條　犯罪に等級を付せる場合に於ては陪審員は被告人を有罪と決定する際其犯せる罪の等級を決定す可し。

第一一五八條　被告人か他の犯罪の前科を有することを起訴狀又は檢事正通告手續書に揭くる場合に於て審理陪審員か

被告人は起訴されたる其罪を犯せりと云ふ評決

を下たすときは被告人か其前科を有することを承認せる答をなさざる限り同時に

被告人は斯る前科を有するや否や

を決定す可し。前科の有無に關する陪審員の評決は被告人か斯る前科を有すと決定するか有せすと決定するかによつて

「前科のあることは眞實なりと決定す」(We find the Charge of previous Conviction true)
又は
「前科のあることは眞實ならずと決定す」(We find the Charge of previous Conviction not true)
たることを得。

第一一五九條　陪審員は
被告人か其起訴されたる罪に必らす含まるる罪を犯せしもの（譯者註、起訴されたる罪よりは小さき罪）又は犯さんとせしもの（未遂）
と決定することを得。

第一一六〇條　數人の被告人に對する起訴狀又は檢事正通告手續書に於て、若し被告人全部に對する陪審員の評決か一致せさるときは其一致せる被告人に對して評決を下たすことを得。其場合に於ては之に伴ふ判決を下たす可し。一致せさる被告人に關しては他の陪審員をして之を審理せしむることを得。

第一一六一條　陪審員か有罪の評決を下せる場合に於て、裁判所か
陪審員は法律を誤解し居れり
と認むるときは裁判所は斯く認むる理由を說明し其評決を再考することを陪審員に指圖することを得。陪審員か再考後同一の評決を答申するときは之を記入す可し。但し無罪放免の評決の場合に於ては裁判所は其再考を陪審員に求むることを得す。陪審員か一般評決にも特別評決にも非らさる評決を下たすときは裁判所は其再考を之に命することを得。且つ陪審員の意圖は
一般評決を下たすにあるか又は特に事實のみを決定し裁判所に判決を殘すにあるかを明白に了解し得る樣の形式を具備せる評決を下たす迄之を記錄することを得す。

第一一六二條　陪審員か
其評決は違式乍らも陪審員の意圖は爭點に關して被告人を是とせる決定を下すにありと明らかに理會し得る評決
を固執するときは其決定せる字句を記入し裁判所は無罪放免の判決を下たす可し。但し陪審員か爭點に關して被告人を非なりと明示的に決定せさる限り又は特別評決に於て被告人有罪の決定を下さざる限り之に對して有罪處刑の判決を下たすことを得す。

第一一六三條　評決を下せる場合に於て其記錄以前に當事者の何れか一方より求むるときは陪審員の點呼を行ふことを得。此場合に於ては各陪審員に一々其評決なるや否やを尋ぬ可し。若し其中の一人か之を否定せる答を發するときは更に評議を重ぬる爲め陪審員を退廷せしむ可し。

第一一六四條　陪審員の評決か裁判所の受理し得る評決たるときは書記は直ちに其全文を帳簿に記入し陪審員に讀み聞かせ其評決たるや否やを之に問ふ可し。陪審員中の何人かか之に同意せさるときは其旨を帳

簿に記入し陪審員を再び退廷せしむ可し。乍然不同意を表さざるときは評決は完成し陪審員は解任さる可し。

第一一六五條　一般評決を以て無罪放免の判決を下たし且つ他の理由の爲め被告人を留置せさる場合に於ては

其無罪放免か準備書面と證據と相違せる爲めに非らさる限り

判決を下たすと共に直ちに被告人を釋放す可し。準備書面と證據と相違し居り新らしき起訴狀又は新らしき檢事正通告手續書によりて此相違を除き得る場合に於ては、裁判所は

新らしき起訴狀又は新らしき檢事正通告手續書を提出せしむる爲め

第一一一七條に規定せると同一方法にて同樣の效力を以て其留置を命することを得。

第一一六六條　被告人に不利益の一般評決か下たるか又は特別評決を下せる場合に於ては

被告人か收監中ならは引續き之を收監す可し。又は

被告人保釋中ならは評決に基ける判決を待つ爲め其郡の適當官吏に被告人を引渡し其許に之を收監することを得。

被告人を收監するときは其保釋保證を解く可し。保釋保證の代はりに金錢を供託せるときは之を被告人に拂ひ戻す可し。

第一一六七條　陪審員か被告人か精神病者たることを理由として無罪放免の評決を下せるときは裁判所は

被告人か引續き精神病に罹り居るや否やを調査する爲め

其郡の陪審員名簿より陪審員を呼ひ出すことを命することを得。裁判所は審理の際證言せる證人及ひ他の證人を呼出さしめ此調査手續を執ることを檢事正に命することを得。辯護士か被告人の代りとして之に出頭することを得。裁判所は引續き精神病に罹り居るや否やの問題か決定する迄被告人を收監し置くことを執行官に命することを得。陪審員か被告人を精神病者なりと決定するときは執行官は之を州立精神病院に收容す可し。陪審員か被告人を精神病者に非らすと決定するときは之を釋放す可し。

第一一六七條（一九二七年五月）　削除

第一一六八條（一九一七年五月挿入）　(a)感化院又は州獄に拘禁する刑罰を以て之を罰する樣現に法律に規定しある罪を犯せしと決定せる人は刑猶豫に付するか再審を許すか又は刑の言渡を停止せさる限り之に對して州獄に拘禁する旨を言渡す可し。但し裁判所は刑の言渡の際刑期を決定することを得す。

(b)本法に規定せる通り放免さるる迄拘禁さるる人を受取ることは州獄の典獄の義務なりと茲に規定す。但し其拘禁期間は其犯罪に關して法律に規定せる最長刑期より長く又は最短刑期より短きことを得す。

(c)其囚徒の履歷、習癖、教育の程度、年齡、出生地、國籍、家系、從前の營業を出來るたけ取調らへ拘禁と共に文書を以て之を州行刑局に報告し且つ同時に

其人は勤勉なりしや否や行狀良好なりしや否や其仲間は如何なる人なりや其氣質は如何なるやに關する出來るたけ精しき記述書

を州行刑局に送くることは其囚徒の審理に當りし判事及ひ其訴追を指導せし檢事正の職務なり。

(d)前記の人を拘禁する感化院又は州獄の統轄者若しくは將來此權限を與へらるゝ局課は最短刑期の經過後州知事か減刑又は特赦によりて其刑期を其以前に打切らさる限り幾千年月間之を拘禁し置く可きか時期に之を放免す可し。

(e)州行刑局は本法の規定を實行する爲め之と撞着せさる必要の規則を作る可し。又之に必要なる文書の書式を規定することを得。

(f)本州の州獄の一にて現に受刑中の既決囚か本法の規定の下に其以前に放免されさるときは其犯罪に關して現行法規に規定せる最長刑期間服役せる上釋放せらる。

第一一六八條(一九二七年五月改正)　感化院又は州獄に拘禁する刑罰を以て之を罰する樣現に法律に規定しある罪を犯せしと決定せる人は刑猶豫に付するか再審を許すか又は刑の言渡を停止せさる限り之に對して州獄に拘禁する旨を言渡す可し。但し裁判所は刑の言渡の際刑期を決定することを得す。本法に規定せる通り放免さるる迄拘禁さるる人を受取ることは州獄の典獄の義務なりと茲に規定す。

但し其拘禁期間は其犯罪に關して法律に規定せる最長刑期より長く又は最短刑期より短きことを得す。其囚徒の學歷、習癖、敎育の程度、年齡、出生地、國籍家系從前の營業を出來るたけ取調らへ拘禁と共に文書を以て之を州行刑局に報告し且つ同時に

其人は勤勉なりしや否や行狀良好なりしや否や其仲間は如何なる人なりや其氣質は如何なるやに關する出來るたけ精しき記述書

を州行刑局に送ることは其囚徒の審理に當りし判事及ひ其訴追を指導せし檢事正の職務なり。

前記の人を拘禁する感化院又は州獄の統轄者若しくは將來此權限を與へらるる局課は法律に規定せる最短刑期の經過後

州知事か減刑又は特赦によりて其刑期を其以前に打切らさる限り幾千年月間之を拘禁し置く可きか」を決定す可し。此囚徒を其最長刑期の滿了前又は審理裁判所より推薦せる最短期間の滿了前に放免すと決定せるときは統轄者局課其他官憲の決定する時に之を放免す可し。但し本法の他の規定如何に拘はらす又他の法律にこれより短かき刑期に關する規定の有無に拘はらす左に掲くる期間は或場合に於ける宣告及ひ禁錮の最短期間たる可し。

重罪の前科を有せさるも罪を犯せるとき兇器を携帶せるか又は逮捕當時秘かに兇器を携ふるものは七年。州内又は州外にて重罪の前科を有し且つ罪を犯せるとき兇器を携帶せるか又は逮捕當時秘かに兇

器を携ふるものは十五年。重罪の前科を有せるも罪を犯せるとき兇器を携帶せさるか又は逮捕當時秘かに兇器を携へさるものは七年。但し前記何れの場合に於ても之を拘禁す可き刑期を定むる法定權限を有せる官憲は實際拘禁せしときより一ヶ年を經過せる後之を定むることを得。又前記何れの場合に於ても其定めたる刑期(本條に掲くる最短期間を含みて)に對して、法律を以て權限を付與せる行狀善良等による刑期短縮を許すことを得。

州行刑局は本法の規定を實行する爲め之と撞着せさる必要の規則を作くる可し。又之に必要なる文書の書式を規定することを得。

本州の州獄の一にて現に受刑中の既決囚か本法の規定の下に其以前に放免されさるときは其犯罪に關して現行法規に規定せる最長刑期間服役せる上釋放せらる。本條は一九二七年九月一日に刑期の始まれる人の假出獄の許容に何等影響を及ほさす其許容を支配するものに非らす。

本條に兇器と稱するは通常 Blackjack, Slung-Shot, Billy, Sand Club, Sand bag, Metal Knuckles と稱する種類の器具又は武器、各種の短劍短銃鐵砲五吋より長き刀身を有する各種のナイフ安全ならさる刀身を有する各種の剃刀、棍棒として用る又は用るんとする金屬製の管又は棒を含むものと茲に定義す。

第一一六八條(一九二九年六月改正)　(一)感化院又は州獄に拘禁する樣現に法律に規定しある罪を犯せし人は刑猶豫に付するか再審を許すか又は刑の言渡を停止せさる限り之に對して州獄に拘禁する旨を言渡す可し。但し裁判所は刑の言渡の際刑期を決定することを得す。

本法に規定せる通り放免さるる迄拘禁さるる人を受取ることは州獄の典獄の義務なりと茲に規定す。

但し其拘禁期間は其犯罪に關して法律に規定せる最長刑期より長く又は最短刑期より短きことを得す。

其囚徒の履歷、習癖、敎育の程度、年齡、出生地、國籍、家系、從前の營業を出來るたけ取調へ拘禁と共に文書を以て之を州行刑局に報告し且つ同時に

其人は勤勉なりしや否や行狀良好なりしや否や其仲間は如何なる人なりや其氣質は如何なるやに關する出來るたけ精しき陳述書

を州行刑局に送くることは其囚徒の審理に當りし判事及ひ其訴追を指導せし檢事正の職務なり。

行刑局は法律に規定せる最短刑期の經過後、但し最短刑期か一年より多き場合に於ては實際拘禁されしときより一ヶ年の經過後

州知事か減刑又は特赦によりて其刑期を其以前に打切らさる限り幾千年月間之を拘禁し置く可きかを決定することを得。州行刑局か斯く刑期を定むるときは理由の如何に拘はらす其後自から之を增減することを得す。但し本條に規定せる場合は此限りに非らす。何れの場合に於ても決定刑期に對して法律を以て權限を付與せる又はする善行及ひ勤勉による刑期短縮を許すことを得。

本州の州獄の一にて現に受刑中の既決囚か本法の規定の下に其以前に放免されさるときは其犯罪に關して現行法規に規定せる最長刑期間服役せる上釋放せらる。

(二)重罪なりと宣言されたる各犯罪は五年以下の州獄禁錮に處す。但し本法に之と異なれる刑罰を規定せる場合は此限りに非らす。

(三)重罪なりと宣言されたる且つ州獄禁錮に處す可き犯罪の最小刑罰は六ヶ月以上の州獄禁錮たる可し。但し本法に之と異なれる最小刑罰を規定せる場合は此限りに非らす。

(四)本法の他の規定如何に拘はらす又他の法律にこれより短かき刑期に關する規定の有無に拘はらす左に掲くる期間は或場合に於ける宣告及ひ禁錮の最短期間たる可し。

(a)重罪の前科を有せさるも罪を犯せるとき兇器を携帶せるか又は逮捕當時秘かに兇器を携ふるものは七年。

(b)州内又は州外にて重罪の前科を有し且つ罪を犯せるとき兇器を携帶せるか又は逮捕當時秘かに兇器を携ふるものは十五年。

(c)重罪の前科を有せるも罪を犯せるとき兇器を携帶せさるか又は逮捕當時秘かに兇器を携へさるものは七年。

本條に兇器と稱するは通常 Blackjack, Slung-Shot, Billy, Sand Club, Sand bag, Metal Knuckles と稱する種類の器具又は武器各種の短劍短銃鐵砲五吋より長き刀身を有する各種の剃刀棍棒として用ゐ又は用ゐんとする金屬製の管又は棒を含くむものと茲に定義す。

(五)州行刑局は州獄に拘禁せる强健なる囚徒に拘禁中毎日其獄則に規定する時間中忠實に勞働することを命す可し。

本條に之と異なれる規定なき限り

獄則又は州獄に違反せす、且つ其囚徒に課せる作業、義務、課程を獄吏の滿足する樣忠實勤勉勵精平穩且つ秩序正しく行ひ、且つ其人の爲めに典獄か其行狀作業か賞讃の價値を有することを證明し其刑期短縮(行狀善良なる爲め二年の刑期ならは一年八ヶ月拘禁の上釋放することを許可する樣推薦する報告を差出せる各囚徒は州行刑局か此推薦を採用したる後州行刑局の定むる刑期より左記刑期短縮(從來法律を以て許せる刑期短縮の代はりに)を許さる。

最初の二年間は各二ヶ月

次の二年間は各四ヶ月

殘りの各刑期は各五ヶ月

一ヶ年以内の端數の場合に於ては其割合にて

典獄の推薦し州行刑局の許す刑期短縮を計算する方法は左表に掲くる通りたる可し。

言渡刑期	短縮	短縮合計	完全に短縮さるる場合の拘禁期間
第一年	二月	二月	十月
第二年	二月	四月	一年八月
第三年	四月	八月	二年四月
第四年	四月	一年	三年
第五年	五月	一年五月	三年七月
第六年	五月	一年十月	四年二月
第七年	五月	二年三月	四年九月
第八年	五月	二年八月	五年四月
第九年	五月	三年一月	五年十一月
第十年	五月	三年六月	六年六月

刑期を通して此割合にて

囚徒か看守番人官吏囚徒其他人を殴打するか若しくは何人かの身體又は生命を脅すか又は危くするか若しくは其課せられたる作業をなさざるか又はなすことを拒絶するか若しくは獄則を破り又は無視するか若しくは不行跡を演するか若しくは假出獄に關する規則に違反するときは行刑局は其罪を犯す前に其得たる又は許されたる刑期短縮の許可及び(又は)其後得可き刑期短縮の許可を悉く剝奪する旨を言渡すか又は右刑期短縮の許可中行刑局の決定する一部分を剝奪する旨を言渡すことを得。但し行刑局は犯罪の證明され且つ犯人に通知したる後に非らされは之を剝奪することを得す。又行刑局は相當の理由を示して一旦剝奪せる刑期短縮の許可を復活することを得。

(六)州行刑局は

現に州獄に拘禁され居る囚徒又は將來州獄に拘禁さるる囚徒

に假出獄の上監獄の構外に行くことを許す規則を定むる權限を有す。

如何なる場合に於ても囚徒は其犯罪に關して法律に規定せる最短期間拘禁さるる迄假出獄を許さるることを得す。

本州又は他州の州獄に拘禁されし前科を有する人は少なくとも二暦年間拘禁さるる迄又は其犯罪に關して法律を以て課する最短刑期か二年より多きときは其最短刑期間拘禁さるる迄假出獄を許さるるこ

とを得す。

二又は二以上の連續宣告(一刑か終れは更に他の刑に服さねはならぬ)を受けたる囚徒は此連續刑期の合計の少くとも二暦年間拘禁さるる迄又は其犯罪に關して法律を以て課する最短刑期か二年より多きときは其最短刑期間拘禁さるる迄假出獄を許さるることを得す。

終身禁錮に處せられたる人は少くとも七暦年間拘禁さるる迄假出獄を許さるることを得す。

其刑期の同時に經過する刑期中拘禁さるる人は其犯罪に關して法律に規定せる最短刑期の內比較的長き最短刑期中拘禁さるる迄假出獄を許さるることを得す。

法律を以て其犯罪に關する最長刑期を定めさるときは法律を以て定むる最短刑期の經過せる上假出獄を許すことを得。

法律を以て其犯罪に關する最長刑期又は最短刑期を定めさるも裁判所にて確定刑期を言渡せるときは一暦年拘禁せる後假出獄を許すことを得。

行刑局は

囚徒の假出獄の許否を評議する爲め又は囚徒を拘禁する期間を決定する爲會合する日より少くとも三十日以前に

其囚徒を審理處刑せる高等裁判所判事及ひ其囚徒に判決を下せる郡の檢事正及ひ執行官に之に關する通知書を送くる可し。

假出獄を許されたる囚徒は州行刑局の監督監視を受く可し。且つ何時にても監獄の構內に引戻さるることある可し。假出獄を許されたる囚徒か行刑局の許可なくして州を去るときは逃亡囚徒と決定し且つ逃亡囚徒として之を逮捕す可し。

假出獄を許せる場合に於ては行刑局は適當と認むる條件を之に課することを得。

其條件として

其囚徒か其宣誓を破り若しくは州法又は獄則又は州行刑局の規則又は其假出獄條件に違反するときは州行刑局の命令を以て其得たる又は得可き刑期短縮の許可の全部又は一部を剝奪すること

を課することを得。

此刑期短縮の許可の剝奪は前記違反問題を取調へ行刑局にて違反せしに相違なしと決定せる後に非らされは之を剝奪することを得す。其決定は終審なり。取調の際囚徒は出頭して取調を受くる權利を有す。又自己の爲めに證據及ひ證人を擧くることを得。

囚徒の假出獄に關する規則を作り之を施行し其規則に基きて假出獄を許し假出獄を許せる囚徒を引戻して之を拘禁する完全なる權限を玆に州行刑局に付與す。行刑局長の認證せる局の命令書は

假放免又は假出獄を許されたる囚徒

を引戻して拘禁する權限を其命令書に指名せる官吏に付與する其官吏に對する完全なる許可書なり。普通の刑事上の令狀召喚狀と同樣の方法にて此命令を執行することは各警官長市及び村のマーシャル郡の執行官及び各警官獄吏治安官吏コンスターブルの義務なり。

州知事は囚徒の假出獄を取消す同樣の權限を有す。知事の權限付與書は其囚徒を州獄に引戻す權限を之に指名せる官吏に付與するに同樣充分なり。假出獄を取消す其命令書は州行刑局の命令と同一の效力を有し且つ同樣の方法にて之を執行す。刑期短縮の許可は理由なくして之を剝奪することを得假出獄は理由なくして之を取消すことを得す。其理由は假出獄を取消し又は刑期短縮の許可を剝奪する命令に之を記載す可し。

本條の規定は一九二九年九月一日前刑期の始まれる囚徒の假出獄の許容に何等影響を及ぼすものにあらす。

(七州行刑局は本法の規定を實施する爲め之と撞着せさる必要の規則を作る可し。又は之に必要なる文書の書式を規定することを得。

第五節　抗告申立書

Bill of exception 抗告の譯字は不當にして異議の申立と譯する方寧ろ妥當ならん兎に角判事の決定に對して不服を申立て之を記錄に留め置き上訴の基とす何故に之を抗告の申立と譯せるかは民訴譯文に掲く

第一一七〇條　削除

第一一七一條　削除

第一一七二條　削除

第一一七三條　削除

第一一七四條　削除

第一一七五條　削除

第一一七六條　說示書か提出され且つ之を與へ之を變更し又は却下せる場合(譯者註、第一一二七條參照)若しくは速記者か裁判所の說示を速記せる場合に於ては其說示に掲くる問題は之に抗告を申立て又は抗告申立書に之を掲くることを要せす。乍然判事は此說示に之に關する裁判所の行爲を示せる裏書をなし署名し且つ說示の速記淨書の正確なることを認證す可し。然る後其說示及ひ裏書は記錄の一部となる。之に關する裁判所の行爲の誤謬は抗告申立書を以て之を提出せしと同樣の方法にて上訴の際之を查閱することを得。

第一一七七條　削除

第六節　再審

第一一七九條　再審は評決の下れる後他の陪審員により同一裁判所にて爭點を再ひ取調ふることなり。

第一一八〇條　再審の許容は恰かも審理のなかりしと同一の地位に當事者を置くものなり。證據は悉く再ひ之を提出す可し。前の評決は證據に於ても辯論に於ても之を用ゐ又は之を引證することを得す。此起訴狀の下に下し得る如何なる有罪決定（繼罪）に對しても支障として之を論することを得す。

第一一八一條　被告人敗訴の評決の下れる場合に於て被告人より申請するときは裁判所は左の場合のみに限りて再審を許可することを得。

一、重罪に關する起訴狀の場合に於て被告人不在の儘審理の行はれたるとき

二、陪審員か現場視察（譯者註、第一一一九條參照）より得たる證據以外の證據を裁判所以外より採用せるとき

三、陪審員か評議の爲め退廷後裁判所の許可なくして離れはなれとなるとき又は公正なる評議を妨く可き失體を演せるとき

四、抽籤又は陪審員全部の意見の公明なる表示以外の方法にて評決を決せるとき

五、裁判所か法律事項に關する陪審員の指導を誤れるか又は審理中生せる法律問題の決定を誤れるとき

六、評決か法律又は證據と反せるとき

七、被告人か相當努力せるも審理の際發見提出し得さりし被告人に重要の新證據を發見せるとき。新證據の發見を理由として再審を申立たる場合に於ては被告人は之を支持する爲め審問の際其新證據を擧くるものと期待さるる證人の宣誓文書を提出す可し。被告人か此宣誓文書を入手する爲め猶豫を求むるときは裁判所は一切の周圍の事情に照らして相當と認むる期間中申立の取調を日延することを得。

第一一八二條（一九二七年五月改正）　被告人敗訴の評決の下れる場合に於て被告人より申請するときは裁判所は左の場合のみに限りて再審を許可することを得。

一、從前通り

二、從前通り

三、從前通り

四、從前通り

五、從前通り

六、評決か法律又は證據と反せるとき。但し證據か被告人は其罰せられたる等級の罪を犯さざるも等級の之より低き其罪又は其罪に含まるる之より劣れる罪を犯せること

を證せるときは裁判所は再審を許し又は命ずることなく其罪に伴ふて判決を變更することを得。此權限は上訴裁判所にも之を適用す。

第七從前通り

第一一八二條　再審の申立は判決前に之をなす可し、書記は之を許容し又は却下する命令を直ちに帳簿に記入す可し。

第七節　判決の阻止

第一一八五條　判決阻止（arrest of judgement）の申立は有罪の答辯又は評決に對して又は前科の答辯に關する被告人に不利の評決に對して判決を下さざることを被告人側より申請することなり。判決阻止の申立は妨訴抗辯書を提出せさりし爲め異議申立の權利を失はさる限り起訴狀又は檢事正通告手續書の第一〇〇四條に揭くる缺點の何れかに對して之を申立つることを得。且つ判決を言渡す前に之を申立て且つ之を決定す可し。決定するときは書記は直ちに帳簿に之を記入す可し。

第一一八六條　裁判所は判決言渡前何時にても職權を以て、帳簿に記入せる命令を以て、前條に揭くる何れかの缺點を有する判決を阻止することを得。

第一一八七條　判決を阻止する命令の效力は起訴狀又は通告手續書提出前と同一の位置に被告人を置くことなり。

第一一八八條　審理に於ける證據によれは被告人を有罪と信す可き理由あり且つ新起訴狀又は新檢事正通告手續書を作り得る場合に於ては裁判所は新起訴狀又は新檢事正通告手續書に答ふる爲め相當の郡の官吏の許に再ひ被告人を收監し又は新たに其保釋を許すことを命することを得。被告人か他の罪を犯せることを證據か示し居る場合に於ては被告人を收監し置く可し。何れの場合に於ても其評決は他の訴追の支障とならす。如何なる犯罪に對しても被告人を訴追す可き證據充分ならさる場合に於ては被告人收監中ならは之を釋放し保釋中ならは保釋保證を解き保釋保證の代りに現金を供託せるときは之を被告人に拂戻す可し。其場合に於ける判決の阻止は大陪審員の起訴又は檢事正の通告手續をなせる罪より無罪放免となれる效果を生す。

第八章　判決及ひ執行

第一節　判決

第一一九一條　有罪の答辯又は評決後若しくは其罪は既に有罪處刑又は無罪放免の判決を受けたことかあると云ふ答辯若しくは嘗て正式に起訴され

審理陪審に付せられたることありと云ふ答辯に關する被告人に不利の評決

後裁判所は判決を言渡す日を指定す可し。其日は有罪の評決又は答辯後二日乃至五日たる可し。但し裁判所は再審の申立又は判決阻止の申立を審問決定する爲め十日以內の日を延長することを得。又本法第一二〇三條によつて刑猶豫の問題を考慮す可き場合に於ては二十日以內の日を延長することを得。尙ほ被告人より求むるときは更に九十日以內の日數を延長することを得。裁判所か被告人を精神病者なりと信す可き相當の理由ありと認むる場合に於ては裁判所は本法第二編第十章第六節に規定せる通り精神病者なるや否やの問題を審問決定する迄判決言渡の日數を延期することを得。

第一一九二條　等級に分てる罪に關して有罪の答辯をなせる場合に於ては裁判所は判決を言渡す前に先つ其等級を決定す可し。

第一一九二條a（一九一九年五月改正）裁判所は州獄禁錮に處す可き罪を犯せる人に對して判決を言渡す以前に、檢事正の援助の下に

其囚徒は機械を扱ふ職業又は他の職業を習得せるや否や、及び

其囚徒の犯罪的性格又は行爲の原因を指示す可き若しくは其囚徒の刑を決するに當りて裁判所の參考となる可き若しくは其法定の職務を行ふに當りて州行刑局の參考となる可き他の事實（裁判所の適當と認むる）

を略式の方法にて且つ入手し得る證據によりて確かむる義務を有す。判事及ひ檢事正は判決言渡後三十日以內に、夫れ夫れ

其囚徒及ひ其犯罪に關する其意見の略述書及ひ報告書の差出後二十日以內に、裁判所書記は同書記の認證せる寫一通を郵稅前納の上其囚徒を拘禁す可き州獄の書記に宛てて郵送す可し。書記又は速記吏は本條の規定に從つて調へたる證據を報告淨書す可し。判決言渡後三十日以內に其淨書一通を裁判所書記に差出し他の一通を郵稅前納の上其囚徒を拘禁す可き州獄の典獄に宛てて郵送す可し。

第一一九三條（一九二三年六月改正）　有罪と決定せる人に對する判決は本條の規定に從て左の如く之を言渡す可し。

一、重罪を犯せしと決定せる場合に於ては之に對して判決を下たす際被告人自から出廷す可し。但し死刑を言渡す判決か上訴によつて停止され上訴裁判所にて其判決を確認せる場合に於ては上訴されたる裁判所にて左の方法にて被告人不在の儘被告人に對して再ひ之を言渡すことを得。其方法は即ち左の如し。上訴されたる裁判所たる高等裁判所か其判決を確認せる上訴裁判所の證明書を受取るときは其高等裁判所の判事は

被告人に對して再ひ判決を言渡し且つ之を執行する日を指定する命令

を直ちに作成し之を記入せしむ可し。其判決執行日は此命令作成の日より六十日乃至九十日たる可し。

又書記の認證し所印を押捺せる此命令の謄本を執行の爲め其後五日以内に、被告人を拘禁せる州獄の典獄の許に書留郵便を以て送付す可し。

二、輕罪を犯せしと決定せる場合に於ては被告人不在の儘之に對して判決を下たすことを得。

第一一九四條　被告人を收監せる場合に於ては裁判所は判決を受けしむる爲め之を裁判所に押送する樣其監督官吏に命することを得。其場合に於ては其官吏は其通りをなす可し。

第一一九五條　被告人か保釋保證を立て又は其代はりに金錢を供託して釋放され乍ら被告人自身の出廷を必要とする判決を受くる際出頭せさるときは裁判所は保釋保證金又は供託金を沒收せる上ベンチ逮捕狀を發することを書記に命することを得。

第一一九六條　檢事正より申請するときは、書記は、裁判所開廷中なると否とを問はす、命令後何時にても、一郡又は數郡にベンチ逮捕狀を發することを得。

第一一九七條　ベンチ逮捕狀は大要左の書式たる可し。

……郡

カリホルニア州の人民より本州の執行官コンステーブル、マーシャル又は警官に對して

ABか紀元……年……月……日……(總括的に之を掲けて)の罪を犯せるものと……郡高等裁判所にて決定せる故前記ABを直ちに逮捕し之を判決の爲め同裁判所に引致することを汝に命す。

……年……月……日裁判所の命令により余の名を署し且つ裁判所の官印を押捺して

捺印

書記　E　F

第一一九八條　ベンチ逮捕狀は

他の郡にて之を執行する際其郡のマジストレートか之に裏書することを要せさること以外は逮捕狀と全然同一方法にて何れの郡にても之を執行することを得。

第一一九九條　ベンチ逮捕狀を之を發せる郡内にて執行する場合に於ても又他の郡にて執行する場合に於ても官吏は其命令に從つて被告人を逮捕し之を其裁判所に引致するか又は其ベンチ逮捕狀に掲くる官吏に之を渡す可し。

第一二〇〇條　被告人か判決を受くる爲め出頭するときは裁判所又は裁判所の指圖の下に書記は被告事件の性質及ひ被告人の答辯の性質及ひ評決の下れるときは評決の性質を被告人に告く可し。且つ

被告人は此判決に不服を唱ふる理由を有するや否を尋ぬ可し。

第一二〇一條　被告人は判決に不服の理由として左の事項を擧くることを得。

一、被告人か精神病者なること。被告人を精神病者なりと信ずる相當理由ありと裁判所にて認むるときは本法第二編第十章第六節に揭くる方法にて精神病者なるや否やの問題を審理す可し。審理の上精神病者に非らずと陪審員か決定するときは判決を言渡す可し。若し精神病者なりと陪審員か決定するときは其精神健全となる迄精神病者として之を監護する爲め州立病院に之を收容す可し。第一三七二條に揭くる方法にて病氣か快癒せる旨を通知するときは判決を受くる爲め被告人を裁判所に送致す可し。

二、判決の阻止又は再審の何れかを申立つるだけの理由を有すること。其場合に於ては裁判所は、其自由裁量を以て、判決を延期し判決阻止の申立又は再審の申立を解決する手續を進むることを得。

第一二〇二條　判決を下たすに不服の理由か本法第一一九一條に規定せる判決を言渡す可き期間內に裁判所に對して主張されさる又は裁判所にて之を認めさる場合に於ては直ちに判決を下たす可し。同條規定の期間內又は同條に基きて延長さるる期間內に判決を下さるときは被告人は再審を受くる權利を有す。裁判所か被告人の再審の申立を取調ふることを許ささるか若しくは判決を言渡す可き法定期間內又は第一一九一條規定の延長期間內に此申立を決定せさるときは被告人は再審を受くる權利を有す。

第一二〇二條a（一九二三年四月插入）　州獄禁錮の判決の下れる場合に於てはサン、クエンチン州獄の典獄に被告人を渡たすことを命す可し。但し被告人か重罪の前科を有するか又は裁判所かフヲルソム州獄の典獄に被告人を渡たすことを命す可し。州行刑局か被告人を州獄の一より他に移すことを事情上必要と認むるときは、同局は、其後刑期の終了する迄斯く認むる毎に被告人を州獄の一より他に移すことを得。

第一二〇三條（一九二三年五月改正）　裁判所又は局課其他官憲は

よつて有罪と決定せる後

判決及ひ言渡前、且つ左に規定せる場合以外の場合に於て

刑の加重又は輕減を考慮し得る情狀ありと認むるときは、當事者の何れかの口頭の申出により又は職權を以て、任意之を保護司に託し

之を研究し刑猶豫を許して之を放免す可きや否やの意見を付して指定の日に之を報告すること

を保護司に命することを得。斯くて裁判所は其命する通知を對手人に送れる上前記指定の日に略式に之を審問す可し。前記指定日に於て、保護司の提出せる報告書等及ひ周圍の事情に照らして裁判所か

十八歲以上の人か有罪の答辯をなせり又は有罪と決定せり刑を輕減す可き事情あり又は之によつて裁判の目的を達し得可し

と認むるときは裁判所は

典獄に被告人を渡すことを其自由裁量を以て適當と認むるときは之をフヲルソム州獄の典獄に渡たすことを命す可し。州行刑局か被告人を州獄の一より他に移すことを事情上必要と認むるときは、同局は、其後刑期の終了する迄斯く認むる毎に被告人を州獄の一より他に移すことを得。

第一二〇三條（一九二三年五月改正）　裁判所又は局課其他官憲は

裁判所又は局課其他官憲に刑罰の範圍に關する自由裁量の權限を付與せる罪か有罪の答辯又は評決によつて有罪と決定せる後

判決及ひ言渡前、且つ左に規定せる場合以外の場合に於て

刑の加重又は輕減を考慮し得る情狀ありと認むるときは、當事者の何れかの口頭の申出により又は職權を以て、任意之を保護司に託し

之を研究し刑猶豫を許して之を放免す可きや否やの意見を付して指定の日に之を報告すること

を保護司に命することを得。斯くて裁判所は其命する通知を對手人に送れる上前記指定の日に略式に之を審問す可し。前記指定日に於て、保護司の提出せる報告書等及ひ周圍の事情に照らして裁判所か

十八歲以上の人か有罪の答辯をなせり又は有罪と決定せり刑を輕減す可き事情あり又は之によつて裁判の目的を達し得可し

と認むるときは裁判所は

其自由裁量を以て、左記の如く被告人に刑猶豫を許す權限を有することを得。但し本條の規定は

犯罪實行の際兇器を使用せる又は犯人か兇器を携帶せる又は被害者に大傷害又は大苦痛を與へたる謀殺、故殺、强盜、押入、强姦の場合若しくは

前記犯罪の何れかの前科を有する人若しくは

州、郡、市郡合併區、其他行政區劃の官公吏又は雇員か職務執行中賄賂を取り又は與へ若しくは取り又は與へんと申出て若しくは官金を横領し若しくは職務執行中强制誅求の罪を犯せる場合

に之を適用せず。

(a)裁判所又は其判事は刑の言渡又は執行を猶豫し裁判所の決定せる條件にて且つ

左記の場合の外は其罪に對して言渡し得る最長刑期を超えざる期間中

此猶豫の繼續を命することを得。裁判所は自由裁量を以て其條件中に

被告人か猶豫條件に違反せりと指摘され裁判所か之を取調ふる爲め其出頭を命するときは裁判所に出頭することを保證する條件

を含ましむることを得。裁判所は何時にても他の猶豫條件に影響を及ほさずして此保證を解くことを得。

刑の言渡又は執行を斯く猶豫する場合に於ては裁判所は猶豫中猶豫されたる人を其裁判所の保護司の監督

監視に付す可し。但し其罪に對して宣告し得る最長刑期か二年以下の場合に於ては刑の言渡又は執行の猶豫期間は裁判所の自由裁量を以て二年迄之を繼續することを得。本州刑法第二七〇條第二七〇條ａに違反せる罪の場合に於ては刑の言渡又は執行の猶豫期間は裁判所の自由裁量を以て五年を超えざる期間中之を繼續することを得。

(b)判決か罰金を拂ふ可き判決にして且つ之を拂ふ迄被告人を拘留する場合に於ては裁判所又は其判事は刑を言渡すとき

其決定する條件を付して、其罪に對して言渡し得る最長刑期を超えざる範圍に於て其決定する期間中拘留の執行を猶豫する旨

を命することを得。此場合に於ては罰金を拂ふ機會を被告人に與ふる爲め猶豫中被告人を保護司の監督監視に付す可し。但し罰金を拂ふときは判決は行はれ執行猶豫は終了す。

(c)本條の規定に基きて刑猶豫となり放免されたる人の猶豫期間中何時にても、保護司は、逮捕狀其他令狀なくして、事件の終了前何時にても、其監督監視せる人を再ひ逮捕し之を裁判所に引致することを得。又公正上之を必要と認め且つ裁判所か保護司の報告等によつて

刑猶豫となれる人か其猶豫條件に違反し居れり又は犯罪に從事し居れり又は惡友の仲間に入れり又は不身持の生活を送り居れり

と信ずる可き理由ありと認むるときは、裁判所は其自由裁量を以て其人の再逮捕狀を發し且つ之によつて其刑猶豫を取消すことを得。之を取消すときは

刑の言渡を猶豫せる場合に於ては被告人に言渡し得る最長刑期以内の任意の期間に關する判決を言渡すことを得。

牢然判決を言渡し其執行を猶豫せる場合に於ては裁判所は其猶豫を取消すことを得。猶豫を取消すときは判決は實施され被告人は刑に服する爲め適當の官吏に渡さる

(d)裁判所は猶豫期間中何時にても刑の言渡又は執行を猶豫する命令を取消又は變更する權限を有す。裁判の目的か之によつて達せられ且つ猶豫されたる人の行狀の良好や改心か之を可とする場合に於ては裁判所は何時にても猶豫期間を打切り其人の監督監視を解くことを得。但し裁判所又は書記より其命令を取消又は變更せんとする意圖を其保護司に文書を以て通知せる後に非らされは此命令を下たすことを得す。何れの場合に於ても裁判所か猶豫命令を取消し刑を言渡すことを適當とせさるときは猶豫期間の終はると共に被告人を釋放す可し。

(e)裁判所は猶豫期間の終りて監督監視を解きしときより計算して、其罪に對して言渡し得る最長刑期の滿了する前何時にても

全猶豫期間中猶豫條件を守りし人又は猶豫期間終了前監督監視を解かれたる各被告人に

其有罪の答辯を撤回し無罪の答辯を記入することを許す可し。若し被告人か無罪の答辯後有罪と決定せるときは裁判所は有罪の評決を破棄す可し。何れの場合に於ても裁判所は直ちに其被告人に對する求刑又は通告を棄却す可し。被告人は爾後其犯罪より生する一切の刑罰及び無能力より免かるることを得可し。

(f)丁年保護司、同助手、同代理を置く。但し左に規定せる場合以外の場合に於ては

少年審判所法として知られ且つ一九一五年六月五日裁可の「少年審判所法と稱し、且つ二十一歲以下の人に關し、且つ或場合に於ては其監護扶養に關することを規定し、斯る人の刑猶豫處分方 Whittier State School, Preston School of Industry, California School for Girls 其他營造物への收容方を規定し斯る人を取扱ふ保護司保護委員を設け其給料を定め斯る人の留置場の設置方を規定し斯る人か罪を犯せる場合に之を取扱ふ手續取扱ひ方收容方法を定め斯る人の犯罪に關する刑罰を規定し其犯罪に關する定義を下たし一九〇九年三月八日裁可 一九一一年四月五日改正 一九一三年六月五日改正せる「少年審判所法其改正法律及ひ本法と牴觸せる一切の法律 又は法律の一部を廢止する法律」と稱する法律 又は之を訂正せる又は之に代はれる法律

によつて任命されたる保護司、同助手、同代理は夫れ夫れ執職丁年保護司同助手同代理なり。但し市郡合併區にて犯せる罪及ひ

Freeholder Charterの下に運用せさる且つ一九二〇年の聯邦統計によれは三十万以上の人口を有する郡

にて犯せる罪の場合に於ては此限りに非らず。斯る郡斯る市郡合併區に於ては本條g項の下に任命されたる丁年保護司同助手同代理か本法によつて其任務に從事す。尤も少年審判所法と稱する前記法律第二十一條及び刑法第二七〇條に規定せる犯罪の場合に於ては前記少年審判所法によつて任命されたる保護司同助手同代理か本法の下に其任務に從事す。

(g)市郡合併區及び三十万以上の人口を有し且つ Freeholder's Charter の下に運用せさる郡に於ては多數決によつて刑事事件の審問處分に當る樣指名されたる部の判事

は裁判所の帳簿に記入せる命令を以て品行方正の市民七人を丁年保護局理事に任命し且つ其理事の缺員を補充す可し。同裁判所の書記は直ちに其旨を理事に任命されたる各人に通知す可し。通知されたる人は高等裁判所判事の許に出頭し丁年保護局理事の職務を忠實に行ふ旨を宣誓して就任す可し。此宣誓は其裁判所の記錄に之を記入す可し。丁年保護局理事は四年間及び其後任の任命され就任する迄在職す。但し第一回の任命者の內一人は一年間二人は二年間二人は三年間二人は四年間在職す。其何人か何年間在職するやは任命後直ちに抽籤を以て之を決定す。理事の任期滿了の爲め理事に缺員の生するときは四年間在職する後任を任命す。他の理由の爲め缺員の生するときは其後任として任命されたる人は前任者の未了任期中在職す。保護局理事は何時にても

解任問題を考究する特別の目的を以て召集されたる會議にて同局理事四人の解任を可とする投票及び

刑事事件の審問處分に當る樣任命されたる判事の過半數の爾後承認書によつて理由を付して之を解任することを得。此爾後承認書は前記判事か前記保護局理事の報告書を受理せる後三十日以內に之を裁判所の書記に差出す可し。前記會議に關する通知書は其當日より少なくとも十日以前に之を各理事に送達す可し。且つ其目的を之に揭く可し。

丁年保護局理事は

裁判所より命せらるるときは猶豫者を親切に監視し、裁判所より命せらるるときは裁判所に報告を提出し援助を與へ、且つ時々猶豫者に關する命令を猶豫者の最上の利益となる樣變更する樣裁判所に意見を申出る

義務を有す。

丁年保護局理事は無給とす。

各市郡合併區に丁年保護司一人同助手八人を置く其給料左の如し。

丁年保護司	一人	月	二五〇弗
同助手	一人	月	二〇〇弗
同助手	七人	月各一四〇弗	

三十万以上の人口を有し且つ Freeholder's Charter の下に運用せさる各郡に丁年保護司一人同助手一人同代

理二人を置く。其給料左の如し。

丁年保護司　一人　年三〇〇〇弗
同助手　一人　年二四〇〇弗
同代理　一人　年二一〇〇弗
同代理　一人　年六〇〇弗

前記の郡に於ける丁年保護司代理の一人の婦人にして速記及びタイプライトに長し他の職務の外に其役所の書記的速記的仕事を行ふ能力を有するものたる可し。茲に掲くる丁年保護司同助手同代理の給料は其任命されたる郡又は市郡合併區の金庫より他の郡吏の給料を支拂ふと同一方法にて之を支拂ふ。丁年保護司同助手同代理は刑事事件の審問處分に當る樣指名されたる一判事又は刑事事件を受託せる部の判事より權限を付與されたる法定(本州法律に規定せる)の職務を行ふ爲め負擔せる臨時費用を支拂はる。此費用は郡の負擔とす。此費用は其費用の指定額に關する支拂命令書を出納官に渡す樣檢査官に求むる前記判事の命令書に基きて郡金庫より之を支拂ふ。丁年保護司は支出簿一冊を所持し居り毎月其寫を管理局に差出す可し。

各市郡合併區及ひ三十万以上の人口を有し且つ Freeholder's Charter の下に運用されさる郡に於ては前掲丁年保護司、同助手、同代理は丁年保護局理事之を指名し刑事事件の審問處分に當る樣指名されたる部の判事の多數決を以て之を任命す。前掲丁年保護司同助手同代理の任期は任命の日より二ヶ年とす。前記官吏は

刑事事件の審問處分に當る樣指名されたる部の判事の一人又は數人か丁年保護司に訴追書を提出せる上全判事の決議に付し相當の理由を付して多數決を以て解任を可決することによつて何時にても之を解任することを得。

各丁年保護司同助手同代理は刑事事件の審問處分に當る樣指名されたる部の判事の決定承認せる二千弗以下の金額の且つ其職務を忠實に行ふ旨を保證せる保證書を入る可し。カリホルニア州にて營業に從事する許可を得たる保證人會社か其保證に立つときは其保險料は郡金庫より之を支拂ふ。

丁年保護司は其欲する員數の增員代理を任命することを得。但し此代理は丁年保護局理事か多數決を以て及ひ刑事事件の審問處分に當る樣指名されたる部の判事か多數決を以て其任命を承認する迄執務する權限を有せす。此代理の任期は之を任命せる丁年保護司の任期と同時に滿了す。但し丁年保護司は何時にても其自由裁量を以て其任命を取消し之を罷むることを得。此代理は茲に規定せるものの外は無給とす。市郡合併區の管理局及ひ三十万以上の人口を有し且つ Freeholder's Charter の下に運用せさる郡の管理局は其郡又は其市郡合併區の費用を以て郡獄に近き場所に丁年保護司に適當の事務所及ひ宿所を設け且つ之を維持す可し。本項の規定は少年審判所法第二一條及ひ刑法第二七〇條に定義を下せる犯罪に之を適用せす。

(h)本法の規定に從つて人の刑を猶豫し之を放免せる場合に於ては其事件を
其人の住せる又は其人の移れる州内の他の郡又は他の市郡合併區にある同級の裁判所
に移送することを得。其場合に於ては其裁判所は其人を
移されたる郡又は市郡合併區の保護司の監護
に付す可し。其後其裁判所は其事件を全然管轄す。其後更に之を他の裁判所に移送することを適當と認む
るときは前の移送の場合と同樣に之を移送する權限を有す。
(i)十八歲以上の人か有罪の答辯をなし又は之に對して有罪の評決の下れる場合に於ては其罪を管轄せる郡
の保護司は、裁判所より命せらるるときは、其人の身元、性質、經歷、家族の狀態、犯罪を調査し之を裁
判所に報告し裁判所記錄中に其報告書を保存し置く可し。其報告書中に
其人の刑を猶豫し之を放免するの可なるや否やに關する意見
を掲く可し。前記の人か刑を猶豫され保護司の監督に委ねらるるときは保護司は適當の帳簿又は他の文書
に
法廷に於ける事件の經過、保護司の名、其事件に關する其行爲、被保護者の年齡、男女の別、出生地、
住所、敎育、酒を飮むや否や、配偶者の有無、行狀、職業、父母の職業、保護中の狀態及び保護の結
果

を完全精確に記載す可し。此保護司の此記錄は裁判所の記錄の一部を構成す。又何時にても裁判所又は之
か爲め裁判所より任命せる人竝ひに裁判所より反對の命令なき限りマジストレート、警察長官其他警官の
長の檢閱を許す可し。前記保護司の用に供する爲め前記帳簿を供給す可し。其費用は郡金庫より之を支出
す。
(j)各保護司は、毎年六月三十日後十五日以内及ひ十二月三十一日後十五日以内に其郡又は市郡合併區の高
等裁判所に對する報告書を作成し公文書として之を郡書記に差出す可し。且つ其報告書の寫一通を其報告
當時保護中の人の刑を猶豫せる各判事に送くる可し。更に一通を州慈惠矯正局書記官に送くる可し。此報
告書は
猶豫期間滿了者、釋放者、刑猶豫を止められた人、權利回復者を差引き且つ男女と重罪輕罪に區別せる
六月三十日十二月三十一日現在の、其保護司の保護を受け居る人の精確の員數(氏名を掲けすに)を
之に掲く可し。又此報告書は夫れ夫れ其場合に應して猶豫されたる人を一九〇三年一九〇四年一九〇五年
より……降つて報告書作成の年に至る迄年度別けにして之を作成す可し。
(k)裁判所より猶豫條件を書ける文書を供給せさるときは保護司は其監督せる刑猶豫者に猶豫條件を掲くる
文書を與ふ可し。且つ猶豫者か猶豫條件に違反せは保護司は之を猶豫せる裁判所又は判事に其旨を報告す
可し。

(1)前記保護司は其保護せる人に對して治安官吏の權限を有す。

第一二〇三條（一九二七年五月改正）　裁判所は

裁判所又は局課其他官憲に刑罰の範圍に關する自由裁量の權限を付與せる罪か有罪の答辯又は評決によつて有罪と決定せる後、

被告人又は人民の申立により又は職權を以て、

略式に又は其指定せる日に、

被告人の面前にて、被告人の刑猶豫及ひ刑猶豫を許すときは其猶豫條件を取調決定することを得。又は其自由裁量を以て

其犯罪及ひ被告人に關する周圍の事情及ひ刑の加重又は輕減の參考となり得る被告人の過去の記錄を研究し指定せる日之を裁判所に報告することを保護司に託することを得。裁判所の指定せる前記の日裁判所は前記申立を審問決定し之と共に保護司の報告を考慮することを得。前記申立を審問し且つ保護司の報告を考慮せる上

法律に規定せる刑罰を輕減す可き事情あり又は裁判の目的を補益すると決するときは裁判所は其自由裁量を以て左記の如く被告人を刑猶豫に付する權限を有す。但し刑の猶豫は

犯罪實行の際又は其逮捕の際兇器を携帶せる（被告人か其當時其兇器を携帶する合法的權利を有せさる限り）被告人、若しくは

犯罪の實行に兇器を使用せし人又は使用せんとせし人、若しくは

犯罪の實行中大傷害又は大苦痛（身體の）を與へたる人、若しくは

裁判所か被告人は確かに重罪の前科を有せすと確信せさる被告人、若しくは

其職務執行中賄賂を取り又は與へ又は取らんと申出て又は與へんと申出て又は官金を橫領せる若しくは職務執行中强制誅求の罪を犯せる州、郡、市、市郡合併區其他行政區劃の官吏又は雇員に之を適用せす。

(一)裁判所又は其判事は刑猶豫を許す命令を以て刑の言渡又は刑の執行を猶豫し且つ左記の場合の外其罪に對して言渡し得る最長刑期を超えさる期間中其決定せる條件にて其猶豫を繼續することを得。裁判所又は判事は、刑猶豫を許す命令中に且つ其條件として

其事件に關して法律に規定せる最長期間を超えさる期間中被告人を郡獄に拘禁することを得。

斯る場合に關して法律に規定せる最大金額を超えさる金額の罰金を被告人に拂はしむることを得。

刑猶豫を許すと共に郡獄禁錮又は罰金又は双方を課し又は何れも課せさることを得。

適當の場合に於ては賠償を規定する（拂はしむる）ことを得。

刑猶豫條件中の何れか又は全部の忠實なる遵守履行に關する保證を命することを得。

Road Camp 農園其他公共事業を利用し得る郡又は市郡合併區に於ては裁判所は郡獄の代はりに Road Camp 農園其他公共事業に刑猶豫者を置くことを得。行政法第四〇四一條第二九項は刑猶豫者に之を適用す。裁判所は郡獄に拘禁されたる囚徒に作業を命すると同一の權限を以て茲に揭くる公共事業に從事することを丁年刑猶豫者に命する權限を有す。公共事業を手配し夫れ夫れ其郡に於ける丁年刑猶豫者に關する報酬率を定むる權限を茲に諸郡の管理局に付與す。刑を猶豫する場合に於て裁判所は刑猶豫條件として

刑猶豫者は働ゐて其家族の扶養費を得又は課せられたる罰金又は賠償を拂ひ其收入の勘定書を所持し之を保護司に報告し其收入を裁判所の命する通りに充當すること

を刑猶豫者に命する權限を有す。

裁判所は前記條件即ち禁錮、罰金、條件及ひ

裁判をなす目的、社會に對して法律違反に關する罪亡ほしをなす目的、此法律違反の結果として何人かに及ほせる損傷に關して罪亡ほしをなす目的、一般的に且つ指示的に刑猶豫者の改心更生に關して相當適當と決定する他の合理的條件

の一又は總てを課し之を命することを得。但し刑猶豫者か刑猶豫條件に違反し裁判所か刑猶豫を取消すことを正當又は必要と認むる場合に於ては其刑猶豫者か刑猶豫條件として郡獄又は他の留置所に拘禁されたる期間又は其拂へる罰金は之を其刑罰の一部分と考慮す可し。被告人か確定判決にて言渡されたる拘禁期間又は罰金額より之を差引く可し。

被告人か刑猶豫條件に定むる郡獄拘禁期間經過後又は裁判所の命令によつて其以前に郡獄より釋放さるる場合及ひ刑猶豫を許す時郡獄に拘禁され居さりし場合に於ては裁判所は其刑猶豫期間中被告人を裁判所の保護司の監督に付す可し。但し課せられたる罰金を拂ひ且つ猶豫條件の全部を守りしときは刑猶豫期間の滿了すると共に刑猶豫は終了す。又は裁判所の自由裁量を以て其以前に終了す。指紋を取る設備を有する郡及ひ市郡合併區にては各刑猶豫者の指紋を取り其記錄を保存す可し。

(二)本條の規定に基きて刑猶豫となり釋放されたる人の猶豫期間中何時にても、保護司又は治安官吏は逮捕狀其他令狀なくして、事件の終了前何時にても、一保護司の監督の下に刑猶豫に付せられたる人を再ひ逮捕し之を裁判所に引致することを得。又公正上之を必要と認め且つ裁判所か保護司の報告等によつて

猶豫されたる人か其猶豫條件に違反し居れり又は犯罪に從事し居れり又は惡友の仲間に入れり又は不身持の生活を送り居れり

と信ずる可き理由ありと認むるときは、裁判所は其自由裁量を以て其人の再逮捕狀を發し且つ之によつ

て其刑猶豫を取消すことを得。之を取消すときは刑の言渡を猶豫せる場合に於ては被告人に言渡し得る最長刑期以内の任意の期間に關する判決を言渡すことを得。

乍然判決を言渡し其執行を猶豫せる場合に於ては裁判所は其執行猶豫を取消すことを得。執行猶豫を取消すときは判決は實施され被告人は言渡されたる刑期より刑猶豫條件として拘禁されたる前揭期間を差引ける期間中刑に服する爲め適當の官吏に渡さる。

(三)裁判所は猶豫期間中何時にても刑の言渡又は執行を猶豫する命令を取消又は變更する權限を有す。裁判の目的か之によつて達せられ且つ猶豫されたる人の行狀の良好や改心か之を可とする場合に於ては裁判所は何時にても猶豫期間を打切り其人の監督監視を解くことを得。但し裁判所又は書記より其命令を取消又は變更せんとする意圖を以て通知せる後に非らされは此命令を下たすことを得す。何れの場合に於ても裁判所か猶豫命令を取消し刑を言渡すことを適當とせさるときは裁判所は猶豫期間又は其延長期間の終ると共に

　　茲に揭くる規定に違反せさる限り

被告人を釋放す可し。

(四)裁判所は、猶豫期間の終了して監督監視を解きしときより計算して、其罪に對して課し得る最長刑期の滿了する前何時にても

　全猶豫期間中猶豫條件を守りし人又は猶豫期間終了前監督監視を解かれたる各被告人に其有罪の答辯を撤回し無罪の答辯を記入することを許す可し。若し被告人か無罪の答辯後有罪と決定せるときは裁判所は有罪の判決を破棄す可し。何れの場合に於ても裁判所は直ちに其被告人に對する求刑又は通告を棄却す可し。被告人は爾後其犯罪より生する一切の刑罰及ひ無能力より免かるることを得可し。刑猶豫者に知らしむる爲め此權利特權を刑猶豫書類に記載す可し。刑猶豫者は自から又は委任狀を以て委任せる代人によつて此申請をなし答辯の變更をなすことを得。但し被告人か其後他の罪を犯して訴追さるる場合に於ては此前科は之を論し之を證することを得。且つ恰かも刑猶豫か許されす求刑又は通告か棄却されさりしと同一の效力を有す。

(五)丁年保護司同助手同代理を置く。但し左に規定せる場合以外の場合に於ては

　少年審判所法として知られ且つ一九一五年六月五日裁可の「少年審判所法と稱し、且つ二十一歲以下の人に關し且つ或場合に於ては其監護扶養に關することを規定し、斯る人の刑猶豫處分方及ひWhittier State School, Preston School of Industry, California School for Girls 其他營造物への收容方を規定し斯る人を取扱ふ保護司保護委員を設け其給料を定め斯る人の留置場の設置方を規定し斯る人か罪を犯せる場合に之を取扱ふ手續取扱ひ方收容の方法を定め斯る人の犯罪に關する刑罰を規定し其

犯罪に關する定義を下たし一九〇九年三月八日裁可一九一一年四月五日改正一九一三年六月五日改正せる少年審判所法其改正法律及ひ本法と牴觸せる一切の法律又は法律の一部を廢止する法律」と稱する法律又は之を訂正せる法律又は之に代れる法律

によつて任命されたる保護司、同助手、同代理は夫れ夫れ執職丁年保護司同助手同代理なり。但し市郡合併區にて犯せる犯罪及ひ Freeholder Charter の下に運用せさる且つ一九二〇年の聯邦統計によれは三十万以上五十万以下の人口を有する郡及ひ十万以上十一万以下の人口を有する郡にて犯せる犯罪の場合に於ては此限りに非らす。斯る郡斯る市郡合併區に於ては本條第六項の下に任命されたる丁年保護司同助手同代理か本法によつて其任務に從事す。尤も少年審判所法と稱する前記法律第二十一條及ひ刑法第二七〇條に規定せる犯罪の場合に於ては前記少年審判所法によつて任命されたる保護司同助手同代理か本法の下に其任務に從事す。

(六)市郡合併區九十万以上の人口を有する郡前記三十万以上五十万以下の人口を有する郡前記十万以上十一万以下の人口を有する郡に於ては、

多數決によつて刑事事件の審問處分に當る樣指名されたる部の判事は刑事部の帳簿に記入せる命令を以て品行方正の市民七人を丁年保護局理事に任命し且つ其理事の缺員を補充す可し。同裁判所の書記は直ちに其旨を理事に任命されたる各人に通知す可し。通知された

る人は高等裁判所判事の許に出頭し丁年保護局理事の職務を忠實に行ふ旨を宣誓して就任す可し。此宣誓は其裁判所の記錄に之を記入す可し。

丁年保護局理事は四年間及ひ其後任の任命され就任する迄在職す。但し第一回の任命者の內一人は一年間二人は二年間二人は三年間二人は四年間在職す。其何人か何年間在職するやは任命後直ちに抽籤を以て之を決定す。理事の任期滿了の爲め理事に缺員の生するときは四年間在職する後任を任命す。局理事は何時にても

他の理由の爲め缺員の生するときは其後任として任命されたる人は前任者の未了任期中在職す。保護

解任問題を考究する特別の目的を以て召集されたる會議にて同局理事四人の解任を可とする投票及ひ

刑事事件の審問處分に當る樣任命されたる判事の過半數の爾後承認書によつて理由を付して之を解任することを得。此爾後承認書は前記判事か前記保護局理事の報告書を受取れる後三十日以內に之を裁判所の書記に差出す可し。前記會議に關する通知書は其當日より少なくとも十日以前に之を各理事に送達す可し。且つ其目的を之に揭く可し。解任の理由を揭くる文書を解任さる可き理事に送り審問を受くる機會を之に與ふ可し。

丁年保護司と協力して働き指定の時期に會合し丁年保護司の監督を受くる刑猶豫者の罪狀及ひ刑猶豫

條件に通し裁判所より命せらるるときは刑猶豫者を親切に監視し裁判所及ひ丁年保護司に報告を供給し裁判所より命せらるるときは特別の援助を與へ且つ時々刑猶豫者の最善の利益となる樣刑猶豫に關する命令の變更に關する意見を裁判所に申出ることは丁年保護局理事の義務なり。丁年保護局理事は無給とす。

(七)九十万以上の人口を有する郡に丁年保護司一人同助手八人を置く。其給料左の如し。

丁年保護司	一人	月三〇〇弗
同助手	一人	月二二五弗
同助手	七人	月一七五弗

市郡合併區に丁年保護司一人同助手九人を置く。其給料左の如し。

丁年保護司	一人	月三五〇弗
同助手	一人	月二七五弗
同助手	七人	月二一〇弗
同助手	一人	月一九〇弗

前記月一九〇弗の助手は出納係兼書記なり。

三十万以上五十万以下の人口を有する郡に丁年保護司一人同助手一人同代理二人を置く。其給料左の如し。

丁年保護司	一人	月二五〇弗
同助手	一人	月二〇〇弗
同代理	一人	月一七五弗
同代理	一人	月 五〇弗

前記の郡に於ける丁年保護司代理の一人は婦人にして速記及ひタイプライトに長し他の職務の外に其役所の書記的速記的仕事を行ふ能力を有するものたる可し。

人口十万以上十一万以下の人口を有する郡に丁年保護司一人同代理一人を置く。其給料左の如し。

丁年保護司	一人	月二〇〇弗
同代理	一人	月一二五弗

但し前記の郡又は市郡合併區の高等裁判所の刑事部に規則正しく出席する又は指名されたる判事の過半數か

丁年保護司助手又は同代理の勞務を不必要と認むるときは

其郡又は其市郡合併區に於ける刑猶豫制度の能率及ひ刑猶豫者の員數か之を要するに至る迄之を任命す可らす。

茲に掲ぐる丁年保護司同助手同代理の給料は其任命されたる郡又は市郡合併區の金庫より他の郡吏又は市郡合併區吏の給料を支拂ふと同一方法にて之を支拂ふ。丁年保護司同助手同代理丁年保護局理事は刑事事件の審問處分に當る樣指名されたる一判事又は刑事事件を受託せる部の判事より權限を付與されたる法定(本州法律に規定せる)職務を行ふ爲め負擔せる臨時の費用を支拂はる。此費用は郡又は市郡合併區の負擔とす。此費用は其費用の指定額に關する支拂命令書を出納官に渡す樣郡檢査官に求むる前記判事の命令書に基きて郡金庫又は市郡合併區金庫より之を支拂ふ。丁年保護司は支出簿一冊を所持し居り毎月其寫を管理局に差出す可し。

(八)前記の郡及び市郡合併區に於ては前揭丁年保護司、同助手、同代理は丁年保護局理事之を指名し刑事事件の審問處分に當る樣指名されたる部の判事の多數決を以て之を任命す。前揭丁年保護司同助手同代理の任期は任命の日より二ヶ年とす。前記官吏は

刑事事件の審問處分に當る樣指名されたる部の判事の一人又は數人より訴追書を提出せる上、若しくは丁年保護局理事より決議書提出の上若くは丁年保護司より訴追書提出の上前記判事の決議に付し理由を付して多數決にて之を可決することによつて

何時にても之を停職に處し又は之を解任することを得。前記訴追書を提出するときは前記判事は提出後十日以上二十日以下の指定の日に指定の場所にて之を審問する命令を下たす可し。審問日より少なくとも五日以前に訴追さるる人に通知書及び訴追書の寫を送達す可し。

各丁年保護司同助手同代理は刑事事件の審問處分に當る樣指名されたる部の高等裁判所判事の承認せる二千弗以下の金額の且つ其職務を忠實に行ふ旨を保證せる保證書を入る可し。カリホルニア州にて營業に從事する許可を得たる保證人會社か其保證に立つときは其保險料は郡金庫より之を支拂ふ。

丁年保護司は其欲する員數の補充代理を任命することを得。但し此代理は丁年保護局理事か多數決を以て及び刑事事件の審問處分に當る樣指名されたる部の判事か多數決を以て其任命を承認する迄執務する權限を有せす。此代理の任期は之を任命せる丁年保護司の任期と同時に滿了す。但し丁年保護司は何時にても其自由裁量を以て其任命を取消し之を罷むることを得。此代理は茲に規定せるものの外は無給とす。

前記の郡及び市郡合併區の管理局は其郡又は其市郡合併區の費用を以て郡獄に近き場所に丁年保護司に適當の事務所及び宿所を設け且つ之を維持す可し。本項の規定は少年審判所法第二一條に定義を下せる犯罪に之を適用せす。

(九)本法の規定に從つて人の刑を猶豫し之を放免せる場合に於ては其事件を

其人の住せる又は其人の移れる州内の他の郡又は他の市郡合併區にある同級の裁判所に移送することを得。其場合に於ては其裁判所は其人を

移されたる郡又は市郡合併區の保護司の監護
に付す可し。其後其裁判所は其事件を全然管轄す。其後更に之を他の裁判所に移送することを適當と
認むるときは前の移送の場合と同樣に之を移送する權限を有す。
(二)十八歲以上の人か有罪の答辯をなせる場合又は之に對して有罪の評決の下れる場合に於ては其罪人
を管轄せる郡の保護司は、裁判所より命せらるるときは其人の身元、性質、經歷、家族の狀態犯罪を
調査し之を裁判所に報告し裁判所記錄中に其報告書を保存し置く可し。其報告書中に
其人の刑を猶豫し之を放免するの可なるや否やに關する意見
を揭くることを命せらるるときは之を揭く可し。前記の人か刑を猶豫され保護司の監督に委ねらるる
ときは保護司は適當の帳簿又は他の文書に
法廷に於ける事件の經過、保護司の名、其事件に關する其行爲。被保護者の年齡、男女の別、出生
地、住所、敎育、酒を飮むや否や、配偶者の有無、行狀、職業、父母の職業、保護中の狀態及ひ保
護の結果
を完全精確に記載す可し。此保護司の此記錄は裁判所の記錄の一部を構成す。又何時にても裁判所又
は之れか爲め裁判所より任命せる人竝ひに裁判所より反對の命令なき限りマジストレート警察長官其
他警官長の檢閱を許す可し。前記保護司の用に供する爲め前記帳簿を供給す可し。其費用は郡金庫よ
り之を支出す。
(二)各保護司は、毎年六月三十日後十五日以內及ひ十二月三十一日後十五日以內に、其郡又は市郡合併
區の高等裁判所に對する報告書を作成し公文書として之を郡書記に差出す可し。且つ其報告書の寫一
通を其報告當時保護中の人の刑を猶豫せる各判事に送くる可し。更に一通を州公安局書記官に送くる
可し。此報告書は
猶豫期間滿了者、釋放者、刑猶豫を止められたる人、權利回復者を差引き且つ男女と重罪輕罪に區
別せる六月三十日十二月三十一日現在の、其保護司の保護を受けて居る人の精確の員數（氏名を揭け
すに）を
之に揭く可し。又此報告書は夫れ夫れ其場合に應して猶豫されたる人を一九〇三年一九〇四年一九〇
五年より……降つて報告書作成の年に至る迄年度別けにして之を作成す可し。
(三)裁判所より猶豫條件を書ける文書を供給せさるときは保護司は其監督せる刑猶豫者に猶豫條件を揭
くる文書を與ふ可し。其監督せる猶豫者か刑猶豫條件に違反せは保護司は之を猶豫せる裁判所又は判
事に其旨を報告す可し。
(三)前記保護司は其保護せる人に對して治安官吏の權限を有す。
第一二〇三條（一九二九年五月改正）裁判所は

裁判所又は局課其他官憲に刑罰の範圍に關する自由裁量の權限を付與せる罪か有罪の答辯又は評決によつて有罪と決定せる後

被告人又は人民の申立により又は職權を以て略式に刑猶豫を却下することを得。又は其指定せる日被告人の面前にて被告人の刑猶豫及ひ刑猶豫を許すときは其猶豫條件を審問決定することを得。刑猶豫を却下せさるときは裁判所は直ちに

其犯罪及ひ被告人に關する周圍の事情及ひ刑の加重又は輕減の參考となり得る被告人の過去の記錄を研究し指定の日之を裁判所に報告すること

を保護司に託す可し。之を託するときは保護司は其犯罪に關する周圍の事情及ひ被告人の過去の經歷を調査し

被告人に刑猶豫を許す可きか見合はす可きか及ひ許すときは如何なる條件を付す可きかに關する意見書

を添へて調査の結果を文書を以て裁判所に報告す可し。其報告書及ひ其意見書は其事件の記錄として裁判所書記之を受理保存す可し。裁判所の指定せる前記時日裁判所は前記申立を審問決定し且つ之と共に保護司の報告を考慮す可し。且つ事件の記錄として裁判所書記の受理保存す可き此報告書を考慮せる旨の顚末書を作成す可し。申立を審問し報告書を考慮せる上

法律に規定せる刑罰を輕減す可き事情あり又は被告人に刑猶豫を許すことによつて裁判の目的を補益し得

と決するときは裁判所は其自由裁量を以て左記の如く被告人を刑猶豫に付する權限を有す。刑猶豫を許ささりしときは裁判所書記は報告書意見書の寫を直ちに行刑局に送付す可し。但し刑猶豫は

犯罪實行の際又は其逮捕の際兇器を携帶せる（被告人か其當時其兇器を携帶する合法的權利を有せさる限り）被告人若しくは

犯罪の實行に兇器を使用せし又は使用せんとせし人若しくは

犯罪の實行中大傷害又は大苦痛（身體の）を與へたる人若しくは

裁判所か被告人は何所にても重罪の前科を有せすと確信し得さる被告人若しくは

其職務執行中賄賂を取り又は與へ又は取らんと申出て又は與へんと申出て又は官金を橫領せる若しくは職務執行中強制誅求の罪を犯せる州、郡、市、市郡合併區其他行政區劃の官吏又は雇員

に之を許さす。

（一）　從前通り

（二）　同　上

（三）　同　上

（四）同　上
（五）同　上
（六）同　上
（七）同　上
（八）同　上
（九）同　上
（一〇）同　上
（二）同　上
（三）同　上
（三）同　上

（備考）行政法第四〇四一條二九號は郡獄に拘禁せる輕罪既決囚を官吏監督の下に道理等にて作業に從事せしむることを規定する權限を郡管理局に付與する規定なり。

第一二〇四條　周圍の事情に關する證人の證言は公開法廷に於て證人を訊問して之を錄取す可し。但し證人か病氣又は病弱にて出廷し得さる場合に於ては裁判所の命せる通知を對手人に送れる上郡のマジストレートか法廷外に於て其訊問調書を作くることを得。裁判所又は其判事は本條及ひ前條に規定せる以外の刑

の增減に關する宣誓文書證言又は口頭たると文書たるとを問はすあらゆる種類の提言を提言され又は受理することを得す。

第一二〇五條　被告人に罰金を課する判決は其罰金を拂ふ迄被告人を拘留することを命することを得。此場合に於ては拘留日數を判決に揭く可し。其日數は罰金各二弗に對して一日を超ゆることを得す。又如何なる場合に於ても其罪に對して宣告し得る拘留日數を超ゆることを得す。

第一二〇六條　拘留を代刑とせると否とを問はす被告人に罰金を課する判決の下れる場合に於ては其判決は民事訴訟に於ける金錢に關する判決同樣留置權を構成す。

第一二〇七條　有罪決定に對して判決を下せるときは書記は帳簿に之を記入し如何なる罪を犯せるかを略述し且つ前科あらは其旨を之に記入す可し。又五日以內に左の書類を一纏めとして綴り合はす可し。其書類は訴訟記錄を構成す。

一、起訴狀又は檢事正通告手續書
妨訴抗辯又は答辯に關する帳簿記事の寫一通
二、審理に關する帳簿記事の寫一通
三、與へられたる修正されたる又は却下されたる說示書及ひ其裏書
裁判所の說示の謄本

四、判決の寫一通

第一二〇七條（一九二七年六月改正）　有罪決定に對して判決を下せるときは書記は帳簿に之を記入し如何なる罪を犯せるかを略述し且つ前科あらは其旨を之に記入す可し。又五日以内に左の書類を一纏めとして綴り合はす可し。其書類は訴訟記錄を構成す。

一、起訴狀又は檢事正通告手續書

妨訴抗辯又は答辯及ひ之に關する決定に關する帳簿記事の寫一通

二、判決の寫一通

第二節　執行

第一二一三條　死刑以外の判決を言渡せる場合に於ては帳簿に記入せる其判決の謄本を判決を執行す可き義務を有する官吏に直ちに送付す可し。其執行の正當なることを證する爲め又は其執行を命する爲め他に何等の令狀又は權限付與證明書を發することを要せす。

第一二一四條　拘留を代刑とせると否とを問はす罰金を課する判決の下れる場合に於ては民事訴訟に於ける判決同樣之に對して强制執行狀を發することを得。

第一二一五條　禁錮の判決又は罰金及ひ之を納付する迄拘留する判決の場合に於ては判決に從ふ迄被告人を直ちに適當官吏の監置に付し其許に之を留置し置く可し。刑法第一二〇三條に規定せる通り裁判所か刑の言渡を猶豫するか又は刑の言渡後刑の執行を猶豫し之を監視に付する場合に於て、若し被告人か十六歳以上なるときは猶豫期間の了はる迄猶豫條件を遵守し了はる迄直ちに之を其裁判所の保護司の監視に付す可し。乍然刑法第一二〇三條に規定せる通り刑言渡猶豫又は刑執行猶豫を取消し判決を言渡せる場合に於ては直ちに被告人を適當官吏の監置に付し判決に從ふ迄其許に之を留置し置く可し。

第一二一六條　州獄禁錮の判決の下れる場合に於ては郡執行官は其謄本を受取ると共に被告人を引取り之を州獄の典獄に引渡す可し。又執行官は判決の謄本を典獄に渡し典獄より被告人を受取れる旨の受取證を取る可し。

第一二一七條　死刑の判決の下れる場合に於ては判事の署名し裁判所の官印を押捺し書記の證明せる死刑執行狀を作成し之を執行官に渡す可し。死刑執行狀は其罪狀其判決を之に揭け判決を執行す可き日を指定し且つ

死刑執行の爲め判決日より十日以内に、被告人を本州州獄の一の典獄に渡すことを執行官に命す可し。其執行日は判決日より六十日乃至九十日たる可し。其州獄の名を執行狀に揭く可し。

第一二一八條　死刑の判決を下せる裁判所の判事は斷罪後直ちに郵便等を以て

罪狀、判決及ひ之に關して擧けられたる證據を揭くる顚末書

を知事に送付す可し。

第一二一九條　此顚末書に接するときは知事は此顚末書に關する最高裁判所判事、檢事總長又は其內の何人かの意見を徵することを得。

第一二二〇條　知事以外の官吏、判事、裁判所は上訴なき限り死刑の判決の執行を停止することを得す。但し死刑執行の爲め被告人を引渡されたる後被告人か精神病に罹り居れりと信す可き相當の理由を有する場合に於ては典獄は其旨を其州獄の存在せる郡の檢事正に注意す可し。檢事正は罪狀、判決、被告人か精神病に罹り居るや否やを取調ふることを求むる申請書を直ちに其郡の高等裁判所に差出す可き義務を有す。此申請書に接するときは高等裁判所は其郡の正規の陪審員名簿に掲くる人の內より十二人の陪審員を選定して陪審を構成し此問題の取調に當らしむ可し。

第一二二一條　檢事正は取調の際出席す可し。又檢事正は陪審の際證人を擧くることを得。檢事正は其目的を以て起訴陪審の際出廷する證人に關すると同一方法にて呼出狀を發することを得。之に從はさるものは裁判所の發せる令狀呼出狀に從はさる場合と同一方法にて之を罰することを得。

第一二二三條　陪審員の評決は帳簿に之を記入す可し。然る後高等裁判所は斯る取調をなせること及び其結果を掲くる命令を作成し之を記入せしむ可し。又被告人か精神病に罹り居ると決定せる場合に於ては之を州立精神病院の一に收容し其理會力を回復する迄之を安穩に收容し置く可き旨の命令を下たす可し。

第一二二四條　被告人か精神病者に非らすと決定するときは典獄は死刑執行狀に掲くる刑を執行する手續をなす可し。被告人か精神病者なりと決定するときは典獄は執行を停止し前條に掲くる命令の謄本を知事に送付し且つ其命令の謄本と共に被告人を其命令に掲くる病院の院長に渡す可し。被告人か理會力を恢復するときは院長は其旨を知事に通知す可し。此通知に接するときは知事は直ちに典獄に向けて死刑執行狀を發し其內に死刑執行日を指定す可し。

第一二二五條　死刑の判決の下れる女か姙娠中なりや否やを取調ふる爲め

第一二二一條に掲くる陪審員の代はりに醫師として相當の地位を有する利害關係のなき醫師三人を裁判所に呼出すことを除きては

總へて第一二二一條に規定せると同一の手續をなす可し。前記の醫師は裁判所內に於て但し被告人より要求するときは戶を閉せる室內にて被告人を取調へ其擧くる證據を聞き決定書を作成す可し。此決定書は裁判所の承認を得且つ之を帳簿に記入す可し。此取調手續に對して爲一二二二條の規定を適用す。

第一二二六條　女か姙娠に非らすと決定するときは典獄は刑を執行す可し。女か姙娠なりと決定するときは典獄は刑の執行を停止し決定書の謄本を知事に送付す可し。知事か典獄より被告人は最早姙娠中に非らすと云ふ證明書を受取るときは知事は死刑執行日を指定せる死刑執行狀を典獄に向けて發す可し。

第一二二七條（一九二三年六月改正）　何等かの理由の爲め死刑の判決を執行せす且つ其判決は依然效力を有し居る場合に於て檢事正より申請するときは其判決を下せる裁判所は死刑執行日を指定する命令を作成し之を記入せしむ可し。檢事正より申請せさる場合に於ても裁判所は其職權を以て斯る命令を作成し之を記入せしむることを得。其執行日は命令作成日より六十日乃至九十日たる可し。此命令を作成記入するときは其後五日以內に、裁判所の所印を押捺し書記の證明せる其謄本を死刑執行の爲め被告人を收容せる州獄の典獄に書留郵便を以て送付す可し。但し被告人を未た逮捕せさる場合に於ては逮捕狀を發することを得。逮捕するときは之を裁判所に引致せしむ可し。然る後裁判所は指定の日に其刑を執行することを執行官より被告人を受取れる州獄の典獄に命する命令を作成す可し。其指定日は其命令作成日より六十日乃至九十日たる可し。茲に規定せる死刑執行を命し其日を定むる命令に對しては上訴を許さす。

第一二二八條　死刑は被告人か死する迄被告人の首を縊することによつて之を行ふ可し。

第一二二九條　死刑は其判決を下せる裁判所の指示せる州獄の一の圍の中にて之を執行す可し。死刑を執行する州獄の典獄は死刑に立ち會ふ可し。且つ醫師一人本州檢事總長及ひ典獄の選定せる令名のある市民少なくとも十二人の立會を求め之を招待す可し。被告人より求むるときは典獄は被告人の指名せる二人以內の僧侶五人以內の親戚友人の立會を許す可し。又典獄か便利と認むる治安官吏の立會を許す可し。本條に揭くるもの以外のものは死刑執行の場所に居ることを得す。丁年以下の人の之を目擊することを許さす。

第一二三〇條　執行後典獄は判決を下せる裁判所に死刑執行狀に對する報告書を送り之に死刑を執行せる時日樣式方法を揭く可し。

第九章　最高裁判所への上訴

第一節　上訴を許す場合　上訴する方法　其效力

第一二三五條　起訴狀又は檢事正通告手續書にて訴追されたる刑事事件の當事者の何れかは本節に規定せる方法にて法律問題のみに關して最高裁判所に上訴することを得。

第一二三六條　上訴する當事者を上訴人（Appellant）と稱し對手人を被上訴人（Respondent）と稱す。但し訴訟の件名は上訴の爲め變更さるることなし。

第一二三七條　被告人は左に對して上訴することを得。

一、有罪の終局判決に對して
二、再審の申立を却下せる命令に對して
三、判決後下せる、當事者の實體的權利に影響を生する命令に對して

第一二三八條　人民は左に對して上訴することを得。

一、起訴狀又は檢事正通告手續書を棄却する命令に對して
二、起訴狀又は訴追書又は檢事正通告手續書に對する妨訴抗辯に關する被告人に有利の決定に對して
三、再審を許す命令に對して
四、判決を阻止する命令に對して
五、判決後下せる人民の實體的權利に影響を生する命令に對して

第一二三九條（一九一七年四月改正）　判決に對する被告人の上訴は

被告人か之に對して上訴する旨を、判決の下れるとき公開法廷にて被告人自から又は其辯護士を介して述ふることによつて、又は

判決後二日以內に上訴通知書を、判決を下せる裁判所の書記に、差出すことによつて

之をなすことを得。判決後下せる命令に對する上訴は

之に對して上訴する旨を、其命令の下れるとき公開法廷にて述ふることによつて

之をなすことを得。

第一二四〇條　人民の上訴は

之に對して上訴する旨を命令の下れるとき公開法廷にて述ふることによつて

之をなすことを得。

第一二四一條　書記は被告人又は人民の何れかか公開法廷にて上訴することを述へたる旨を直ちに裁判所の帳簿に記入す可し。但し書記か之を帳簿に記入せさりし場合に於ても上訴に何等の影響を生せす又上訴を無效とするものに非らす。

第一二四二條　人民の上訴は判決の破毀さるる迄被告人に有利の判決の實行を決して停止せす之に何等影響を及ほさす。

第一二四三條　有罪の判決に對する最高裁判所への上訴は死刑の場合に於ては判決の執行を停止す。他の場合に於ては其判決を下せる裁判所の判事又は最高裁判所の一判事か上訴を有望視す可き理由ありと認むる旨の證明書を其判決を下せる裁判所の書記に差出せる場合のみに限りて判決の執行を停止す。

第一二四三條（一九二七年五月改正）　有罪の判決に對する最高裁判所又は區控訴院への上訴は死刑の場合に於ては其判決の執行を停止す。他の場合に於ては審理裁判所より斯く命せさる限り判決の執行を停止せす。此命令を許すと許ささるとは全く審理裁判所の自由裁量にあり。此命令を下すときは裁判

所書記は此命令の下れることを掲くる證明書を發す可し。被告人か死刑又は無期禁錮の言渡を受けたる場合に於ては上訴中之を州獄に拘禁す。

第一二四四條　前條に規定せる證明書を差出すときは執行官は若し被告人を收監中ならは其寫一通を送達さるると共に、判決を執行せすして其儘被告人を收監し置き上訴の結果を待つす可し。

第一二四五條　證明書を受くる前に判決の執行を開始せるときは其後の執行を停止す。證明書の寫一通を送達さるるときは被告人を收監せし官吏は最初の通り之を收監す可し。（譯者註、一例を擧けんに判決前執行官の所即ち郡獄に收監し置き判決後州獄禁錮の判決を執行し既に州獄に移せるときは再ひ之を郡獄に戻す如きこれなり）

第一二四六條　上訴せるときは上訴されたる裁判所の書記は其後二十日以內に無料にて左の書類のタイプライトを上訴裁判所の書記に送付す可し。

一、起訴狀又は檢事正通告手續書又は訴追書

二、答辯に關する帳簿記事の寫一通

三、妨訴抗辯に關する帳簿記事の寫一通

四、妨訴抗辯の寫

五、審理に關する帳簿記事の寫一通

六、訴訟に關する他の帳簿記事の寫一通（判決の阻止又は再審に關する申立に關する手續を含める）

七、裁判所より陪審員に與へたる又は却下せる又は訂正して與へたる說示書の寫一通及ひ口頭說示の謄本一通

八、判決の寫一通

九、訴訟審理の際證據として提出せる證據書類（手書せる及ひ印刷せる）

上訴されたる裁判所の書記は前記期間內に

被告人又は其辯護士より申請するときは無料にて之に上訴裁判所書記に送付せる原紙の炭酸紙寫を渡す可し。又

檢事正より之を申請するときは無料にて之に炭酸紙寫を渡す可し。

第一二四六條（一九二七年五月改正）　上訴記錄はJudicial Councilより發布する規則に掲くる時日に之に掲くる方法にて作成提出す可し。此規則を發布する迄は一九二七年一月一日現行法律に規定せる時日に之に規定せる方法にて之を作成提出す可し。

第一二四七條　法律上上訴を許せる刑事訴訟に關する高等裁判所の判決又は命令に對して最高裁判所又は區控訴院に上訴せる場合に於ては、被告人又は人民上訴の場合に於ては檢事正は、五日以內に上訴の理由、上訴人か倚賴せる點を總括的に揭け且つ速記錄中如何なる部分か上訴人か倚賴せる點を示す爲め淨書を要するかを指示する申請書を之を審理せる高等裁判所の書記に左出す可し。此申請書を前記期間中に差出さるときは上訴は全然無效にして棄却されたるものと見做され判決又は命令は恰かも上訴のなかりしと同樣に之を實行することを得。

高等裁判所は申請書の差出後二日以內に

速記中上訴人の倚賴せる點を明らかに且つ充分に示めすに必要と高等裁判所の認むる部分を淨書することを其事件を速記せる速記吏に命する命令を下たす可し。裁判所か申請後二日以內に此命令を下さざりしときは無命令の儘申請書に要求せる速記を淨書す可し。速記吏は

速記錄中淨書を求められたる部分の淨書原紙及び炭酸紙寫三通（論告辯論當時反對のなかりし檢事辯護士の論告辯論全部を除ける）

を此申請書の差出後二十日以內に、裁判所書記に差出す可し。此淨書は最高裁判所の規則に規定せる通りタイプに打つ可し。速記吏は原紙及び各寫に其正確なる旨の速記吏の宣誓文書原本を添付す可し。

第一二四七條（一九二七年五月）削　除

第一二四七條ａ　速記吏か速記錄の淨書を書記に差出せるときは、書記は直ちに

求めらるるときは被告人又は其辯護士に炭酸紙の一を渡す可き

求めらるるときは檢事正に炭酸紙の他の一を渡す可き

之を渡したならは一々原本及び寫を渡せし月日を原紙に裏書したる上、其承認を求むる爲め其原紙を裁判所に差出す可き

義務を有す。其受取後十日以內に被告人又は其辯護士若しくは檢事正の何れか一方より之に對して異議を申立てさる限り判事は之に對して法定期間內に異議の申立のなかりし旨を之に認證す可し。認證後直ちに之を書記に返へす可し。被告人又は其辯護士若しくは檢事正は前記淨書の差出後十日以內に其訂正に關する申出書を書記に差出すことを得。裁判所は直ちに此異議の申立を取調決定す可し。若し裁判所か淨書を正確ならすと認むるときは之を訂正す可し。訂正せるときは判事は

之に關する一切の異議の申立を取調決定し且つ其決定に從つて之を訂正せし旨

を之に認證す可し。然る後直ちに之を再ひ書記に返す可し。書記か

判事の斯く認證せる淨書原紙

を判事より受取れるときは書記は直ちに之を上訴裁判所に送付す可し。此に於て此書類は上訴記錄の一部となるものとす。又書記は原紙に訂正せる點を訂正せる其炭酸紙寫を直ちに檢事正に送付す可し。

第一二四七條a（一九二七年五月）　削　除

第一二四七條b　速記吏の病氣又は死亡せる爲め速記吏の速記の淨書を入手し得ざる場合に於ては、上訴人は、其代はりに

高等裁判所か速記吏に淨書を命すると同一の淨書を作成せしめ之を差出さしむ可し。此淨書は速記吏の淨書の差出に關して規定せる期間内に之に關して規定せる方法にて之を差出す可し。上訴人か之を差出すときは速記吏の淨書の差出に關して本法第一二四七條aに規定せると同一の手續をなす可し。

第一二四七條b（一九二七年五月）　削　除

第一二四七條c　審理裁判所の手續に關する追加淨書の必要なることを、上訴裁判所も之を必要と認むる場合に於ては命令に定むる期間内に速記吏に之を淨書せしむることを命することを得。但し審理裁判所に申請せる原申請書に之に關する申請を含めさりしときは上訴人の申出に基きて追加淨書を命することを得す。追加淨書を命するときは命せられたる部分を淨書し最初の命令に含まれ居りしと同一方法にて之を高等裁判所書記に差出す可し。此追加淨書は最初の命令に含まれ居りしと同一の效力を有す。又最初の淨書の場合と同樣法定の手續をとる可きものなり。

第一二四七條c（一九二七年五月）　削　除

第一二四七條d　事件を審理せる裁判所又は裁判所の判事は速記吏か其速記を淨書提出す可き期間又は本法第一二四七條bに規定せる方法にて上訴人か手續の淨書を差出す可き期間を延長することを得す。之に關する理由を掲くる宣誓文書を差出すときは上訴の繫屬せる裁判所は六十日を超えさる範圍に於て其期間を延長することを得。

第一二四七條d（一九二七年五月）　削　除

第一二四七條e　上訴記錄を印刷に付すること又は刑事事件の要領書を印刷に付することを求め又は命することを得す。

第二一節　違式の爲め上訴の棄却

第一二四八條　上訴裁判所は、

上訴か重要なる點に於て違式なる場合のみに限りて

被上訴人の申立により、何時にても、

申立の基礎となれる書類の寫を添へて五日以前に通知の上

其棄却を命することを得。

第一二四九條　第一二四六條に掲くる通りの書類を送付せさるときは、相當の理由の爲め其期間を延長せさる限り、裁判所は同樣の申立によりて上訴を棄却することを得。

第三節　上訴の辯論

第一二五二條　刑事事件の上訴は、申立によりて又は被告人の同意を得て之を延長せさる限り、記錄を上訴裁判所に差出せる後六十日以內に上訴裁判所之を取調決定す可し。

第一二五二條（一九二七年五月改正）　刑事事件の上訴は

上訴裁判所か例外の理由のあることを示されて日延を許さゝる限り

記錄を上訴裁判所に差出せる後三十日以內に其審問を開始し當事者を召喚す可し。檢事辯護士の約束を以て日延をなすことを許さす。裁判の目的か之を必要とする以上に之を日延することを許さす。被告人より上訴する場合に於ては上訴裁判所は被告人の擧けたる爭點の外に

檢事總長より決定を求むる州に不利益なる審理裁判所の一切の決定を考慮決定す可し。

第一二五三條　上訴人か出頭せさるときは判決を確認することを得。被上訴人出頭せすとも辯論後に非らされは之を破棄することを得す。

第一二五四條　死刑に處す可き罪の場合に於ては上訴の辯論の際若し求めらるゝときは當事者双方の辯護士（檢事辯護士）各二人宛の論告辯論を許す可し。他の場合に於ては裁判所は其自由裁量を以て双方の論告辯論を各一人に制限することを得。

第一二五五條　被告人自から上訴裁判所に出頭することを要せす。

第一二五六條（一九二七年五月挿入）　各刑事上訴事件に列席することに關して檢事總長と協力し之を援助することは檢事正の義務なり。

第四節　上訴の判決

第一二五八條　裁判所は上訴を審問せる後當事者の實體的權利に影響を及ほさゝる手續上の誤謬欠缺又は抗告（譯者註、第二編第七章第五節參照）の申立を念頭に置かすして判決を下たす可し。

第一二五九條　被告人か公開法廷にて上訴せる場合に於ては上訴裁判所は

決定、命令、說示、又は

審理中云ひ又はなせると判決前云ひ又はなせると判決後云ひ又はなせるとを問はす、下級裁判所にて異議の申立をなし裁判所か其申立を考慮せる後云ひ又はなせる且つ被告人の實體的權利に影響を及ほ